

第4次美咲町振興計画

< みさき 新時代 ビジョン >

ひと輝くまち

MISAKI

2025 ▶ 2030

みんな
さえあって
きょうりょくする
まち

ごあいさつ

平成17年3月22日、中央町・旭町・柵原町の三町が合併し、美咲町が誕生してから、二十余年が経過しました。

この二十年の歩みは、決して平坦なものではありませんでした。少子高齢化と人口減少は予想を上回る速さで進行し、地域経済、医療・福祉、教育、公共交通など、私たちの暮らしを支える基盤に大きな影響を及ぼしています。

しかし、私はこの現実を単なる危機とは捉えていません。むしろ、これからの美咲町の在り方を問い直し、新たな価値を創造するための「転換点」であり、「みさき新時代」への確かな一歩を踏み出す好機であると考えています。



人口が減少する時代だからこそ、一人ひとりの存在と力の重みはこれまで以上に増えています。地域の強みを改めて見つめ直し、人と人とのつながりを深め、知恵と工夫によって新たな価値を創り出していくことこそ、これからの町づくりの可能性です。

本計画は、これまで取り組んできた「賢く収縮する」まちづくりを踏まえつつ、これから美咲町が目指す将来像と、その実現に向けた基本的な方向性を示すものです。

私たちが目指すのは、

子どもから高齢者まで、誰もが安心して自分らしく暮らし続けられるまち

若い世代が希望を持って働き、安心して子育てができるまち

高齢者が生きがいを持ち、地域の担い手として活躍できるまち

その実現のために必要なのは、「賢く挑戦する」姿勢です。挑戦なくして、まちの未来は拓けません。

「賢く挑戦する」とは、やみくもに進むことではなく、データと事実に基づき、限られた資源を最大限に活かしながら学び合い、連携し、時には失敗からも学びつつ着実に前進することです。変化を恐れず、未来を自らの手で切り拓く強い意志を持つことでもあります。

行政だけで成し得ることには限りがあります。地域住民の皆さま、企業・団体・議会の皆さまの力があってこそ、持続可能な町づくりは実現します。一人ひとりの「自分ごと」としての行動の積み重ねが、大きな力となり、次の世代へとつながる希望を形づくりします。

町長として、私は町民の皆さまの声に真摯に耳を傾け、対話を重ねながら、本計画に基づく施策を着実に推進し、共に考え、共に行動する町政を進めてまいります。

厳しい時代だからこそ、知恵を出し合い、支え合いながら、次世代に誇れる持続可能な美咲町、「未来からありがとう」と言われるようなまちを共に創り上げていきましょう。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案やアンケート調査等にご協力いただきました町民の皆さまをはじめ、熱心にご審議、ご検討を賜りました審議会委員の皆さま並びに関係各位に対し、心より感謝いたします。

今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8（2026）年3月

美咲町長 青野 高陽

美咲町民憲章

美しい川の流れを抱く

ふるさとの自然の恵みを皆で守ろう

美しく連なる棚田のように

温かくあいさつ交わし支え合おう

美しい星の導くように

受け継いだ文化の灯を明日の夢に

美しく笑顔の咲く町をめざして

美咲町合併10周年につくられた「美咲町民憲章」は、ふるさとである美咲町をいつまでも誇れるように、自然や人のぬくもりを伝えていきたいとの思いが込められています。

<目次>

序論	1
計画策定にあたって	2
計画の概要	3
人口の現状	5
人口の見通し	7
出生	9
人口動態	11
SDGs	12
基本構想	14
未来像（めざす姿）	15
賢く挑戦するまち	17
こどもに優しいまちづくり	18
地域共創のまちづくり	19
若者が活躍するまちづくり	20
計画の体系	21
基本計画	22
こどもの笑顔があふれるまちづくり	23
出会い・結婚支援の充実	24
妊娠・出産・子育て支援の充実	26
こどもの人権尊重と自立支援	30
こどもの教育の充実	32
家庭と地域の教育力の充実	36
みんなが笑顔でつながるまちづくり	38
住民参画の推進	39
地域福祉の充実	41
小規模多機能自治の推進	44
男女共同参画社会の推進	46
多様性と人権の尊重	48
生涯を通じた学びの充実	50
自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり	55
健康づくりの推進	56
高齢者福祉の充実	59
障害者福祉の充実	62
社会保障制度の運営	64

地域医療体制の充実	66
安全安心に笑顔で暮らせるまちづくり	68
災害に強い環境の整備	69
インフラの適正管理と整備	71
生活環境の保全	74
地域生活交通の確保	76
防犯・交通安全の充実	78
にぎわいと笑顔があふれるまちづくり	80
まちの魅力の創造	81
地域経済・地域産業の活性化	83
魅力あふれる観光の振興	89
定住と移住の促進	91
みらいの笑顔につながるまちづくり	93
行財政マネジメントの推進	94
公共施設マネジメントの推進	97
情報化の推進	99
広聴広報の強化	102
広域連携の推進	104

資料編 106

美咲町民憲章曲	107
美咲町民憲章手話	108
美咲町振興計画審議会条例	110
美咲町振興計画審議会委員名簿	111

序 論

計画の策定にあたって

美咲町は今年二十歳を迎えました。
いま、美咲町は、最大の危機に直面しています。

日本では、生まれる赤ちゃんが、ものすごく減っています。
2024年に生まれた赤ちゃんは、68万6,173人。
もちろん！ 美咲町でも。
2024年に生まれた赤ちゃんは、39人でした。
2025年、生まれた赤ちゃんは38人・・・

出生数の激減と高齢者の死亡数の増加。
経済規模は縮小の一途をたどり
深刻な人手不足
イノベーションを生み出す若い力も失われていくでしょう。
税収も減少し
生活インフラの維持は困難になるでしょう。
そして、減り続ける現役世代が
増え続ける高齢者を
支えきれなくなる日は
もう目の前に迫っています。

このままでは、美咲町は消滅してしまうかもしれません。

少子化と人口減少は
美咲町に暮らすすべての世代が
自分事として立ち向かうべき
差し迫った重要な課題です。

今こそ
まちのあり方
地域のあり方
そして私たち一人ひとりの生き方を
見つめ直し
大胆かつ実効性のある行動をとる時です。

計画の概要

(1)計画の趣旨

今を生きる私たちの責務として、美咲町を将来の世代へ引き継ぐために、地域力の結集と柔軟な発想、迅速な行動で、これからのまちづくりに臨むことが必要です。

劇的に変化している環境にフレキシブルでスピーディーに対応しながら、持続可能なまちをつくるための総合的なまちづくりの最上位計画として「第4次美咲町振興計画」（以下、本計画）を策定します。

(2)計画の役割と特徴

本計画は、町政の各分野における取組の方向性を示し、総合的な施策展開を図る役割を担います。

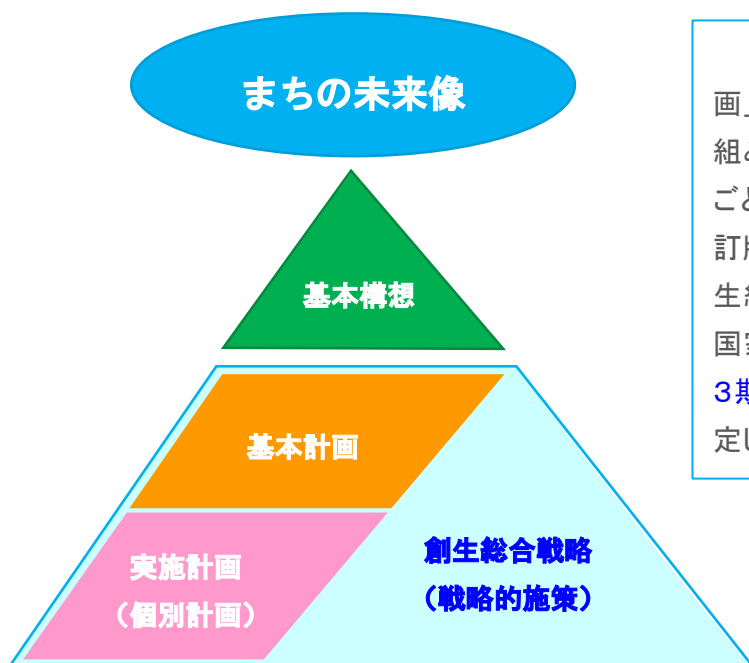
住民の目線に立ち、中・高校生など若者の意見も取り入れた住民参画の計画とするとともに、わかりやすく、親しみやすい構成にすることで、住民とビジョンを共有できる計画とします。

総合計画の正式名称は「第4次美咲町振興計画」としますが、住民とともに創りあげ、より親しみを感じるよう、愛称を「みさき新時代ビジョン」とします。

(3)計画の構成と期間

【計画の構成】

本計画は、美咲町が目指すべき未来のまちの姿と、その実現のための基本的な方向性としてまちづくりの目標を明らかにしたものです。



「基本構想」に基づく「基本計画」、「実施計画」等の具体的な取り組みは、国が定める「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案し、「**第3期みさき創生総合戦略**」として策定します。

【計画の期間】

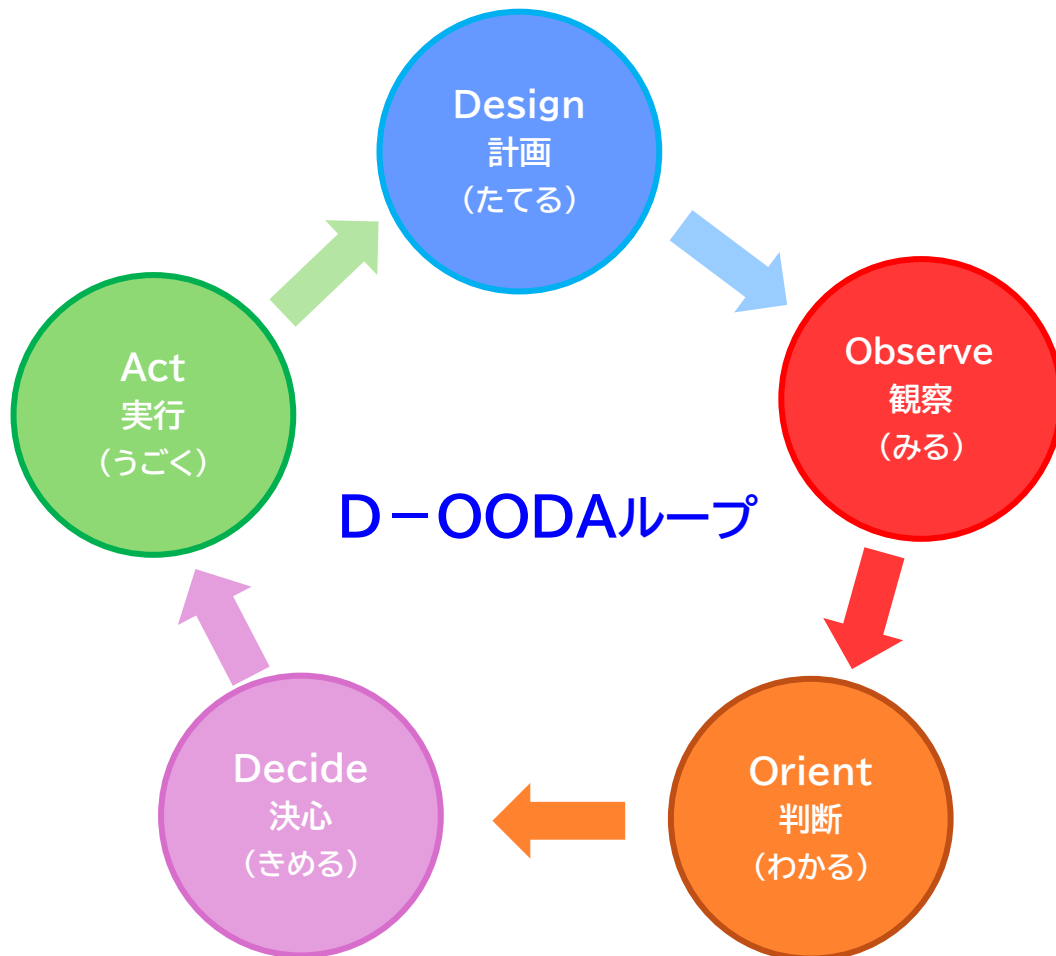
2025（令和7）年度 ～ 2030（令和12）年度

年度	西暦	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	令和	7	8	9	10	11	12
基本構想		→					
総合戦略			→				

(4)計画の進め方

本計画は、目標の達成に向け、D-OODA（ドゥーダ）ループにより、進行管理を行っていきます。D-OODAは、対話によって大筋の計画（Design）を立て、その後臨機応変に、観察（Observe）、情勢判断・方向づけ（Orient）、決心（Decide）、実行（Act）するというループを素早く回していくものです。

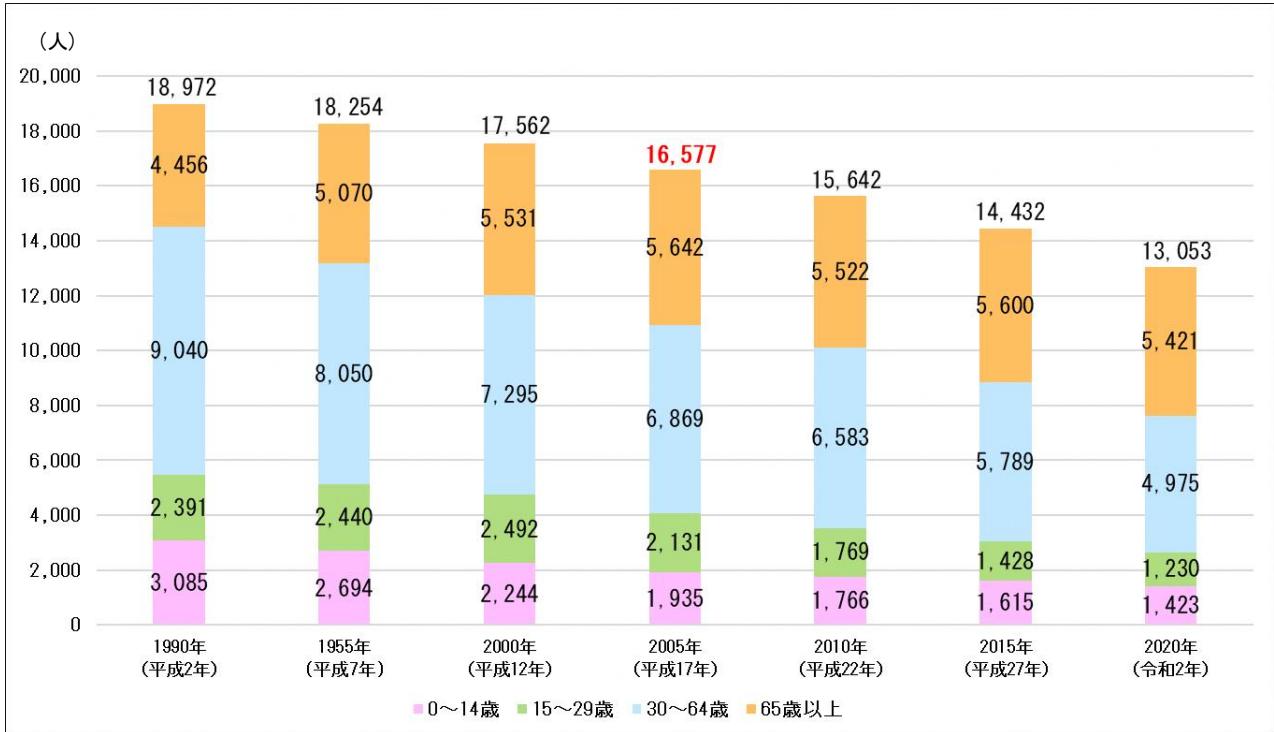
本計画が、住民ニーズや地域課題に沿った実効性のある計画として常に機能し続けるよう、実行した結果は、再び対話によって振り返り、次の計画に活かしていきます。



人口の現状

(1) 総人口の推移

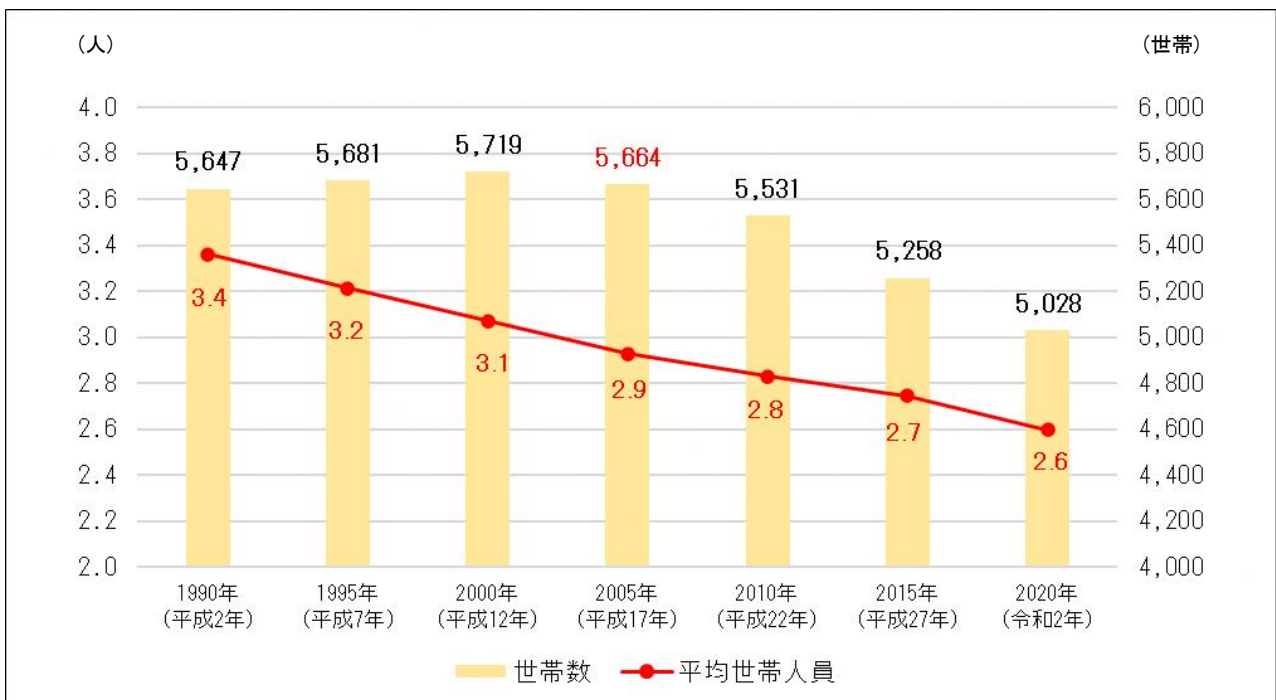
国勢調査による美咲町の人口は、誕生から20年間で4,300人減少しています。また、2017（平成29）年以降、65歳以上の人口も減少に転じています。



出典：国勢調査

(2) 世帯数の推移

世帯数は、誕生から20年間で、636世帯減少しています。一世帯当たりの世帯人員は、2024（令和6）年2.6人で、核家族化が進行しています。

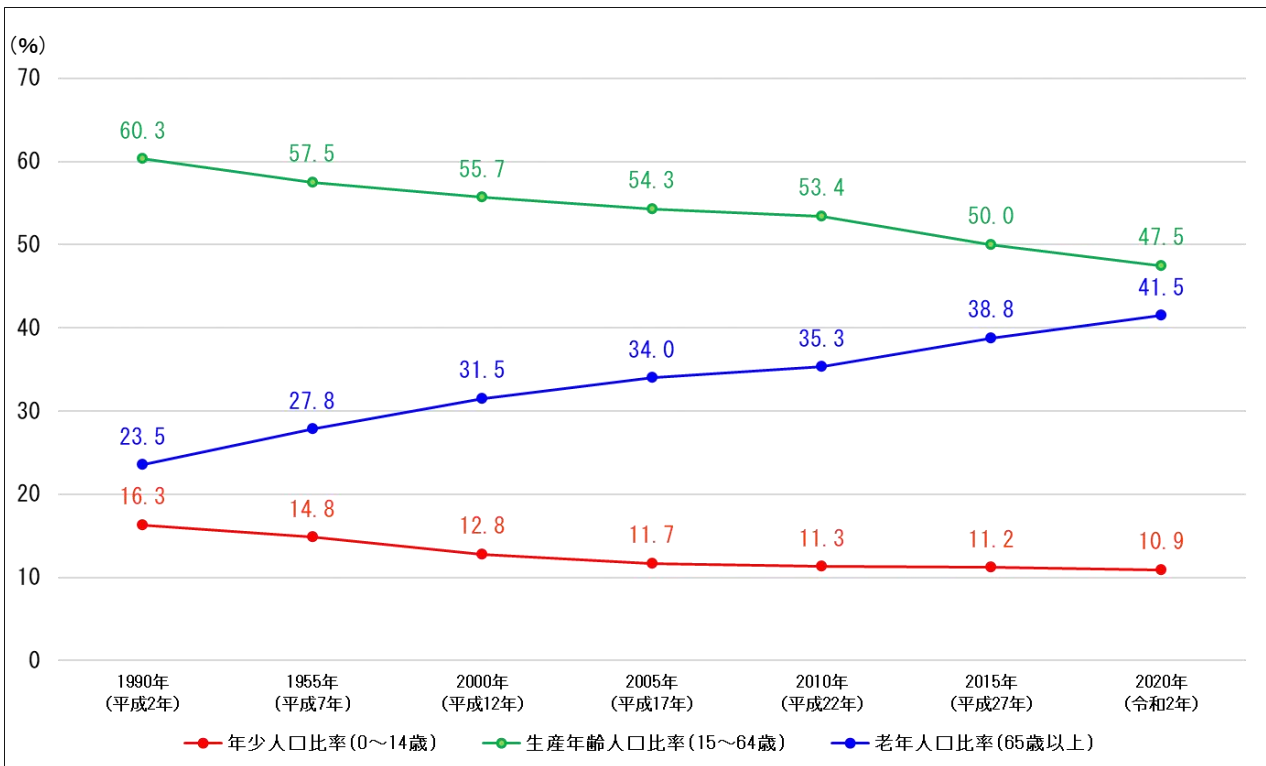


出典：国勢調査

(3)3区分別人口割合の推移

生産年齢人口（15～64歳）と、老年人口（65歳以上）の割合（高齢化率）が高くなっており、高齢化が進行しています。

まもなく、生産年齢人口と老年人口が逆転する見込みです。



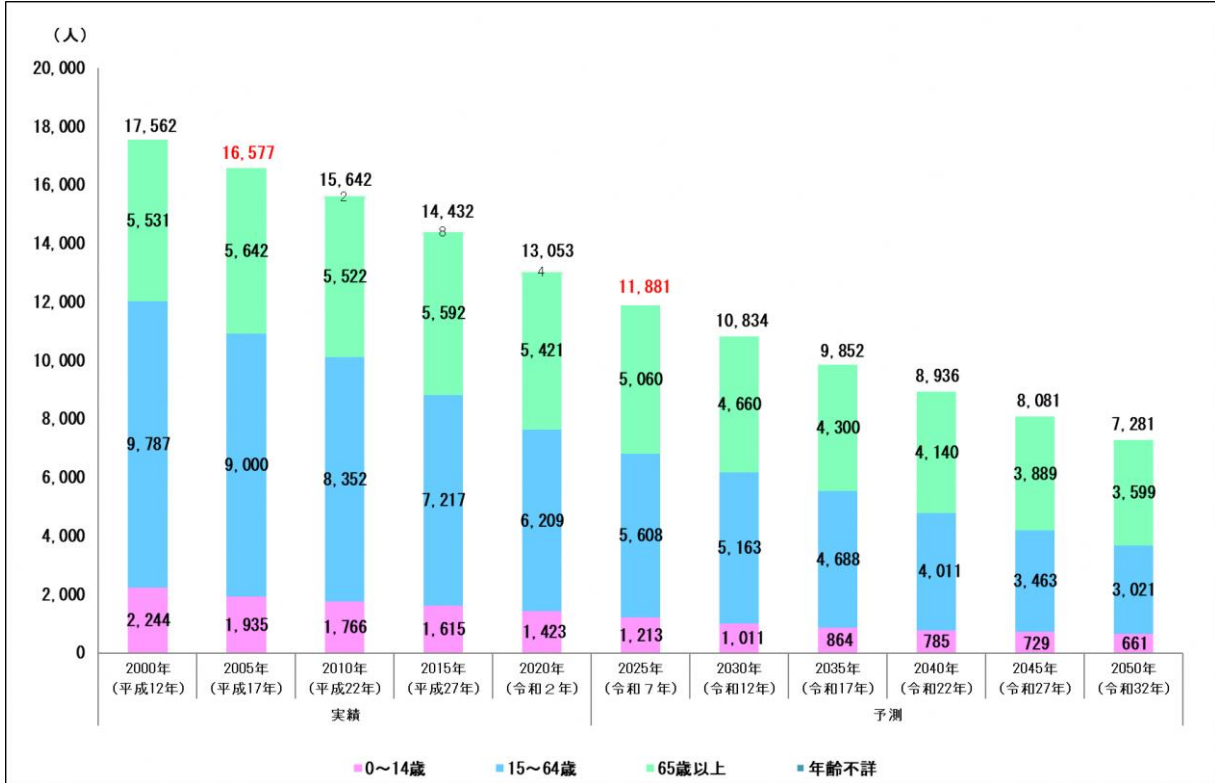
出典：国勢調査

人口の見通し

(1) 将来人口

美咲町の総人口は、数十年にわたって、減少し続けています。

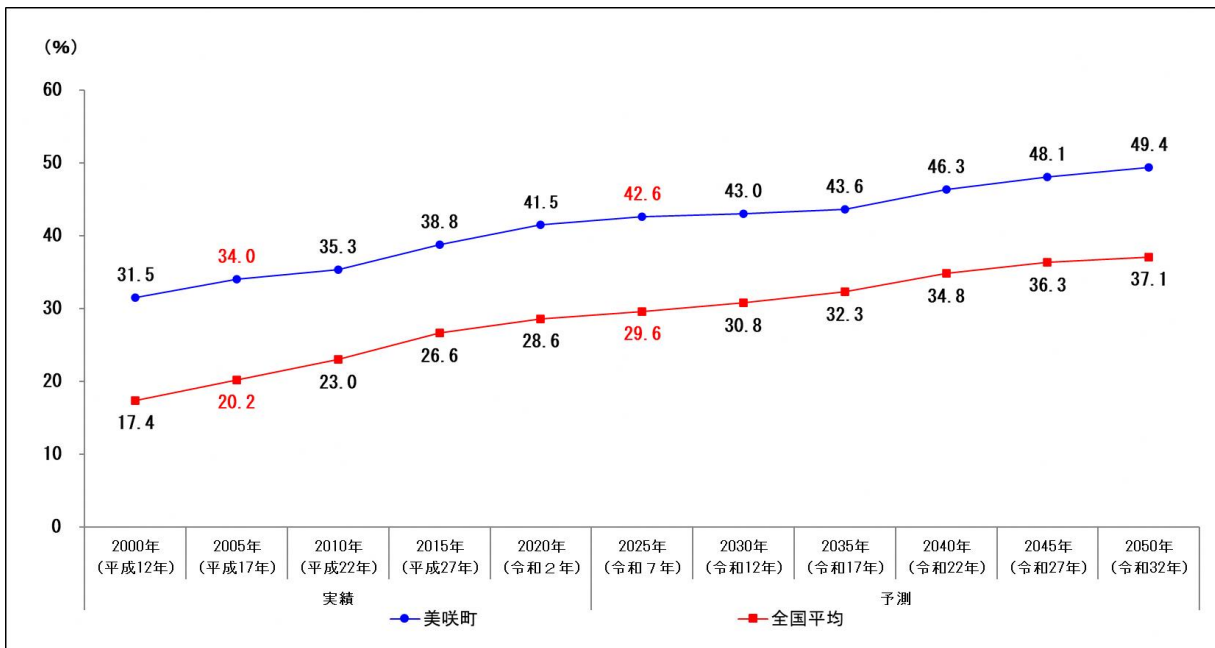
今後も人口が減少していく将来を見据え、人口が少なくなっても住民が幸せに暮らしていけるためのまちづくりが必要です。



出典：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 高齢化率

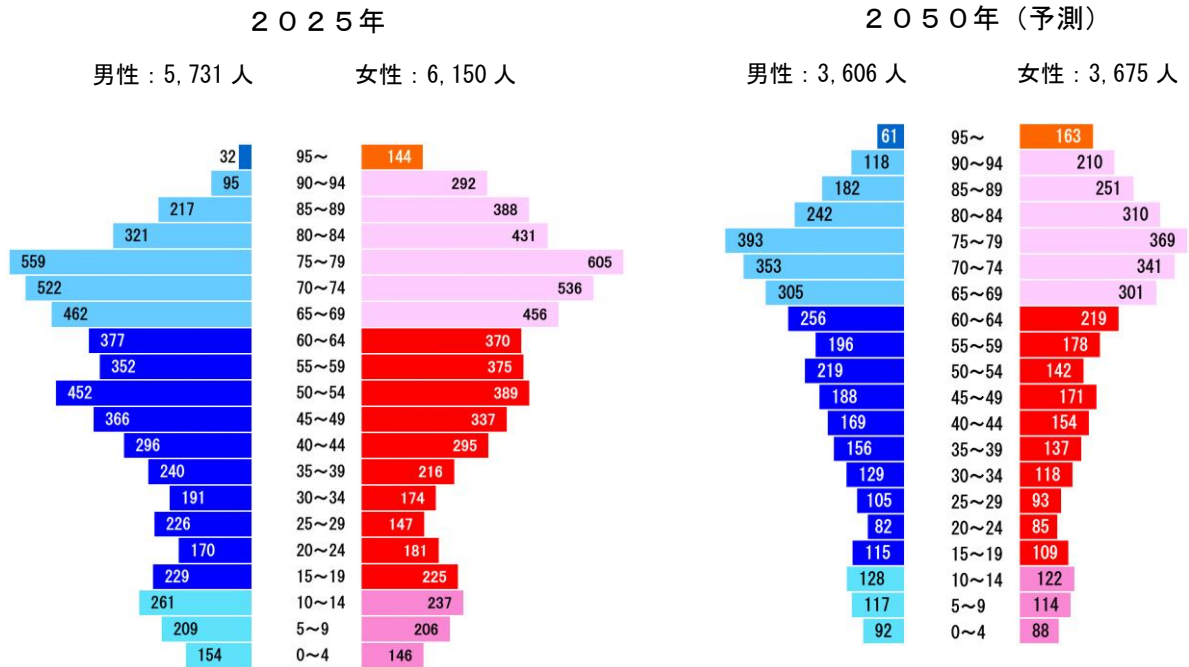
まもなく、10人に5人が高齢者になると見込まれます。



出典：国立社会保障・人口問題研究所

(3)年齢構成

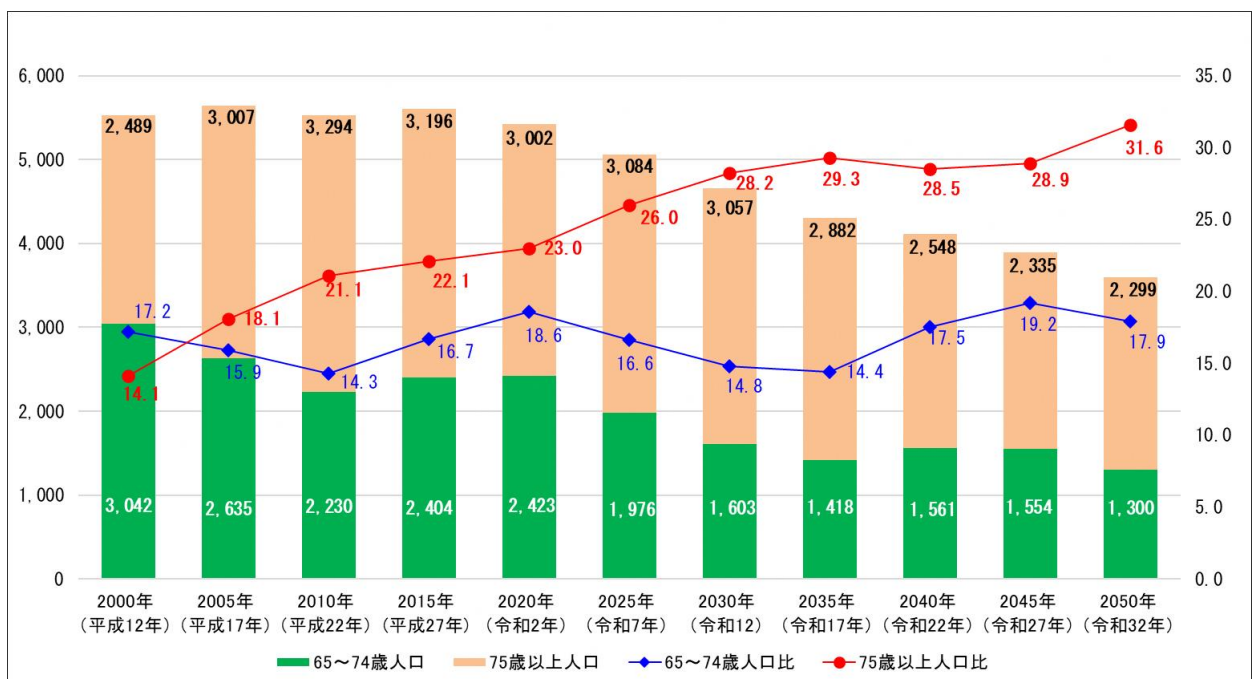
出産や子育ての中心となる若い女性に着目すると、20歳～39歳の人口は約430人で、総人口に占める割合は5.9%です。5年前の同世代の女性数に比べると14.6%の減少、また2020（令和2）年からは48.0%の減少と、約50%も減少する見込みです。



出典：国立社会保障・人口問題研究所

(4)二人で一人を支える時代

2035（令和17）年までは、地域の住民自治を支えている世代（65～74歳）が減少し、自らが支えられる世代（75歳以上）が増加します。



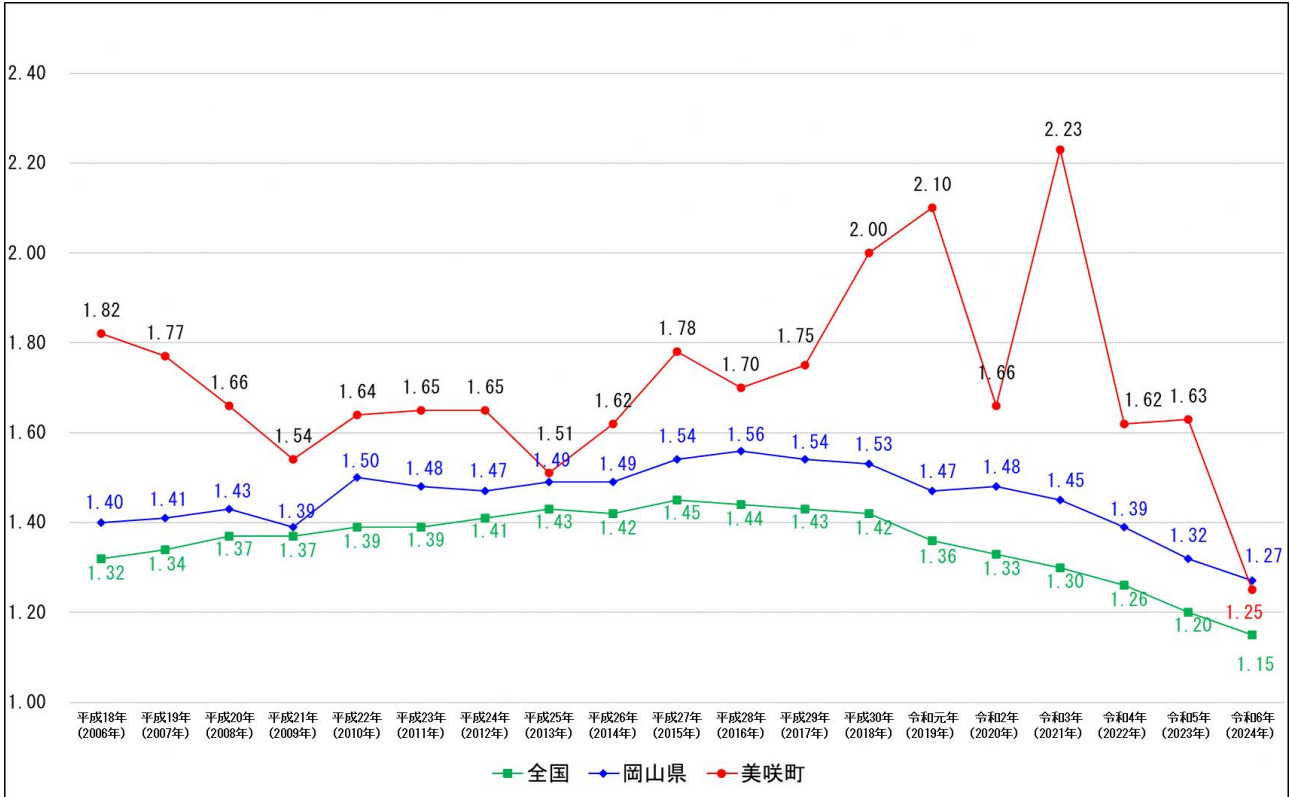
出典：国立社会保障・人口問題研究所

出生

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、1.25と急減しています。

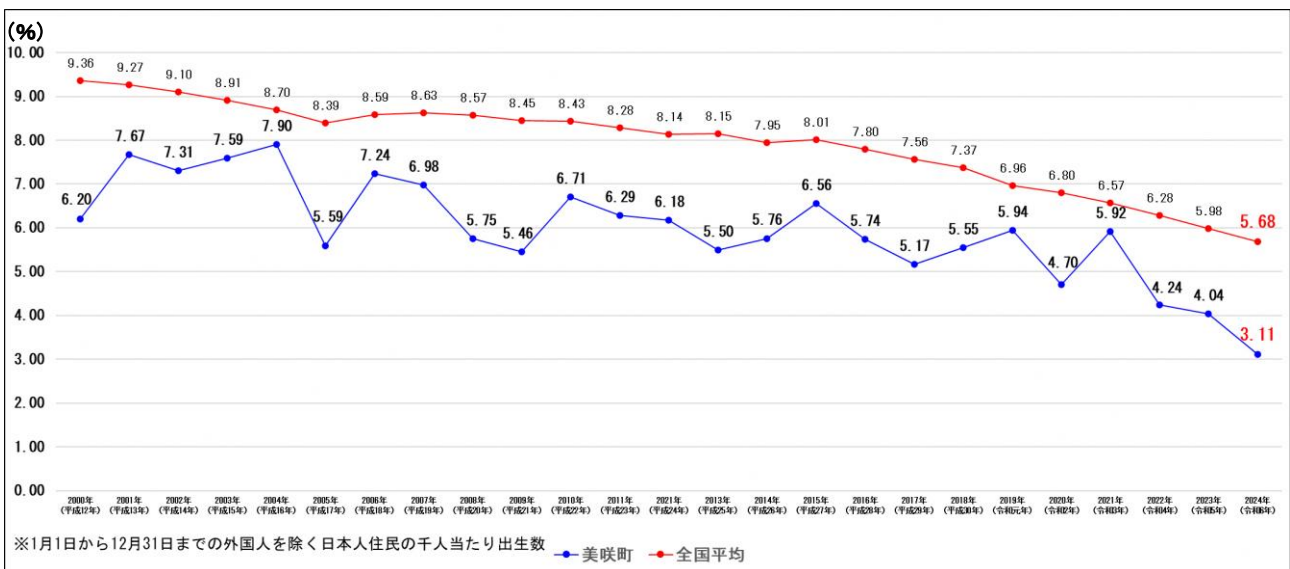
総人口を維持するための2.07を大きく下回っています。



出典：厚生労働省人口動態統計

(2) 出生率(人口1,000人当たり)の推移

2023(令和5)年について、人口1,000人当たりの出生率を全国平均と比べると、全国平均5.98人よりも1.94人少なくなっています。



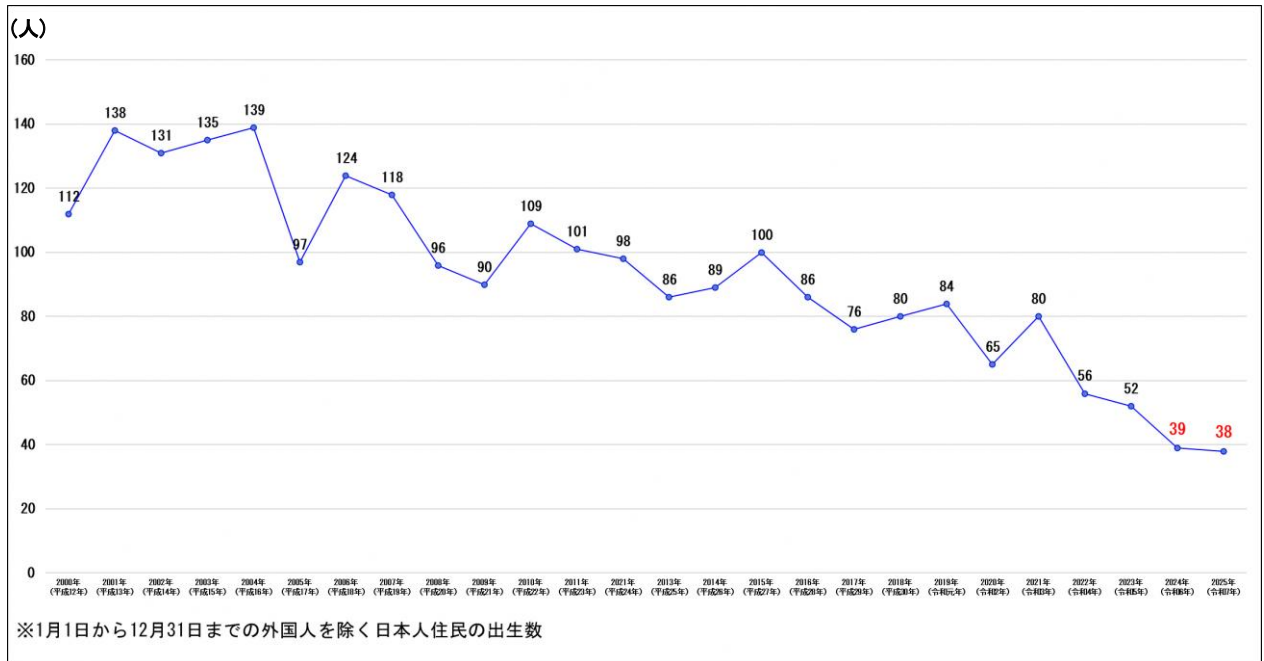
出典：住民基本台帳

(3)出生数の推移

2024（令和6）年の出生数は39人。前年からマイナス25%、13人の減少。

2025（令和7）年の出生数は38人です。

コロナ禍以降の急激な出生数の減少に歯止めがかかっていません。

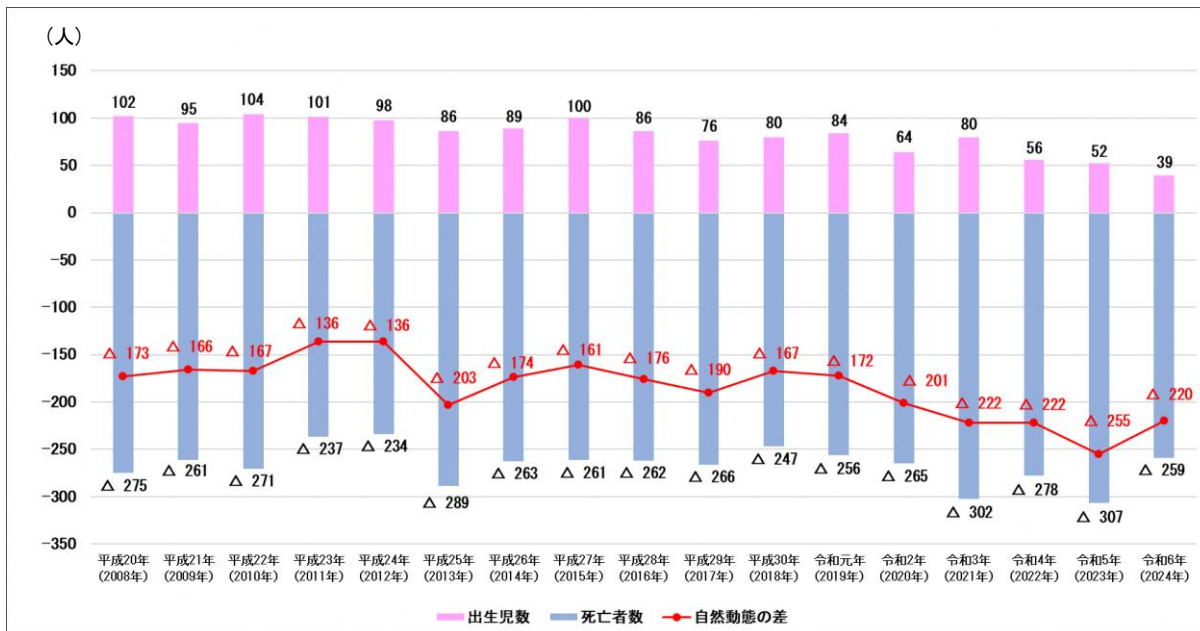


出典：住民基本台帳

人口動態

(1)自然動態

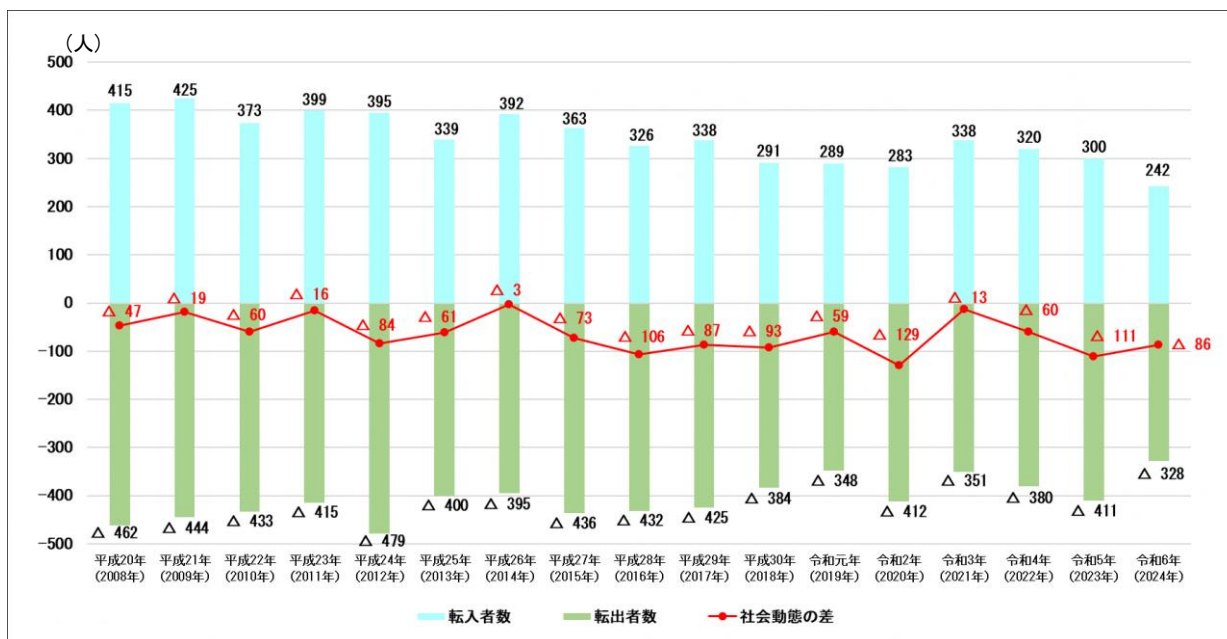
自然動態は、死亡が出生を上回っており、2020（令和2）年以降は200人以上のマイナスが続いています。（自然減）



出典：住民基本台帳

(2)社会動態

社会動態は、転出が転入を上回っており、2023（令和5）年以降は100人以上のマイナスが続いています。（社会減）



出典：住民基本台帳

2023（令和5）年以降、年間300人以上の人口減少が続いています。

SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030（令和12）年を年限とする17の国際目標です。

【実施のための主要原則】(SDGs 実施指針より)

1. 普遍性	先進国を含め、すべての国が行動
2. 包摂性	人間の安全保障の理念を反映し、誰一人取り残さない
3. 参画型	すべてのステークホルダーが役割を
4. 統合性	経済・社会・環境に、統合的に取り組む
5. 透明性	定期的に、フォローアップ

【SDGs ウェディングケーキモデル】

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成されますが、17の目標は、大きく「経済」・「社会」・「環境」の3つに分類されます。

経済の発展は、社会条件により成り立ち、社会は自然環境によって支えられていることを表しています。

どれか1つを進めるよりも、バランスよく総合的に取り組むことが重要です。



出典：Stockholm Resilience Center

第4次美咲町振興計画では、基本計画の各施策分野とSDGsに掲げられた目標との関連性を整理し、住民・地域、事業者など多様なステークホルダー（利害関係者）が目標を共有し、地域課題の解決や地域活力創出の取組を推進します。

【17の持続可能な開発目標（SDGs）】



ロゴ：国連広報センター作成

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| (1) 貧困をなくそう | (10) 人や国の不平等をなくそう |
| (2) 飢餓をゼロに | (11) 住み続けられるまちづくりをしよう |
| (3) すべての人に健康と福祉を | (12) つくる責任 つかう責任 |
| (4) 質の高い教育をみんなに | (13) 気候変動に具体的な対策を |
| (5) ジェンダー平等を実現しよう | (14) 海の豊かさを守ろう |
| (6) 安全な水とトイレを世界中に | (15) 陸の豊かさも守ろう |
| (7) エネルギーをみんなに そしてクリーンに | (16) 平和と公正をすべての人に |
| (8) 働きがいも経済成長も | (17) パートナリシップで目標を達成しよう |
| (9) 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

基本構想

ひと 輝く

みんなの「笑顔」

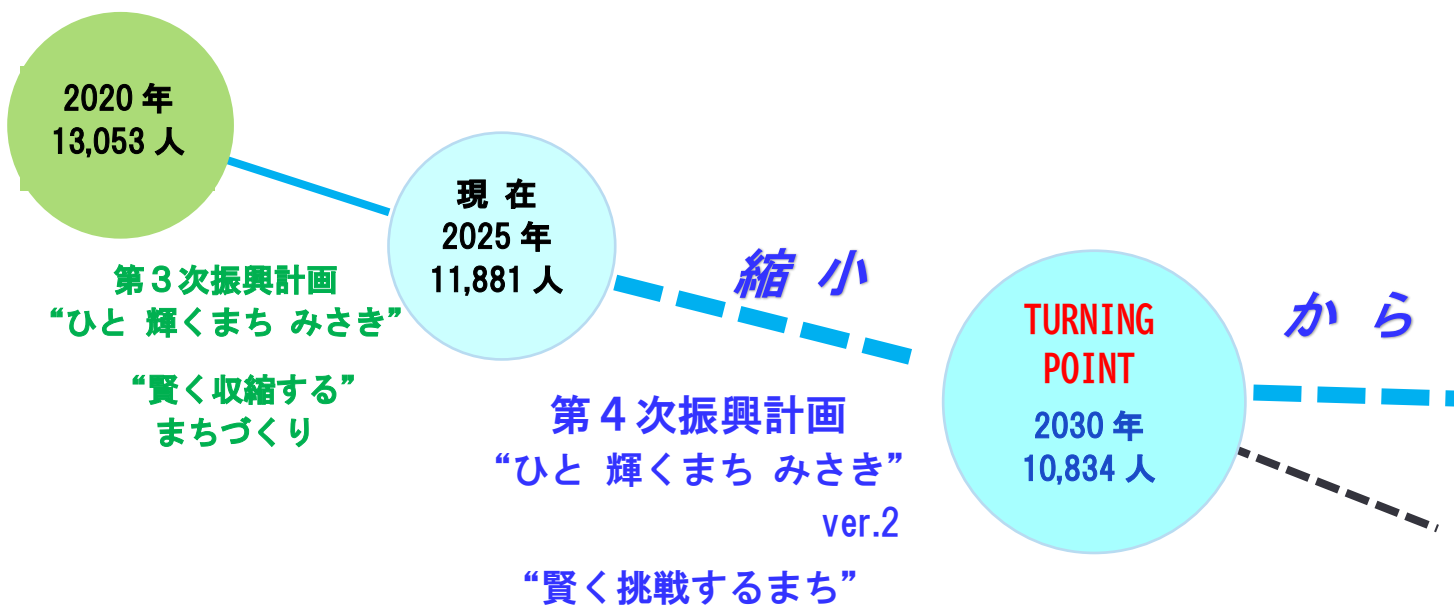
人と人がつながる「優しさ」

それを活かす「対話」と「創造」

自分たちで できることを できるだけたくさん

自分たちで考え 決定し 実行しながら

「ひと 輝くまち みさき」を創っていきます。



まちみさき

賢く挑戦するまち

地域共創
のまちづくり

こどもに優しい
まちづくり

若者が活躍する
まちづくり

賢く収縮するまち

挑戦へ

共に創る持続可能な未来
10,000人

2035年
9,852人

2040年
8,936人

2045年
8,081人

2050年
7,281人

消滅するまち・未来

賢く挑戦するまち

地域で暮らすみんながつながり、モノ・場所・スキル・情報を共有し、対話しながら、互いの力を高め合う“強いコミュニティのあるまち”

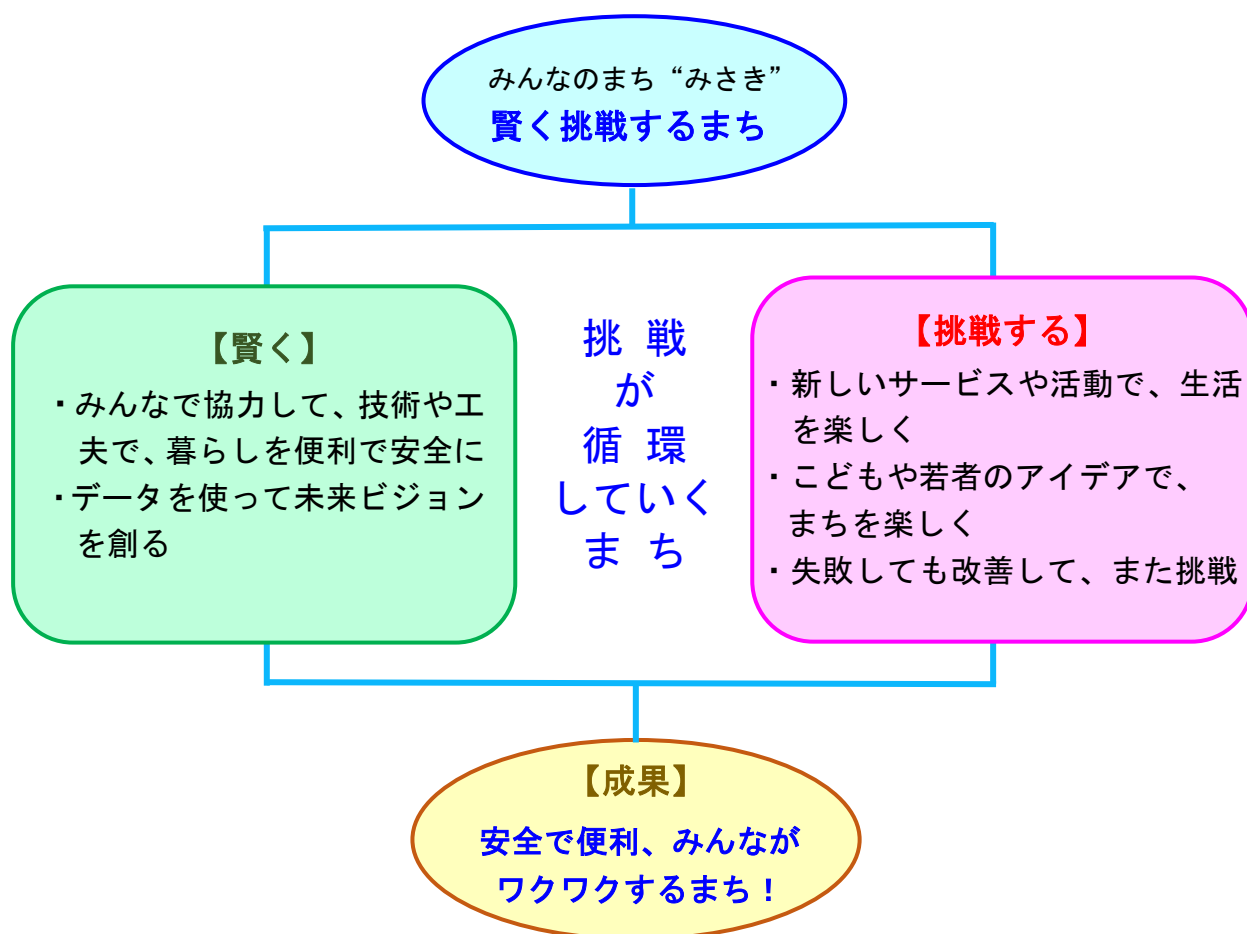
地域で暮らすみんなが「やってみたい」という想いを、仲間とともにカタチにできる、“新たに挑戦できるまち”

こどもが地域とつながり、自ら考え、挑戦し、将来“このまちを支えたい”と思う力を育む、地域のみんなが“こどもの成長を応援するまち”

わくわくする地域の未来を描き、みんなのシビックプライド（地域愛）を育む、“未来ビジョンのあるまち”

「これまでのやり方の延長」ではなく、データや技術を活かし、住民と協力し、持続可能な発展を目指し、新しいことに積極的に取り組み、未来を切り拓きます。

そして、このまちに「住み続けたい」、このまちを「誇りに思う」、このまちを「人に勧めたい」と思える魅力的なまちを、みんなで作ります。



こどもに優しいまちづくり

すべてのこどもを、誰ひとり見捨てません。

自ら声をあげにくいこどもの立場に立って、「こども目線」を大切にします。

こどもの笑顔はみんなの幸せ

すべてのこどもたちが、笑顔で成長し、夢に向かってはばたくことができるように、地域でこどもを育む“こどもに優しいまち”

すべての家庭が、安心して子育てでき育てる喜びを感じられるように、地域で子育てを支える“子育てしやすいまち”

未来を託すこどもたちを、まちのみんなで育て、家庭も地域も一緒に育つことで、ふるさとへの愛着を深め、まちに暮らすみんなのウェルビーイングを高めていく、“こどもまんなかのまち”

こども
まんなか

これからのまちづくりの政策・立案・実行をすべて「こどもにとって良いか悪いか」を判断基準にすえます。

そして、こどもたちの生きる力を育み、こどもを産み育てやすい施策を重点化して実施していきます。

子本主義

まちにこどもたちの笑顔があふれ、こどもたちが安心して育ち、学び、遊び、自分の夢を追い求めることができれば、まち全体が元気になります。

地域共創のまちづくり

人口減少を真正面から受け止め、これまでは当たり前と思われていた意識や発想から転換します。

住民を始めとする多様な担い手がそれぞれに役割を果たしながら、主体的に参画・共創できる「自律し自立する」まちづくりを、みんなで一緒に創ります。

<意識改革>

- ・ 少子高齢化はあたりまえ。 **(なれ)**
- ・ 自分たちの力では、どうにもならない。 **(あきらめ)**
- ・ これまでどおりでよい。 **(先おくり)**
- ・ これまで何とか耐えたので、これからも何とか耐える。 **(気づかないふり)**
- ・ 町(だれか)が何とかしてくれる。 **(ひとまかせ)**

できないのではなく、やらない。
「為さざるなり、能わざるに非ざるなり(孟子)」

期限を設け

自分たちで、決めてみる。やってみる。だめなら、やり直してみる。

楽しみながら

<共創社会>

<高齢(多老)化と人口減少>

人と人の絆(つながり)は、加速度的に減少負のスパイラルへ

<当たり前じゃない未来>

当たり前だと思っていたことができなくなる・・・
あるのが当たり前だと思っていたものがなくなる・・・

つながり

絆の再構築が必要

~~人口の増加~~ → ~~人口~~ **人交**の増加

“賢く収縮”しながら、“地域共創社会”の実現を目指す

地域が「元気だ」とか「明るい」、「力がある」と言われるのは、人口が多かったり、人口密度が高かったり、若い世代の比率が高かったりするからではありません。人「交」密度、つまり人の交わり(つながり)の密度が高いからです。

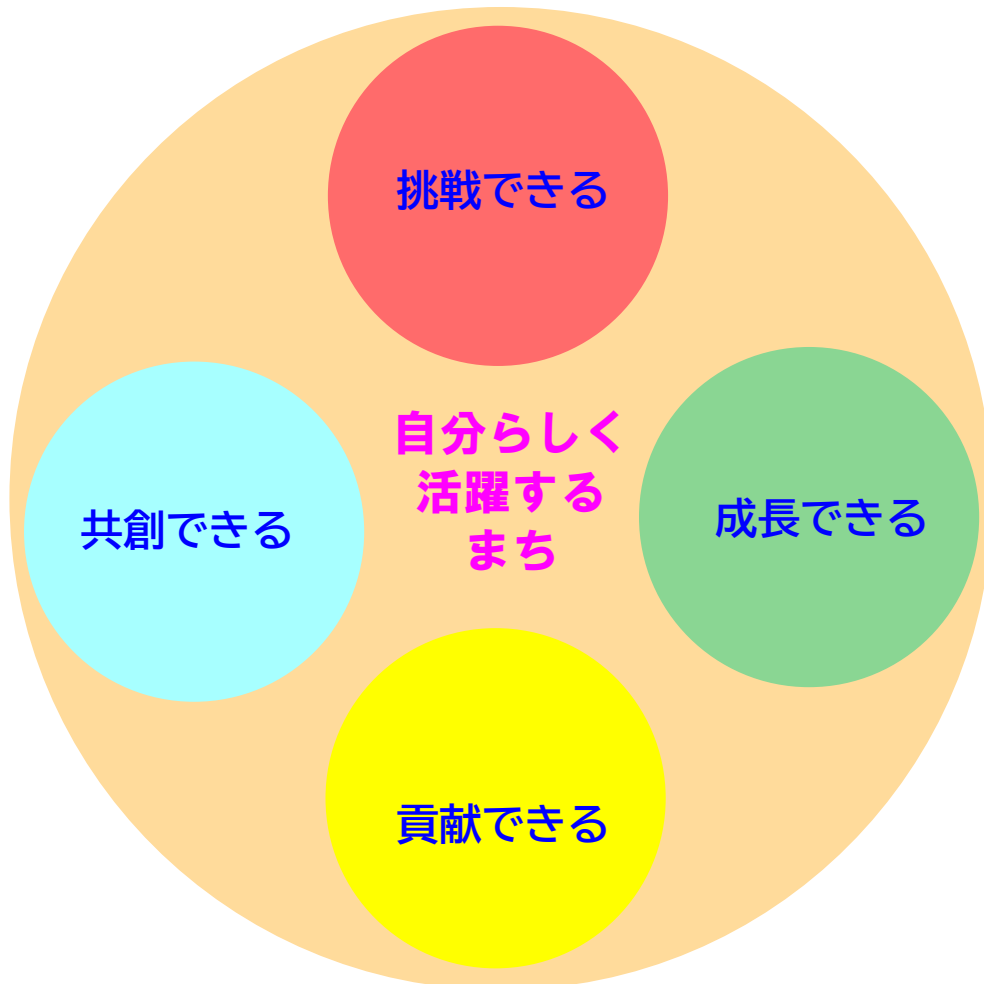
若者が活躍するまちづくり

無意識のうちに持っている偏見や、「男だから」「女だから」といった固定観念をなくし、男女の機会の差から生まれる窮屈さをなくして、互いの違いを認め合います。

若者のたくさんの「好き」や「やってみたい」という声を受け止め、まちのみんなで、若者の挑戦を応援します。

そして、目先の結果にとらわれず、長い目を見た成長やまちへの貢献といった本当の価値を大事にします。

若者と地域、企業、行政、教育など多様なつながりを大切にし、“若者が自分らしく活躍するまち”を共に創っていきます。



若者が地域で経験を積み、成長し、その力をまた地域に生かしていくことで、人やアイデア、地域の魅力が循環していきます。

こうした循環が生まれることで、まちは少しずつ元気になり、より暮らしやすい場所になっていきます。

計画の体系

< 第4次美咲町振興計画 >

< 総合戦略 >

基本構想

未来像

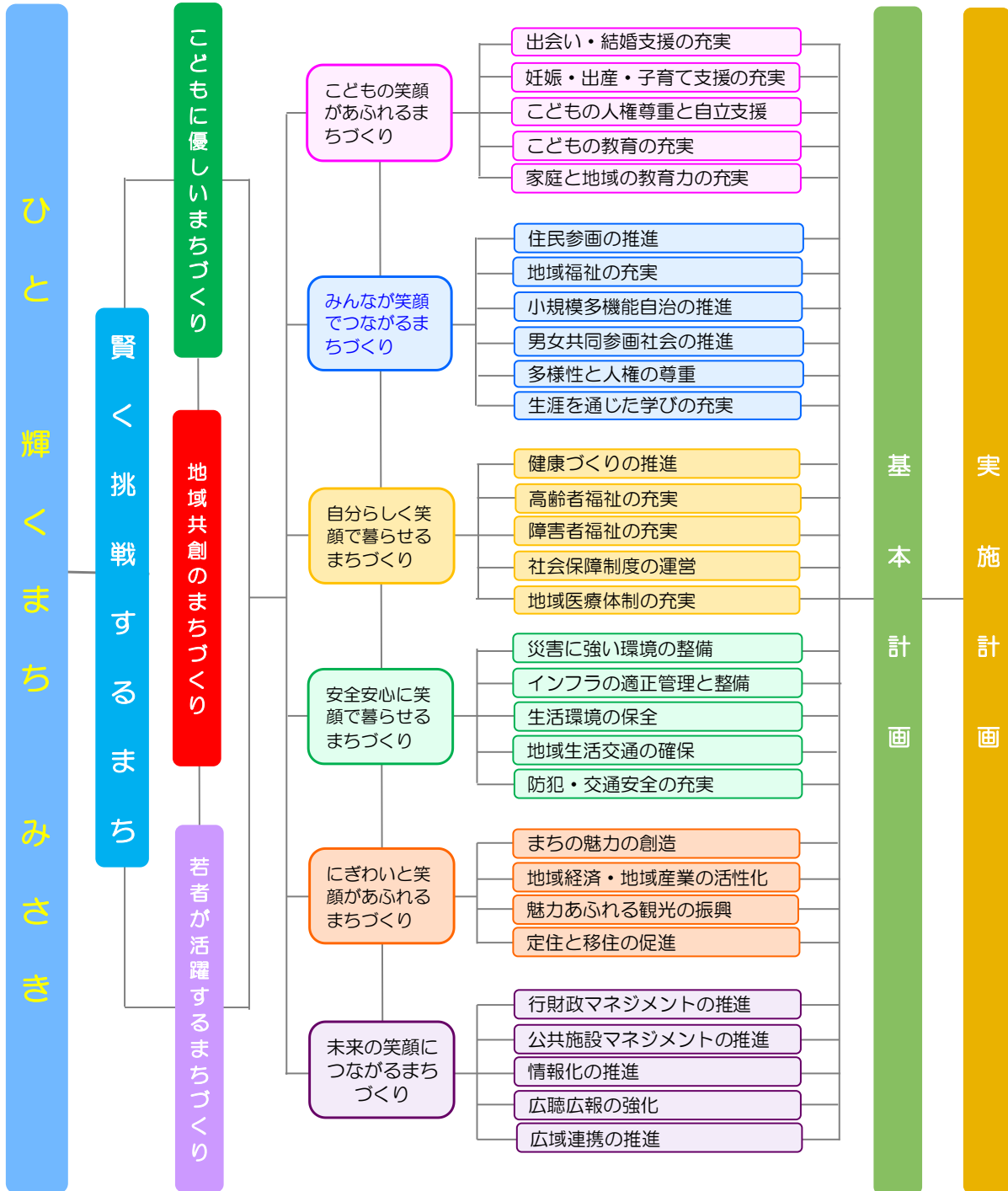
理念

基本政策

政策

施策

基本事業



基本計画

若者の結婚の夢を叶え、子どもを産み育てたい人が安心して
出産・子育てができる環境づくりを進めます。

また、すべてのこどもが自分の選択に基づいて学び、地域に育
まれ、成長できる環境づくりを進め、子どもたちの成長を地域全
体で見守りながら、こどもの笑顔があふれるまちを創ります。

関連する個別計画

- 美咲町こども計画（令和7年度～11年度）：こども笑顔課
- 第三次美咲町教育振興基本計画（令和3年度～7年度）：教育総務課
- 美咲町生涯学習推進計画（令和3～7年度）：生涯学習課
- 美咲町生涯スポーツ推進計画（令和4年度～7年度）：生涯学習課
- 美咲町学校教育施設個別施設計画（令和元年度策定）



出会い・結婚支援の充実

5年後のまちの姿

- 結婚を前向きに捉える地域全体の気運が高まっています。
- 地域全体で、若者の結婚の希望を応援する仕組みがつくられています。
- 結婚する人が増えています。
- 結婚後、町内で生活する人が増えています。

現状と課題

- 未婚化・晩婚化が進んでいます。
- 不本意未婚¹**が増えています。
- 人生の選択肢として結婚が絶対的なものではなくなってきました。
- 20代の初婚率が低下しています。
- 結婚後、町外で生活する人が増えています。
- こどもとの接触経験が多いほど「子育てが楽しい」イメージを持つ傾向があります。

主な取組

01 地域全体の結婚への機運の醸成

- 官民連携の結婚支援チームを創ることを検討します。
- 結婚支援員を養成します。
- 出会いの場となるイベントを企画・実施する企業・店舗などを募集します。
- 学校教育の中で、将来の「結婚・妊娠・子育て」に対する正しい知識の習得と意識づくりを進めます。
- 地域全体で、性別に関わらず家事・育児・介護・地域活動に参画する意識改革を進めます。
- 保育体験や乳幼児との触れ合い体験を開催します。

02 男女の出会いの機会の充実

- 出会い・結婚に関する支援情報を提供します。
- おかやま出会い・結婚サポートセンターの利用を促します。
- 結婚支援システム「おかやま縁おすびネット」への登録を促します。
- テーマを絞ったイベントやセミナーを開催します。
- 独身男女参加のボランティア活動と交流会を開催します。
- 企業・店舗などと協働してイベントを開催します。

¹ 不本意未婚：「結婚したい」という意思があるにもかかわらず、経済的・環境的・心理的な要因で結婚できない状態のこと

03 結婚新生活の応援

- 結婚新生活の経済的支援を充実します。
- 結婚新生活向けの住居を整備します。
- 結婚新生活向けの宅地を整備します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値 (令和6(2024)年)	目標値 (令和12(2030)年)
合計特殊出生率	1.25	1.50
婚姻率	4.3	4.5
おかやま縁むすびネット登録数	13人	20人
結婚支援制度を活用した成婚数(累計)	0件	12件
結婚定住祝金交付数	13件	15件
結婚新生活支援事業補助金の交付件数(累計)	6件	50件
若者アンケート:「結婚している」	29ポイント	50ポイント
若者アンケート:「結婚したい」	77ポイント	90ポイント

※婚姻率:人口1千人に対する婚姻件数の割合



妊娠・出産・子育て支援の充実

5年後のまちの姿

- 安心して子どもを産み育てる人が増えています。
- 妊娠・出産や子育てへの不安感、負担感、孤立感の解消が進んでいます。
- 地域全体で、子育てを支援する仕組みがつくられています。
- 子育てと仕事を両立できている家庭が増えています。

現状と課題

- 出生数は、結婚数に依存しています。
- 第一子の出生数が、減少しています。
- 第一子の出生後、町外で生活する人が増えています。
- 希望するこどもの数と実際のこどもの数に差があります。
- 産後の精神的負担が、男女ともに大きくなっています。
- 子育ての身体の負担や不安、孤立感などメンタルヘルス不調²を抱える家庭が増えています。
- 子育ての経験不足からこどもの健康や発達に関する不安が大きくなっています。
- 子育てや教育にかかる経済的負担や関わる時間などの不安が大きくなっています。
- 育児への不安やこどもの発達への不安や悩みが増えています。
- 子育てに伴う柔軟な働き方が許されなければ、親としての責任を果たせないのではないかという不安が増えています。
- 体力的、精神的の負担が大きいワンオペ育児³の家庭があります。
- 日常的に祖父母などに子どもを見てもらえる人が減少しており、こどもが成長過程で出会う大人も減少しています。
- 出産費用だけでなく、その後の医療費、保育費、教育費といった一連の経済的負担が大きくなっています。
- 若者や子育て世帯が生活できる住居が不足しています。
- 住宅建築費用の高騰により、子育て世帯の新築住宅取得が困難となっています。

² メンタルヘルス不調：強いストレスや悩み、不安を抱えて心の健康を崩している状態のこと

³ ワンオペ育児：両親のどちらか一方、またはひとりの親が家事・育児のほとんどを行うこと

主な取組

01 妊娠・出産・子育てまでの支援の充実

- **こども家庭センター**⁴（母子保健機能と児童福祉機能の融合）「たんぽぽ」を創ります。
- 児童福祉、母子保健に関して包括的な子育て支援を進めます。
- 妊娠期から出産・子育て期までの個別支援計画により、切れ目ない**伴走型**⁵の相談支援体制を創ります。
- 出産後の母子が助産師など専門家から身体的・心理的サポートを受け、安心して育児ができるよう支援します。
- 産後の精神的負担を軽減するため、孤立感や不安を抱える子育て家庭へ保健師の**アウトリーチ**⁶による対応を充実します。
- 子育て世帯にヘルパーを派遣し、家事・育児などを支援します。
- 総合的な子育て支援プランを充実します。

02 妊娠・出産への経済的支援の充実

- **不妊**⁷治療・**不育**⁸治療の経済的に支援します。
- 出産時の経済的支援を充実します。
- **未熟児**⁹養育医療費を助成します。
- 子育て世帯への経済的支援を充実します。
- **多子世帯**¹⁰への総合的な支援を充実します。
- こども医療費自己負担分を助成します。

03 子育て情報の充実

- 子育て情報の発信を充実します。
- **妊孕性**¹¹をはじめ妊娠・出産、**プレコンセプションケア**¹²などについて、正しい知識の啓発に努めます。
- ひとり親家庭の自立を促すため、技能・資格取得を支援します。

⁴ こども家庭センター：すべてのこどもとその家庭、妊産婦に対して、切れ目のない支援を提供する新しい相談窓口のこと

⁵ 伴走型：相手の目標達成や課題解決のために、指示・指導するのではなく、隣に並んで一緒に考え、行動をサポートしながらゴールまで伴走（並走）する支援スタイルのこと

⁶ アウトリーチ：待つのではなく、支援が必要な人の生活空間（家庭など）へ積極的に出向くこと

⁷ 不妊：身体的に健康で、妊娠適齢期にある男女が避妊をせずに性交渉をしているにもかかわらず、一定期間妊娠しない状態のこと

⁸ 不育：妊娠後、流産や死産を2回以上繰り返し、出産に至らないこと

⁹ 未熟児：からだの機能が未熟な（成熟していない）状態で生まれた乳幼児のこと

¹⁰ 多子世帯：生計を支える親が3人以上の子どもを扶養している家庭のこと

¹¹ 妊孕性：女性（卵子・子宮・排卵機能など）にも男性（精子・精巣・性機能など）にも関わる生殖能力（妊娠するための力）のこと。

¹² プレコンセプションケア：性別を問わず、誠也健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行う取組のこと。

- ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。

04 母子保健の充実

- 乳幼児健康診査、妊婦・乳児健康診査、妊産婦歯科健康診査、新生児聴覚検査の受診を促します。
- 予防接種を促します。
- 離乳食教室、母子クラブ支援、食育など年代に応じた支援を行います。
- 発達障がい児の早期発見、早期支援を進めます。

05 養育支援

- 養育支援¹³会議を開催し、伴走支援に繋がります。
- 保健師や栄養士のアウトリーチによる実態把握と支援に努めます。

06 子ども医療費の支援

- 子どもの医療費の保護者負担を支援します。

07 仕事と子育ての両立支援

- 仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを進めます。
- 男性の子育て意識の醸成や育児参画を進めます。
- 子育て家庭のニーズやこどもの年齢に応じて、安心して預けられる環境を整備します。

08 子育て世帯向け住宅の整備

- 若者や子育て世帯向けに、賃貸住宅を整備します。
- 子育て世帯向けに、取得しやすい分譲地を整備します。
- 子育て世帯の空き家取得へ、経済的支援を充実します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値 (令和6(2024)年)	目標値 (令和12(2030)年)
出生数	39人	50人
子育て支援プラン事業数	47事業	60事業
まちの子育て支援・環境に満足している子育て世代の割合	—	60%
こども家庭センターの利用件数	—	150件
子育てアプリ(電子母子手帳)の登録者数	235人	300人

¹³ 養育支援：子どもの養育に関して特別な支援が必要な家庭に対し、保健師、助産師、保育士などの専門職が居宅を訪問するなどして、専門的な相談や養育技術の提供すること。

乳児検診受診率	98.7%	100%
幼児健診受診率（1歳6か月）	96.0%	100%
幼児健診受診率（3歳6か月）	95.6%	100%
子ども医療費の対象者数	1,613人	1,500人
若者アンケート：美咲町の魅力「子育て・教育環境」	22ポイント	50ポイント
若者アンケート：若者に必要な取り組み「お金のことを心配することなく学べる支援」	27ポイント	10ポイント
若者アンケート：結婚への支援「子育てに関する支援」	27ポイント	10ポイント
若者アンケート：結婚への支援「仕事と家庭の両立できる職場づくり」	23ポイント	10ポイント
若者アンケート：結婚への支援「結婚資金の支援」	16ポイント	10ポイント
若者アンケート：結婚への支援「相手と出会う機会の提供」	14ポイント	5ポイント
若者アンケート：子どもをもつこと「子どもがいると生活が楽しく豊かになる」	41ポイント	60ポイント



こどもの人権尊重と自立支援

5年後のまちの姿

- こどもたちが、のびのびと、子ども時代を過ごしています。
- こどもたちが暴力や差別を受けないで、命が守られ、大切にされています。
- 周囲の大人たちがこどもたちを人として尊重し、あたたかく見守ります。
- こどもたちの意見や思いが、地域づくりやまちづくりに反映しています。
- 障がいのあるなしに関わらず多様性を認めあい、支えあう関係を築くこどもが増えています。
- こどもたちのウェルビーイング¹⁴が高まっています。

現状と課題

- 児童虐待や生活困窮、ヤングケアラー¹⁵など、様々な困難や生きづらさを抱えるこどもがいます。
- ひきこもりの若者の現状把握ができていません。
- 不登校やひきこもりのこどもや若者への新たな支援が必要です。
- 家庭の経済状況で就学の機会や就労の選択肢が狭まっています。
- こども・若者の意見表明の機会が少ないです。

主な取組

01 児童虐待の未然防止・早期発見・早期支援

- 児童虐待やいじめの未然防止と早期発見・早期対応に組織的（児童相談所・学校・保育園・庁内関連課）に取り組めます。
- 児童虐待ケース管理を徹底し、終結に向け支援します。
- 児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、「オレンジリボン運動¹⁶」を後援し、児童虐待防止の啓発に努めます。
- こども家庭センターを創設します。

02 ひきこもりの実態調査と支援の仕組みづくり

- ひきこもりのこども・若者を調査します。
- ひきこもり支援の仕組みを創ります。
- 不登校やひきこもり状態の家庭へのアウトリーチによる支援を進めます。

¹⁴ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に満たされ、持続的に良好な状態にあること。

¹⁵ ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと

¹⁶ オレンジリボン運動：子どもたちの明るい未来を表すオレンジ色のリボンをシンボルマークとして子ども虐待防止を呼びかける市民運動のこと。

03 地域全体での自立支援

- 年齢や発達段階に応じた人権教育を学校や地域で行います。
- 子どもたちが安心して過ごせる家庭や学校とは異なるこども第三の居場所「みさキッズあさひ」の運営を充実します。
- 中央地域・柵原地域のこども第三の居場所の設置を検討します。
- 学校へ行くことが難しいこどもの居場所づくりに取り組みます。
- 貧困の連鎖を防ぐため、こどもの学習支援を充実します。
- 要保護及び準要保護世帯の子どもに対する学習支援に努めます。
- 食事の提供、孤食解消、地域交流の場である子ども食堂の活動を支援します。

04 意識啓発と理解の促進

- こどもの権利に関する条例の制定を検討します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6（2024）年）	目標値（令和12（2030）年）
家庭児童相談件数	96件	60件
児童虐待ケース管理終結数	24件	45件
こどもの権利に関する条例	—	制定済



こどもの教育の充実

5年後のまちの姿

- 園学校で仲良く遊び、意欲的に学ぶこどもが増えています。
- 「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健やかな体」のバランスのとれた資質と能力(生きる力)が育っています。
- 地域資源を活かした実践的な教育の機会が増えています。
- こどもの学びのための ICT 環境の整備が進んでいます。
- 「安全・安心・快適」な教育環境が維持されています。
- 本町の学校で学びたいこどもが増えています。

現状と課題

- 園児・児童・生徒数が減少し続けています。
- 核家族化やライフスタイルの変化で、保育ニーズが複雑化・多様化しています。
- 児童生徒数の減少により、数年後に、一部複式学級となる学校が出てくること予想されます。
- 不登校やひきこもり状態にあるこどもがいます。
- いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応が求められています。
- 進学や就職で、町外で生活する割合が高くなっています。
- 経済的な理由や家庭環境等により、こどもたちの「体験格差¹⁷」や「IT格差¹⁸」が大きくなっています。

主な取組

01 保小中一貫による育成

- 就学前の教育・保育から学校教育への移行の円滑化、義務教育9年間を一貫した視点で、こどもの育成を目指します。

02 就学前教育の充実

- 多様化する保育ニーズの把握に努め、対応を充実します。
- 特色ある保育運営や、0歳児保育、延長保育、一時保育、障がい児保育の拡充など、実情に応じた多様な保育サービスを充実します。
- 保育所等に通っていない満3歳未満のこどもを、保育所で一定時間預かります。
- 親子が気軽にふれあえる場、仲間やつながりづくりの場を提供します。

¹⁷ 体験格差：家庭の経済力や地域環境の違いによって、子どもがスポーツ、旅行、文化活動などの学校外での体験活動（習い事や体験学習）を行う機会に格差が生じること。

¹⁸ IT格差：家庭の経済状況、居住地域、親のITリテラシーの違いにより、デジタル機器やインターネット環境、プログラミング教育などの機会に差が生まれ、将来の学習能力やスキルに格差が生じること。

- 地域子育て支援センターの運営を充実します。
- 幼少期からの英語教育を進めます。

03 学校教育の充実

- 生きる力¹⁹を育む教育を充実します。
- キャリア教育²⁰を充実します。
- 学力の向上改善に取り組みます。
- ALT(外国語指導助手)を配置し、英語教育を一層充実します。
- 特別支援教育を充実します。
- インクルーシブ教育システム²¹を進めます。
- 総合教育会議²²を定期的に開催します。
- 中学校課程(中学生)のアイデアを、生徒、学校、地域住民(NPO、企業、保護者)、行政が協働して実現します。
- 総合的な学習の時間を活用し、こどものシビックプライドを育みます。
- タブレット端末やデジタル教材などICT²³活用した授業づくりを進めます。
- 教職員のICT活用や情報モラルの指導力向上を図ります。

04 小中一貫教育の充実

- 中央・旭・柵原地域の実態に応じて、学校が目指す子ども像を設定し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を行います。
- 今後の中央地域の児童生徒数の推計や教育効果を考慮しながら、義務教育学校²⁴への転換を慎重に検討します。

05 地域との連携

- 「学校を核とした地域づくり²⁵」を目指し、地域学校協働活動²⁶を充実します。

¹⁹ 生きる力：「確かな学力(知)」「豊かな人間性(徳)」「健康・体力(体)」の3つの要素がバランス良く備わった力で、変化の激しい現代社会を主体的に生き抜くための総合的な資質・能力のこと。

²⁰ キャリア教育：子どもや若者が将来、社会の一員として自立し、自分らしい生き方を見つけられるよう、社会や職業に関する知識、職業観、働くことへの意欲、そして自分自身の個性や能力を理解し、主体的に進路を選択・実現していくために必要な能力や態度を育む教育のこと。

²¹ インクルーシブ教育システム：障害の有無に関わらず、すべての子どもが多様性を尊重し合いながら分け隔てなく共に学び、成長できる包摂的な教育システムのこと。

²² 総合教育会議：町長と教育委員会が、地域の教育行政の方向性(大綱)や重点施策、緊急時の対応などを協議・調整するための会議のこと。

²³ ICT：コンピューターやインターネットなどの情報技術(IT)に通信(Communication)の要素を加え、人やモノ、社会全体で情報や知識を共有・伝達し、コミュニケーションを円滑にするための情報通信技術やサービスのこと。

²⁴ 義務教育学校：義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校のこと。施設一体型、施設隣接型、施設分離型がある。

²⁵ 学校を核とした地域づくり：学校を地域の中心的な拠点と位置づけ、地域住民やNPO、企業など多様な人々が連携・協働し、子どもたちの成長支援、地域課題の解決、地域活性化、そして持続可能な地域社会の実現を目指す取組のこと。

²⁶ 地域住民、保護者、NPO、企業など幅広い人々が「学校を核」として連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、同時に「学校を核とした地域づくり」を目指す活動のこと。

- 地域の力を学校運営に生かし、「地域に開かれた学校づくり²⁷」を進めます。
- コミュニティ・スクール²⁸（学校運営協議会制度²⁹）の活動を充実します。
- 部活動の地域展開³⁰を進めます。
- PTA³¹と地域のつながりを深め、こどもの健全育成を支援します。

06 いじめ・不登校への対応

- いじめ・不登校の早期発見、早期対応に努めます。
- スクールカウンセラー³²を全校に配置します。
- スクールソーシャルワーカー³³の全校巡回を行います。
- 要保護児童対策地域協議会を随時開催し、ケース管理を行います。
- スクールロイヤー³⁴の導入を検討します。

07 小規模特認校制度の新設

- 旭学園に小規模特認校制度³⁵を採り入れます。

08 食育の推進

- 子どもたちが正しい生活のリズムと食生活を身につけることができるよう、学校やPTA³⁶、関係機関と連携して食育を進めます。
- 「早寝早起き朝ごはん」を促します。
- 栄養バランスがとれた安全・安心でおいしい学校給食を提供します。
- 学校給食費の保護者負担を支援します。

09 通学対策

- 登下校にスクールバスを運行します。

²⁷ 地域に開かれた学校づくり：学校が地域社会と一体となり、保護者や住民、NPO など多様な人材と連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域づくりも推進する取組のこと。

²⁸ コミュニティ・スクール：保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置した学校のこと。

²⁹ 学校運営協議会制度：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組のこと。

³⁰ 部活動の地域展開：学校の教員が担ってきた部活動を、地域のクラブチームや団体、外部指導者などが主体となって運営する「地域クラブ活動」へ移行・発展させる取組のこと。

³¹ PTA：保護者と教職員が協力して子どもの健全な成長を支援し、より良い教育環境を作るための社会教育関係団体のこと。

³² スクールカウンセラー：児童・生徒、保護者、教職員の心のケアや問題解決を支援する心理の専門家のこと。

³³ スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門知識を用いて、いじめ、不登校、虐待などの課題を抱える児童・生徒とその家庭を支援する専門職のこと。

³⁴ スクールロイヤー：学校で起きるいじめ・不登校・保護者対応・事故などの問題を、子どもの最善の利益を守るという視点から、法的側面から助言・支援する弁護士のこと。

³⁵ 小規模特認校制度：自治体が指定した小規模な学校（特認校）で、少人数教育の良さや自然環境・地域資源を活かした特色ある教育を実施し、従来の通学区域にとらわれず、希望する町内外の児童生徒が住所を変えずに就学できる制度のこと。

³⁶ PTA：保護者と教職員が協力し、子どもの健全な成長を支援するために活動する社会教育団体のこと。

- 郊外学習にスクールバスを運行します。
- 通学路に防犯灯の設置及び維持管理します。
- 高等学校通学への保護者負担を支援します。

10 学校施設・設備の維持管理

- 教育施設・設備など学習環境の適正な整備・管理を行います。
- 学校体育館に空調設備を整備します。
- G I G A スクール構想³⁷に基づく情報機器などを計画的に更新します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値 (令和6(2024)年)	目標値 (令和12(2030)年)
児童生徒数	832人	720人
私には良いところがあると思うこどもの割合 (小学生年代)	77.9%	90.0%
私には良いところがあると思うこどもの割合 (中学生年代)	82.3%	90.0%
長期 (30日以上) 欠席児童数 (上記のうち90日以上)	19人 (8人)	15人 (6人)
イングリッシュキャンプ参加者数	34人	40人
英会話教室参加者数	260人	300人
後期課程 (中学校2.3年生) のアイデアの施策実現数 (累計)	1件	12件

³⁷ G I G A スクール構想：文部科学省が推進する、全国の小中学校などで児童生徒1人1台の端末と高速ネットワークを整備し、個別最適化された学びと協働的な学びを実現する教育改革プロジェクトのこと。



家庭と地域の教育力の充実

5年後のまちの姿

- 子どもや若者を介した地域活動がより活発化しています。
- 子どもの成長に関わる地域住民が増えています。

現状と課題

- 約7割の親が家庭の教育力が低下していると実感しています。
- 子育てを「楽しいと感じることが多い」人は約5割となっています。
- 約7割の中・高校生が小さな子どもとふれあう機会がない状況です。
- 子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい声が多くあります。
- 子どもが危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい声が多くあります。
- 地域の中で支援を必要とする子育て世帯が増えています。
- 地域コミュニティの希薄化により、妊産婦や子育て家庭を支える地域力が低下しています。

主な取組

01 地域全体での子育て支援

- 地域ぐるみで子どもを育てる意識を高めます。
- 地域全体で子どもと子育て家庭を見守り・地域ぐるみで支援します。
- 地域の子育て支援力の向上を図り、子どもや子育て家庭を支える仕組みをつくります。
- 世代を超えた交流の機会を提供します。
- 保護者や子ども同士の交流や子育ての情報交換、子どもの友達づくりとなる活動を支援します。
- 地域と学校が連携し、地域学習を積極的に進め、子どものシビックプライド³⁸を高めます。

02 地域の子育てネットワークづくり

- 美咲子育て支援ネットワーク会議を定期的で開催します。
- 小規模多機能自治組織（地域運営組織）や自治会は、特性を活かし、地域での学びの場を創ります。
- ファミリーサポートセンター³⁹の利用を促します。

³⁸ シビックプライド：「ここをよりよい場所にするために自分自身がかかわっている」という当事者意識に基づく、自分たちの地域やコミュニティに対して抱く誇りや愛着のこと。

³⁹ ファミリーサポートセンター：地域の子育て中の保護者（依頼会員）が子どもを預かってほしいときに、子育ての援助ができる人（提供会員）に依頼し、地域全体で子育てを助け合う会員組織（相互援助活動）のこと。

○制度やサービスのPRの充実と必要な情報を届ける仕組みを創ります。

03 地域全体で子育て支援

- 旭・中央・柵原地域にこどもの居場所を創ります。
- 子ども第三の居場所⁴⁰「みさキッズあさひ」の運営を充実します。
- 児童館の機能を充実します。
- 地域・学校・行政などの協働による安全・安心なこどもの居場所づくりを進めます。
- こどもの居場所や児童館、地域を拠点に、こどもと保護者に、多様な体験・活動を提供します。

04 家庭教育力の向上

- 子育て世代の家庭を「家庭教育支援チームみさき」を中心に支援します。
- 地域住民やNPOの協力により「放課後子ども教室（寺子屋）」を実施します。
- 中高生に、小さなこどもと触れ合う機会を提供します。
- 放課後の学習を支援します。
- 土曜日に多様な体験活動を行います。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6（2024）年）	目標値（令和12（2030）年）
小規模多機能自治組織による学びの場活動数（累計）	4件	36件
ファミリー・サポート・センターの利用回数（年間）	60回	90回
児童館（中央・柵原地域）利用数（年間）	18,218人	20,000人
こども第三の居場所「みさキッズあさひ」利用数	—	5,000人
放課後こども教室参加者数	5,639人	6,000人
土曜日体験活動参加者数	322人	400人

⁴⁰ こども第三の居場所：日本財団が中心となり、家庭や学校以外に、困難を抱える子どもたちが安心して過ごせる「もう一つの家」として提供される地域拠点のこと。

住民が地域づくりを他人事ではなく自分事として考え、地域の一員として支え合う意識を高めます。

様々な地域課題に対応するため、小規模多機能自治組織、自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などと連携し、ボランティア、NPO、住民団体など多様な民間主体の担い手と共に、地域力の高いまちを創ります。

関連する個別計画

- 第2次美咲町地域福祉計画（令和7～11年度）：保険年金課
- 第3期美咲町地域福祉活動計画（令和7～11年度）：社会福祉協議会
- 男女（とも）に輝く幸せな美咲（まち）づくりプラン（令和4～8年度）
：地域みらい課
- 美咲町重層的支援体制整備事業実施計画（令和7年度～）：福祉しあわせ課
- 地域みらい計画（令和4年度～）：各小規模多機能自治組織



住民参画の推進

5年後のまちの姿

- 政策形成の各段階に主体的に関わる人が増えています。
- 地域への愛着や責任感が高まっている人が増えています。
- 地域のニーズに合ったサービスが提供されています。
- まち（行政）と住民が対等な立場でまちづくりを進めています。
- 子どもや若者のシビックプライドが高まっています。

現状と課題

- 地域のつながりが希薄になってきています。
- 個々の価値観は多様化し、地域における住民同士の支え合いの体制が弱くなっています。
- 若い世代をはじめとして住民の行政への関心が低くなっています。
- 地域への愛着や誇り、責任感、コミュニティの一体感が薄れています。
- 住民自身が地域課題の解決に向けて行動する意識が弱くなっています。
- 複雑、多様化する地域課題を、行政だけで解決することは、不可能です。
- 行政サービスの満足度と信頼感を向上させることが必要です。

主な取組

01 参画への意識改革

- 行政と住民の双方の視点による多角的な取り組みを進めます。
- 女性や若者の意見を聴く、やらせてみるという意識改革を促します。

02 地域・まちづくりへの参画

- 様々な立場の住民が参加しやすい説明会・公聴会・懇談会、ワークショップを開催します。
- 子ども議会**¹（後期課程、中学校2・3年生）を開催します。
- 若者の意見や提案を聴く対面やWEB²・SNS³を活用した機会を提供します。

¹ 子ども議会：子どもたちが主役となり、自分たちの住む地域やまちづくりについて考え、質問や提案を行う模擬議会のこと。

² WEB：インターネット上で文字・画像・動画などの情報を相互にリンクさせ、閲覧できるようにする仕組み（システム）のこと。

³ SNS：インターネット上でユーザー同士がプロフィールや投稿を通じて繋がり、交流や情報共有を行う会員制サービスのこと。

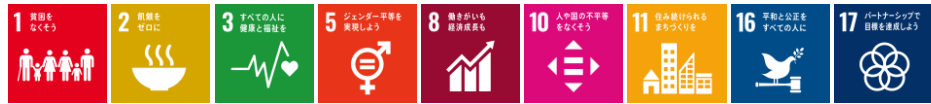
- こどもから高齢者まで、全世代対象の**みらい会議**⁴を開催します。
- 政策の計画、決定、執行、評価の各プロセスに、住民の参画を促します。
- 政策にどのように意見や提案が反映されたかを住民に**フィードバック**⁵します。
- こどもや若者のアイデアを、こどもや若者、学校、地域住民（NPO、企業、保護者）、行政が協働して実現します。
- 若者の地域づくり、まちづくりへの参画を促す制度・仕組みについて検討します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6（2024）年）	目標値（令和12（2030）年）
若者向けアプリの登録者数	—	300人
若者みらい会議の開催（累計）	—	16回
全世代みらい会議の開催（累計）	—	4回
若者のアイデアの施策などの実現数（累計）	—	4件
若者アンケート：「若者の意見がまちづくりに反映している」	33ポイント	70ポイント
若者アンケート：「町に意見を伝えたい」	50ポイント	70ポイント

⁴ みらい会議：自治体が将来を見据え、市民や若者、企業など多様な主体と共にまちの未来像や課題解決策を議論する参加型の会議のこと。

⁵ フィードバック：相手の行動や成果に対して、改善や成長を促すために具体的な情報や評価を返し、課題解決や成長につなげること。



地域福祉の充実

5年後のまちの姿

- 自分でできること（自助）、近所の助け合いでできること（互近助）、地域の助け合いやボランティア活動など住民同士の支え合い（共助）の活動が広がっています。
- 公的な機関による支援（公助）が最適に組み合わせさり、役割分担と連携が取れています。
- 地域において、福祉に対する理解が深まっています。
- 人と関わるきっかけづくりが進み、社会的に孤立した人が減っています。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができます。

現状と課題

- 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの福祉課題に加え、**8050問題**⁶、**9060問題**⁷、**ダブルケア**⁸、ひきこもり、孤独・孤立、**ヤングケアラー**⁹など、複合化・複雑化した福祉課題が生じています
- 既存の支援体制では対応できない世帯が増加しています。
- 制度の狭間**¹⁰にいる人の実態把握が十分にできていません。
- 地域社会から孤立し、生きづらさを抱える人が増加することが見込まれます。
- 高齢や障がいにより、判断能力の不十分な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域が求められています。
- 地域福祉の担い手が不足しています。

⁶ 8050問題：80代の高齢の親が50代の子どもの生活を経済的・精神的に支え続けることで生じる、親子共倒れの危機を含む社会問題のこと。

⁷ 9060問題：8050問題が、高齢化とひきこもり期間の長期化によって進行・移行したもので、親の介護問題と子供の就労困難が複合的に絡み合い、孤独死や生活困窮のリスクが高まっている、親子共倒れの危機を含む社会問題のこと。

⁸ ダブルケア：育て（育児）と親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

⁹ ヤングケアラー：本来大人（親など）が担うべき家事や家族の世話（介護、きょうだいの世話、身の回りの世話など）を日常的に行い、過度な責任や負担を負っている子どもや若者のこと。

¹⁰ 制度の狭間：公的な福祉サービスや支援制度が存在する一方で、特定の事情や複合的な課題のために、どの既存制度の対象にもならず、必要な支援を受けられない人々や状況のこと。

主な取組

01 地域福祉の仕組みづくり

- 地域包括ケアシステムを発展させ、**全世代型地域包括ケアシステム¹¹**を構築します。
- 地域包括ケア会議（町全体）を開催し、町全体に必要な社会資源や政策、施策などを提言します。
- 地域ケア会議（中央・旭・柵原地域）を開催し、核地域課題の解決に必要な事業や活動について域包括ケア会議につなげます。
- 小地域ケア会議¹²**を開催し、地域福祉活動への住民参加を促します。
- 重層的支援体制¹³**による包括的な支援を充実します。
- 権利擁護¹⁴**支援を充実します。
- デス・リテラシー¹⁵**を啓発します。

02 地域福祉のネットワークづくり

- ふれあいサロン¹⁶**や**通いの場¹⁷**を充実します。
- すべての自治会単位で小地域ケア会議を開催できるように努めます。
- 生活支援体制整備事業¹⁸**を充実します。
- 生活困窮者支援¹⁹**を充実します。
- 生活支援サポーター²⁰**を育成し有償・無償の支援を進めます。

03 地域の居場所づくり

- 誰もが参加しやすい地域の居場所づくりを進めます。

¹¹ 全世代型地域包括ケアシステム：従来の高齢者に特化した「地域包括ケアシステム」の概念を拡張し、障がいのある人や子ども、子育て世帯など、すべての世代の住民を対象に包括的な支援を提供する体制のこと。

¹² 小地域ケア会議：誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域の専門職（行政、社協、包括支援センターなど）と住民が一緒になって、個別の介護・福祉課題や地域の共通課題を話し合い、解決策を探るための会議のこと。

¹³ 重層的支援体制：高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった分野別の既存の支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した地域住民の課題に対し、分野横断的・包括的に対応するための新たな支援体制のこと

¹⁴ 権利擁護：認知症や障害などで判断能力が不十分な人たちの「権利」を守り、尊厳のある生活を送れるよう支援すること。

¹⁵ デス・リテラシー：終末期や死に関するケアについて、情報を得て理解し、意思決定や行動（看取りや手続き等）ができる「実践的な知識と能力」のこと。

¹⁶ ふれあいサロン：地域住民が孤立せず、気軽に集まって交流し、仲間づくりや健康づくり、生きがいを創出するための、住民主体の居場所のこと。

¹⁷ 通いの場：高齢者をはじめとする地域住民が、健康維持や介護予防を目的として、自宅から歩いて通える身近な場所で定期的に集まり、自主的に活動を行う交流の場のこと。

¹⁸ 生活支援体制整備事業：高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、多様な日常生活上の支援体制を地域住民が主体となって構築していく取組のこと。

¹⁹ 生活困窮者支援：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方に対し、その状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした取組のこと。

²⁰ 生活支援サポーター：介護保険の対象とならない高齢者の「ちょっとした困りごと」（掃除、洗濯、ゴミ出し、買い物、通院付き添いなど）を、地域の住民が担い手となって支援するボランティアまたはパートタイムの役割のこと。

○地域のニーズや地域特性を活かした居場所づくりを進めます。

04 多様な担い手づくり

- 地域や学校で、**福祉共育**²¹を進めます。
- 地域福祉の担い手を養成・育成します。
- 分野・対象別のボランティアを養成・育成します。
- 民生委員・児童委員の活動の負担を軽減します。
- 就労の機会の提供に努めます。
- 地域福祉推進の中心的役割を担う**社会福祉協議会**²²を支援します。
- 社会福祉連携推進法人**²³の設立を支援します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6（2024）年）	目標値（令和12（2030）年）
地域包括支援センター総合相談数	344件	500件
小地域ケア会議運営地区数	69地区	75地区
小地域ケア会議開催数	221回	200回
重層的支援体制ケアプラン数	—	5件
権利擁護センター利用者数	280人	400人
生活支援サポーター数（累計）	329人	400人
認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	186人	300人

²¹ 福祉共育：自分とみんなの幸せ（福祉）を「共に考え、共に育み（共育）」、「誰もが安心して暮らせる地域社会」を目指す学びと実践のこと。

²² 社会福祉協議会：地域住民や関係機関が参加・協力し、「福祉のまちづくり」を目指す、営利を目的としない民間の組織のこと。

²³ 社会福祉連携推進法人：複数の社会福祉法人等が独立性を保ちながら連携・協働して、人材確保、共同研修、災害時の相互支援などの福祉サービスを提供するための新しい法人制度のこと。



小規模多機能自治の推進

5年後のまちの姿

- 住民が身近な地域で互いに助け合い、学び合い、「行政がやってくれない」ではなく「自分たちでやっていく」という意識に変わっています。
- 地域の将来を自らが考え、地域づくり活動に参画²⁴する住民が増えています。
- 住民自身がまちづくりの担い手となって、必要なサービスや機能を確保することで、住みよい地域環境を維持・発展させています。
- 地域の連帯感が高まり、地域に愛着や誇りを持つ住民が増えています。
- 地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティが活性化しています。

現状と課題

- 65歳から75歳までの地域を支える人が減少し75歳以上の人が増加しています。
- 情報化による利便性の向上は、地域生活での共同の必要性を低下させています。
- 道づくり（河川道路清掃）や伝統行事、子どもの見守り、世代を超えた交流などが、できなくなってきました。
- 自治会は、加入率の低下や役員のなり手がいないという組織存続の危機を迎えています。
- 自治会役員は、複数の業務を担っており、負担が増大しています。
- 自治会運営は、主に高齢男性が担っています。
- “小さな地域であっても できることを 自分たちで決定し 担っていく” **小規模多機能自治**²⁵の考え方が全ての自治会で理解されてはいません。
- 既存のまちづくり協議会13地域は、それぞれ地域特性が違います。
- 自治会管理の集会所は、老朽化が進んでいます。
- 13地域のまちづくり協議会の拠点施設は、老朽化が進んでいます。

主な取組

01 小規模多機能自治への移行

- 小規模多機能自治による地域運営組織を13地域で形成します。

²⁴ 参画：政策や事業などの計画段階から主体的に意見を出し、意思決定に加わること。

²⁵ 小規模多機能自治：少子高齢化が進む中で、小学校区などの一定の範囲（基礎自治体より狭く、自治会より広い）で、住民が主体となり、地域のあらゆる団体（自治会、NPO、企業など）が連携して、地域課題（見守り、買い物支援、介護予防など）を自分たちで解決・実行していくまちづくりの仕組みのこと。

- イベント型の地域づくりから、**地域ビジョン**²⁶達成型の地域づくりへ移行します。
- 行政のひな形にはめることなく、地域特性を生かした地域住民主体の地域運営組織とします。
- 地域運営組織は行政と対等なパートナーです。
- 構成員の小規模な自治会の合併、再編を支援します。
- 地域内の各種役員・委員の**業務棚卸**²⁷を進め、負担軽減を図ります。

02 小規模多機能自治組織(地域運営組織)づくり

- 多様な世代の対話の場づくりを進めます。
- 女性、若者の参画を促します。
- 住民主体で、地域住民全員アンケートを作成し、調査、集計します。
- アンケート調査結果の分析を支援します。
- 地域みらい計画(地域ビジョン)の策定を支援します。
- 小規模多機能自治に取り組む組織として公認します。

03 小規模多機能自治組織(地域運営組織)の進展

- 各地域運営組織の情報の共有化を進めます。
- 行政は、社会福祉協議会、NPOと一緒に地域運営組織を伴走支援します。
- 各地域運営組織の活動を交付金により支援します。
- 各地域運営組織に集落支援員を配置します。
- 自治会管理の集会所の修繕、改修、解体を支援します。
- 13地域の地域運営組織の拠点施設を整備します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値 (令和6(2024)年)	目標値 (令和12(2030)年)
小規多機能自治組織認定数	1 組織	1 3 組織
地域住民全員アンケート調査実施協議会数	1 地域	1 3 地域
地域みらい計画策定協議会数	1 地域	1 3 地域
地域拠点施設整備数	7 施設	1 3 施設
集落支援員配置地域数	—	1 3 組織

²⁶ 地域ビジョン：「自分たちの地域を将来どうしたいか」という住民参加型の将来像(目標)と、それを実現するための具体的な行動計画をまとめたもの。

²⁷ 業務棚卸：全業務を洗い出し「見える化」して、削減・効率化・他者への引き継ぎを容易にすること。



男女共同参画社会の推進

5年後のまちの姿

- 古くからの慣習や性別役割意識が解消に向かっています。
- すべての住民が相手のことを思いやり、相手が自分と違うことをお互いに理解しています。
- 性別に関わりなく、いろいろなことにチャレンジすることができます。
- 個性や能力を生かして自分らしく輝きながら活躍することができます。
- 仕事と家庭のバランスのとれた働き方ができる事業者が増えています。

現状と課題

- 男女の性別役割分担意識や無意識の思い込みは、根強くあります。
- 大事な意思決定の過程や場に女性が加わることが、まだまだ少ないです。
- 男女間の経済力の格差は解消されていません。
- 家事・育児・介護時間は、女性に偏重しています。
- 男女のワークライフバランス²⁸に格差があります。
- 女性のキャリア形成の障壁が多くあります。
- DV²⁹、性犯罪、ストーカー³⁰行為、セクシュアル・ハラスメント³¹など女性に対する暴力や人権侵害があります。
- 困難な問題を抱える女性への包括的支援が必要です。
- 男女共同参画の意識の低さが、未婚化の要因の一つです。

主な取組

01 意識啓発と理解の促進

- ジェンダー平等³²の意識づくりを、家庭・地域・学校・職場などの場で進めます。
- 「家事宣言³³」に取り組みます。

²⁸ ワークライフバランス：仕事と仕事以外の生活（家庭、育児、介護、自己啓発、地域活動など）の双方を充実させ、調和が取れた状態のこと。

²⁹ DV：配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からの暴力のこと。

³⁰ ストーカー：恋愛感情や怨恨などから、特定の相手に対し「つきまとい」「待ち伏せ」「無言電話」「SNSでの誹謗中傷」「GPSによる位置情報無承諾取得」などを執拗に繰り返す人のこと。

³¹ 相手の意に反する性的な言動によって、精神的・身体的苦痛を与えたり、就業環境を悪化させたりする行為のこと。

³² ジェンダー平等：性別に関わらず、すべての人が平等な権利、責任、機会を持ち、尊重される社会のこと。

³³ 家事宣言：家庭内の家事を特定の誰か（主に女性）に押し付けず、家族全員で協力して分担しようという意思表示のこと。

- 男女（とも）に輝く幸せな美咲（まち）づくりプラン（第4次男女共同参画基本計画）を改訂します。

02 政策や方針決定の場への女性参画の促進

- 政策・方針など意思決定プロセスへ女性の参画を進めます。
- 審議会等の委員への女性の積極的な登用を進めます。
- 地域づくり、まちづくり活動へ女性の参画を促します。
- 女性消防団員の確保に努めます。
- 庁内における管理職へ女性を登用します。

03 仕事と生活の両立支援

- 庁内や町内事業所のワークライフバランスを積極的に進めます。
- 庁内や町内事業所の男性の育児休業や介護休業取得を促します。
- 家庭（家事・育児・介護）での男性の参画を進めます。
- 女性の就業継続、再就職、起業、在宅ワークなど就業を支援します。
- 町内事業所のおかやま子育て応援宣言企業³⁴「アドバンス企業³⁵」へ登録を促します。

04 DV防止

- 女性への暴力の防止の意識づくりを、家庭・地域・学校・職場などの場で進めます。
- 安心して相談できる体制づくりを進めます。
- DVなど被害者への適切な相談・保護・自立を支援します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6（2024）年）	目標値（令和11（2029）年）
家事宣言	—	宣言済
審議会等委員の女性比率	40%	50%
家事男子講座開参加者数	6人	30人
おかやま子育て応援宣言企業数（累計）	1企業	10企業
STOP DV啓発ステッカー貼付トイレ数（累計）	—	100カ所

³⁴ おかやま子育て応援宣言企業：岡山県が主導する制度で、企業が従業員や地域の子育てを支援するための具体的な取り組みを宣言・登録し、県がその内容を公表・支援する制度のこと。

³⁵ アドバンス企業：おかやま子育て応援宣言企業の中で、特に仕事と家庭の両立支援に積極的な企業のこと。



多様性と人権の尊重

5年後のまちの姿

- 性別、人種、性的指向、障がいの有無など、個人が持つ様々な違いを認め合う人が増えています。
- 一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく生きることができています。

現状と課題

- 性の多様性³⁶に対する誤った認識や差別、偏見があります。
- 学校・職場・地域等で、カミングアウト³⁷できず、生きづらさを感じている人がいます。
- 性的少数者に対する差別や偏見が顕著になっています。
- 性の多様性に対応できない制度は、性的マイノリティ³⁸の人々を排除し、不平等な扱いを強いることにつながります。
- インターネットやSNS上でのいじめや人権侵害が増加しています。
- 犯罪被害者や遺族への偏見や差別があります。

主な取組

01 意識啓発と理解の促進

- 家庭・地域・学校・職場などのあらゆる場で、人権教育・啓発活動を進めます。
- 子どもから大人まですべての住民を対象に、講座、講演会、広報など人権学習・啓発活動を充実します。
- パートナーシップ宣誓制度³⁹、ファミリーシップ宣誓制度⁴⁰を導入します。
- 人権教育及び人権啓発に関する基本計画を策定します。

まちづくりの目標

³⁶ 性の多様性：の「性」には「男性か女性か」という二元論や「異性愛のみ」という枠にとらわれず、生物学的性（体）、性自認（心の性）、性的指向（好きになる性）、性表現（外見）など、一人ひとり異なる様々なあり方が存在するという考え方のこと。

³⁷ カミングアウト：自身のセクシュアリティ（性的指向や性自認など）や、これまで隠していた個人的な事実を、自分の意思で他者に打ち明けること。

³⁸ 性的マイノリティ：同性に惹かれる人（同性愛者）、両性に惹かれる人（両性愛者）、生まれた体の性（身体の性）と自覚する性（心の性）が一致しない人（トランスジェンダーなど）など、多数派の「異性愛」「シスジェンダー（身体と心の性が一致）」のあり方とは異なる、多様な性のあり方を持つ人々の総称のこと。

³⁹ パートナーシップ宣誓制度：性的マイノリティ（LGBTQなど）のカップルが、互いを人生のパートナーとして協力し合う関係にあることを自治体に宣誓し、その事実を自治体が証明（受領証などを交付）する制度のこと。

⁴⁰ ファミリーシップ宣誓制度：婚姻できない同性カップルや事実婚カップル、未婚カップルとその子ども（近親者）を、自治体が公的に「家族」として認め、証明する制度のこと。

数値目標	基準値（令和6（2024）年）	目標値（令和12（2030）年）
パートナーシップ宣誓	—	宣誓済
ファミリーシップ宣誓	—	宣誓済
人権教育研修会開催回数	11回	15回
性の多様性講座	—	4回
人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定	—	策定済



生涯を通じた学びの充実

5年後のまちの姿

- 住民が生涯にわたり自主的、積極的に学習や読書などに取り組んでいます。
- ライフステージに応じた学びの場が確保され、地域ぐるみで学び、育ち合うことができます。
- 住民自らが学習講座や教室の企画・運営しています。
- 読書習慣が身についた住民が増えています。
- 住民がそれぞれの年齢や体力、ニーズなどに応じた、スポーツ・レクリエーション活動に取り組んでいます。
- スポーツを通じて地域コミュニティが活性化しています。
- 地域の歴史文化に関心を持ち、文化財や伝統文化の保存・継承に関わる住民が増えています。
- 文化芸術活動に親しむ住民が増えています。

<生涯学習>

現状と課題

- 公民館活動に参加したことのない住民が多い状況です。
- 高齢化に伴い学習グループ数や施設利用者数は減少しています。
- 生涯学習活動を進める人材・指導者・団体が減少しています。
- 図書館を利用したことのない住民が多い状況です。
- 家庭の教育力の低下が懸念されています。
- 社会教育施設の老朽化が進んでいます。

主な取組

01 学習内容・活動機会の充実

- 住民が気軽に学習できる「居場所」を提供します。
- ライフステージに応じた学習機会を提供します。
- 住民ニーズに合わせた学習機会を提供します。
- ICT⁴¹についての学習機会を提供します。
- 芸術や文化に親しむ学習機会を提供します。
- 歴史や伝統が受け継がれていくための学習機会を提供します。

⁴¹ ICT：情報通信技術の略で、情報（Information）と通信（Communication）に関する技術全般のこと。

- ダイバーシティ社会⁴²の実現に向けての学習機会を提供します。
- デジタル・ディバイド⁴³の解消を進めます。
- ネットリテラシー⁴⁴に関する学習機会を提供します。
- 全世代の読書活動を促します。
- 家庭教育支援に関する学習機会を提供します。

02 指導者・団体の育成

- 学校や学習団体、学習指導者、個人ボランティアなどと連携を図ります。
- 生涯学習人材バンク⁴⁵を充実します。
- 子どもの読書活動に関わるボランティアの育成を図ります。
- 学習指導者、学習団体の支援を充実します。

03 図書館機能の充実

- 図書館の在り方を検討します。
- 読書活動の内容を充実します。
- 電子図書館などICTの活用を進めます。

04 公民館・図書館の維持管理

- 公民館、図書館のファシリティマネジメント⁴⁶を進めます。

<生涯スポーツ>

現状と課題

- 運動・スポーツをする習慣のない住民が増えています。
- 忙しくて時間や休みがないから、運動・スポーツができない状況があります。
- スポーツを通じた地域コミュニティは、ほぼ消滅しています。
- 学校外でスポーツをする機会は、減少しています。
- 部活動の地域展開に伴い、生徒のスポーツ離れが進むことが見込まれます。
- 地域全体で支える部活動の地域展開が必要となっています。
- スポーツの指導者など支える人材が不足しています。

⁴² ダイバーシティ社会：性別、年齢、国籍、障害の有無、性的指向、価値観などの違いを持つ多様な人々が、互いを尊重し、差別なく平等な機会を得て、それぞれの個性や能力を活かし、自分らしく生き生きと活躍できる社会のこと。

⁴³ デジタル・ディバイド：情報通信技術（ICT）を使える人と使えない人の間に生じる「情報格差」のこと。

⁴⁴ ネットリテラシー：インターネット上の情報を正しく理解し、適切に判断・活用し、安全に利用する能力のこと。

⁴⁵ 生涯学習人材バンク：専門知識・技能・経験を持つ「教えたい人（講師）」と、学びたい「利用者（団体や個人）」を地域でつなぐ仕組みのこと。

⁴⁶ ファシリティマネジメント：土地・建物・設備などの「ファシリティ（施設資産）」を、単なる維持管理にとどめず、経営戦略の一環として総合的・戦略的に企画・管理・活用する経営活動のこと。

- スポーツ指導やボランティア活動としての参加意欲は、低調です。
- 社会体育施設の老朽化が進んでいます。
- 利用頻度の少ない機能の重複する社会体育施設があります。

主な取組

01 活動内容・活動機会の充実

- ライフステージに応じたスポーツにふれあう機会を提供します。
- 障がい者のスポーツふれあう機会を提供します。
- スポーツを住民の健康づくり、体力維持増進につなげます。
- スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を図ります。
- 美咲町ならではの地域資源を活かした新しいスポーツ活動を提供します。
- こどものスポーツをする意欲を高める取り組みを進めます。
- こどものスポーツをする習慣の定着に努め、体力向上を図ります。
- eスポーツ⁴⁷の有効活用を研究します。

02 指導者・団体の育成

- スポーツ推進委員や指導者など人材を育成します。
- スポーツ協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、NPOなどの団体を支援します。

03 スポーツイベントの開催

- 住民主体の実行委員会による大会の開催を支援します。
- スポーツ団体との連携により、各種大会やイベント、合宿誘致を進めます。
- 多世代が気軽にスポーツを楽しむことのできる卓球やグラウンドゴルフ、ニュースポーツ⁴⁸を普及します。

04 社会体育施設の維持管理

- 社会体育施設の機能の集約と複合化を進めます。
- 社会体育施設のファシリティマネジメントを進めます。

< 歴史・文化財 >

現状と課題

- 文化財の適切な保全ができていません。

⁴⁷ eスポーツ：エレクトロニック・スポーツの略で、コンピューターゲームやビデオゲームを使った対戦競技のこと。年齢や性別に関わらず誰でも参加でき、認知能力向上や世代間交流にも繋がり、世界的に競技人口と市場規模が拡大している、現代の新しいスポーツ形態である。

⁴⁸ ニュースポーツ：技術やルールが比較的簡単で、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、だれもが、いくつからでも、いつまでも、競うことよりも楽しむことを目的に新しく考案されたスポーツのこと。

○後継者不足により、伝統行事を廃止や縮小せざるをえない自治会が増えています。

主な取組

01 文化財の適切な保全と活用

- 住民と協働して、適切な文化財の保存に取り組みます。
- まち固有の歴史や文化財を、教育・福祉・まちづくり・観光などに活用しながら、後世に継承していきます。
- 出土品などの保存修理や文化財施設の修繕を計画的に進めます。

02 歴史的資源の活用

- 地域特有の文化財や歴史的資源の発掘と情報発信に取り組みます。
- 文化財巡りや歴史教室の開催など、郷土の歴史に触れる機会を提供します。
- 世代間や大学・高校との交流を通じ、伝統行事などの継承と後継者を育成します。

<文化芸術>

現状と課題

- 文化協会の会員数や団体数は減少しています。
- 価値観の多様化、オンライン配信やデジタルミュージアム⁴⁹など新たに創出された鑑賞、発信方法などにより、今後、文化芸術活動の在り方が変化していく可能性があります。

主な取組

01 文化芸術に触れる機会の充実

- 住民ニーズをふまえた文化祭や企画展、舞台芸術の提供に努めます。
- 文化芸術活動に気軽に参加できる機会を充実します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6（2024）年）	目標値（令和12（2030）年）
生涯学習講座開催数	1 3 2回	1 5 0回
生涯学習講座参加者数	1, 1 6 9人	1, 6 0 0人
図書館利用者数	1 9, 5 4 7人	2 1, 0 0 0人
総合型スポーツクラブ会員数	4 3 2人	5 0 0人

⁴⁹ デジタルミュージアム：ICTを活用して、博物館・美術館の資料や展示をデジタルアーカイブ化し、時間や場所の制約を超えて、より深く、多感的に体験・鑑賞できるようにした施設やシステムのこと。

スポーツ教室・サークル参加者数	8, 657人	10, 000人
さくらの歌（短歌・俳句・川柳）応募数	1, 529点	1, 600点
若者アンケート：「学校・職場以外の人と交流する機会がある」	20ポイント	50ポイント

住民のこころとからだの健康を守ると同時に、人々の暮らしを地域全体で支え、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが健やかに、そして、役割と生きがいを持って自分らしくいきいきと安心して暮らすことができるまちを創ります。

関連する個別計画

- 美咲町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）
：保険年金課
- 第4期美咲町障害者計画・第7期美咲町障害福祉計画及び第3期美咲町障害児福祉計画（令和6～8年度）：福祉しあわせ課
- 健康みさき21美咲町第3次健康増進計画・食育推進計画（令和6～11年度）
：健康推進課
- 第2次美咲町自殺対策計画（令和6～11年度）：健康推進課
- 美咲町生涯学習推進計画（令和3年度～令和7年度）：生涯学習課
- 美咲町生涯スポーツ推進計画（令和4～7年度）：生涯学習課



健康づくりの推進

5年後のまちの姿

- 病気や障がいなどのあるなしに関わらず、一人ひとりがライフステージ¹に応じた健康づくりに取り組み、健やかで心豊かに生活しています。
- 健康リスクの早期対応と生活改善や、地域医療と連携した病気の重症化予防等を通して、健康寿命²が延伸しています。
- 住民のウェルビーイングが高まっています。

現状と課題

- 悪性新生物や心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧等の生活習慣病が増えています。
- がん検診・健康診査は、20から30歳代の若年層において受診率が低いです。
- がん治療の外見の悩みから生じる心理的・社会的苦痛が大きくなっています。
- 熱中症により健康被害が生じています。
- 幼児のおし歯の罹患率が高いです。
- 養育支援の必要な家庭が増えています。
- 人間関係の希薄化による疎外感や孤立感、複雑な人間関係、長時間労働等、精神的ストレスを蓄積しメンタルヘルス不調³を起こしやすい状況です。
- 自殺者は0となっていません。
- 愛育委員・栄養委員の担い手の不足と活動の負担が大きくなっています。

主な取組

01 健康づくりの推進

- 住民の自主的な健康づくりを進め、健康寿命の延伸に取り組みます。
- ライフステージごとの健康教育、健康相談体制を充実します。
- 保健師・栄養士による家庭訪問による相談・助言・指導に取り組みます。
- 18歳からの町民健診の普及、40歳以降の特定健診やがん検診など受診率向上に取り組みます。
- 総合型スポーツクラブ、健康運動指導などと連携し、スポーツによる献上づくりを進めます。

¹ ライフステージ：人生を年齢やライフイベント（結婚、出産、就職、退職など）で区切った、節目ごとの段階のこと。

² 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

³ メンタルヘルス不調：ストレスや悩み、不安などにより心身の健康や社会生活、生活の質に影響が出る状態のこと。

02 疾病予防の推進

- 住民の生活習慣の改善、運動習慣の継続を支援します。
- 特定健診・特定保健指導の受診の向上に取り組みます。
- 子宮頸がん・乳がん検診の受診の向上に取り組みます。
- 健康診査の受診の向上に取り組みます。
- 熱中症の正しい知識と予防対策を啓発します。

03 感染症の予防

- 新型インフルエンザや新型コロナウイルスなど、早期の感染症予防対策を進めます。
- 国の基本指針の改正に基づき、美咲町新型インフルエンザ等対策行動計画は改正します。
- 医療機関と連携し、公費負担による予防接種を勧奨します。

04 歯科保健の推進

- ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりを進めます。
- 8020運動⁴の普及啓発を進めます。

05 食育の推進

- 食育・栄養改善に取り組みます。

06 こころの健康づくり

- がん患者の**アピアランスケア**⁵を充実します。
- 精神疾患やメンタルヘルス不調者、ひきこもりとその家族の自立と社会参加を支援します。
- 自殺予防、メンタルヘルス対策に取り組みます。
- ひきこもりの予防やひきこもり支援のあり方について検討します。

07 愛育委員・栄養委員の育成

- 愛育委員・栄養委員の活動内容の見直しを進めます。
- 男性の愛育委員・栄養委員の就任を促します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6（2024）年）	目標値（令和12（2030）年）
65歳の平均自立期間（健康寿命）の延伸（男性）	17.57	延伸

⁴ 8020運動：「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」厚生労働省と日本歯科医師会が推進している国民的運動のこと。

⁵ アピアランスケア：がん治療による脱毛、皮膚・爪の変化、手術痕など、外見の変化で生じる患者さんの身体的・心理的・社会的な苦痛を軽減し、自分らしい生活を送れるよう支援すること。

65歳の平均自立期間（健康寿命）の延伸（女性）	20.98	延伸
特定保健指導の実施率	35.7%	70.0%
健康教育・健康相談参加者数	578人	700人
基本健康診査受診率	52.0%	70.0%
乳がん・子宮頸がん検診率（無料クーポン配布）	18.4%	50.0%
乳がん検診受診率	85.5%	90.0%
子宮がん検診率	70.5%	80.0%
胃がん検診率	49.8%	70.0%
結核・肺がん検診率	78.3%	90.0%
大腸がん検診率	74.6%	90.0%
前立腺がん検診率	68.0%	80.0%
運動指導参加者数（体操）	263人	400人
栄養指導参加者数（個別・集団）	874人	1,000人
歯科衛生指導参加者数	211人	200人
精神障がい者患者家族会参加者数	59人	100人
精神保健福祉相談者数	23人	50人
自殺率（人口10万人・5年間平均）	29.1	12.0未満
アピアランスケア利用者数	4人	10人
愛育委員活動回数	79回	70回
栄養委員活動回数	69回	60回



高齢者福祉の充実

5年後のまちの姿

- 高齢者が、住み慣れた地域で生きがいと役割を持って、自分らしく暮らしています。
- 認知症の人やその家族の不安や負担を理解し、支える人が増えています。

現状と課題

- 地域の住民自治を支えている世代（65～74歳）が減少し、自らが支えられる世代（75歳以上）が増加しています。
- 高齢者の生きがいと地域の中での役割を持つことが必要です。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護者などの増加も見込まれます。
- 高齢者に対する身体的・心理的虐待が生まれています。
- 老老介護⁶、認認介護⁷、介護疲れ、共倒れのリスクが高まっています。
- 高齢者の外出や地域活動の機会は減少しています。
- 介護が必要になっても在宅生活を希望する高齢者が多いです。
- 介護保険サービスの需要は高まっていますが、介護を担う人材が不足しています。
- 介護保険サービス事業者の撤退が続いています。
- 旭地域の介護保険サービス事業者は、美咲町社会福祉協議会のみとなっています。

主な取組

01 地域で安心して暮らせる環境づくり

- 生きがいづくりや社会活動への参画を支援します。
- 高齢者の就労の機会を提供します。
- 若い世代から心身の健康維持に取り組める機会を増やします。
- 地域全体で高齢者の多重的な見守りを行うネットワークづくりを進めます。
- コミュニケーション型ロボット⁸の導入効果について調査研究します。
- 老人クラブ⁹への参加を促します。

⁶ 老老介護：介護をする側（介護者）と介護を受ける側（要介護者）の双方が65歳以上の高齢者である状態のこと。

⁷ 認認介護：認知症を患っている高齢者が、同じく認知症の家族（配偶者や親など）を介護している状態のこと。

⁸ コミュニケーション型ロボット：状況に応じて動作や言葉、感情を作動させ、人の生活の中でサービスを提供するロボットのことで、AI（人工知能）を活用したディープラーニング（深層学習）機能により、相手の好みや属性について記憶を積み重ねることができる。「会話型」、「動作型」、「会話・動作型」の3種類がある。

⁹ 老人クラブ：地域の高齢者が主体となって「健康」「友愛」「奉仕」を目標に活動する、自主的な組織のこと。

- シルバー人材センター¹⁰への参加を促します。

02 介護予防の充実

- 介護予防の取組（通いの場・ふれあいサロン）を充実します。
- 高齢者の運動教室やスポーツ活動への参加を促します。
- 高齢者の社会参加活動やボランティア活動への参加を促します。
- 後期高齢者を対象に、フレイル¹¹健診を導入します。

03 認知症ケア体制の充実

- 認知症に対する理解を深める普及啓発活動に取り組みます。
- 認知症カフェや家族教室等の開催により介護者の負担軽減に努めます。
- 認知症予防ボランティアを支援します。
- 認知症初期集中支援チームの設置を検討します。

04 高齢者虐待の防止

- 高齢者虐待の予防・早期発見に努めます。
- 保健師、社会福祉士のアウトリーチによる実態把握と支援に努めます。
- 虐待により生命や身体に重大な危険が生じる恐れがあると認められるときは、緊急一時保護します。

05 在宅福祉サービスと介護保険サービスの充実

- 在宅福祉サービスを充実します。
- 介護保険サービスの提供体制の確保に努めます。
- 町内の社会福祉法人とネットワーク会議を設置し、今後の福祉サービスや介護サービスの在り方を検討します。

06 在宅医療と介護連携の推進

- 在宅医療と介護連携強化のため、医療介護連携コーディネーターの配置を検討します。

07 介護人材の確保と育成

- 介護サービス事業所と連携し、介護人材の確保と育成、離職防止に取り組みます。
- 美咲町社会福祉協議会が行う旭地域の介護保険サービス事業を支援します。

¹⁰ シルバー人材センター：60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者が、臨時的・短期的な仕事（草刈り、清掃、事務、家事援助など）を通じて生きがいを得て、地域社会に貢献するための組織のこと。

¹¹ フレイル：加齢によって心身の活力（筋力、活動量、気力など）が低下し、「健康な状態」と「要介護状態」の中間に位置する、虚弱（ひよじゃく）な状態のこと。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6(2024)年）	目標値（令和12(2030年）
ふれあいサロン開催数	1,180回	1,400回
通いの場参加者数	11,480人	12,500人
認知症カフェ参加者数	429人	600人
要介護（要支援）認定者数	1,155人	1,000人



障害者福祉の充実

5年後のまちの姿

- 「ノーマライゼーション¹²」の理念が根つき、障がいのある人もない人も分け隔てなく、お互いの存在を認め合い、地域の中でつながっています。
- 障がい者が、住み慣れた地域で生きがいと役割を持って、暮らしています。
- 障がい者が、地域の一員として参加しています。

現状と課題

- 障がいに関する相談内容が多様化・複雑化しています。
- 発達障がいや高次脳機能障がい、難病、医療的ケアなど、必要な支援は多岐にわたっています。
- 障がい者と介助者の高齢化が進むなど、親亡き後の不安の声が高まっています。
- 医療的ケアが必要なこどもは、障がいの重度化や課題の複合化により、支援ニーズも多様化しています。
- 医療的ケアが必要なこどもは、保育所や小学校などで受け入れができていません。
- 障がいを理由とする偏見や差別があります。

主な取組

01 地域で安心して暮らせる環境づくり

- 障がい者やその家族のための総合的かつ専門的な相談支援体制を充実します。
- 障がい者一人ひとりのニーズや状況に応じた柔軟なサービスを提供します。
- 障がいのある子どもに対し、それぞれの発達の状態や障がいの特性に応じた切れ目のない支援を進めます。
- 障がいの有無に関わらず、すべてのこどもが共に成長できる環境づくりに努めます。
- 電話リレーサービス¹³を導入します。
- 公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインの導入に努めます。
- 外出時のモビリティ¹⁴を確保します。

¹² ノーマライゼーション：障がいの有無や年齢、その他の特性に関わらず、すべての人が地域社会で「普通」の生活を送ることができるように環境や社会のあり方を変えていくという社会福祉の基本的な理念のこと。

¹³ 電話リレーサービス：聴覚障がい者と聴者を電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレーターが“手話や文字”と“音声”を通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービスのこと。

¹⁴ モビリティ：人やモノが移動するための手段、技術、サービス全般のこと。

02 心のバリアフリーの推進

- 障がい者や高齢者の社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー¹⁵」を進めます。
- 幼児期からの「障がい理解教育」の促進と交流及び啓発を進めます。
- 福祉共育を進めます。
- 障がいの知識理解を進めるため、情報発信・広報活動を充実します。

03 障がい児の支援

- 障がい児支援のサービスを充実します。
- 重症心身障がい児が支援を受けられる体制づくりを津山圏域で進めます。

04 自立した地域生活の支援

- 障がい者の経済的負担を軽減します。
- 適性と能力に応じた就労の機会や生産活動の機会を提供します。
- 地域での日常生活を支えるサービスを充実します。
- 障がい者やその家族の居場所づくりを進めます。
- 障がい者の権利擁護を進めます。

05 生きがいと健康づくり

- 障がい者の居場所づくりを進めます。
- スポーツ・レクリエーションや読書、文化芸術活動など生涯学習の場を提供します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6(2024)年）	目標値（令和12(2030)年）
権利擁護センター利用者数	280人	400人
地域生活支援利用者数	245人	300人
障害福祉サービス利用者数	2,696人	2,800人
障害児福祉サービス利用者数	1,400人	1,600人
みしゃモンカレッジ開催数	3回	3回
ヘルプマーク・ヘルプカード交付件数	50件	70件

¹⁵ 心のバリアフリー：障害のある人や高齢者など、多様な人々に対する偏見や無理解といった心の中にある見えない壁（バリア）を取り除き、誰もが平等に社会参加できるよう、お互いを思いやり、理解を深め、具体的な行動を起こすこと。



社会保障制度の運営

5年後のまちの姿

○住民の健康と生活の安定のため、社会保障制度が適正で健全に運営されています。

現状と課題

- 急速な医療の高度化により一人当たりの医療費は年々増加傾向にあります。
- 国民健康保険事業は、被保険者の年齢構成が高く、所得水準は低く、保険税負担能力の弱い加入者の割合が高くなっています。
- 国民健康保険税の滞納額は、減少しています。
- 後期高齢者医療事業は、団塊世代の加入による被保険者数の増加に伴い、医療費の増加が見込まれます。
- 介護保険事業は、高齢者数の減少に伴い要支援・要介護認定者も減少していますが、介護保険給付費は横ばいの状況です。
- 生活保護世帯や生活困窮世帯は、横ばいの状況です。
- 国民年金制度は、若者や非正規雇用者などで未納・未加入が多い傾向にあります。
- 国民年金制度は、急激な物価高騰に年金額改定が追いつかず、年金生活者の生活が圧迫されています。
- がん治療などによる**経済的毒性**¹⁶への対策が求められてきています。

主な取組

01 国民健康保険事業の健全な運営

- 国民健康保険加入者への特定健康診査・特定保健指導など保健事業の受診を進めます。
- レセプト点検**¹⁷に取り組みます。
- ジェネリック医薬品**¹⁸の利用を促します。
- 国民年金制度の加入促進と未納者などへの周知を図ります。

¹⁶ 経済的毒性：がんなどの重い病気の治療に伴う高額な医療費や収入減少により、患者やその家族が経済的苦痛を受け、生活の質（QOL）や治療継続に悪影響を及ぼす現象のこと。

¹⁷ レセプト点検：医療機関で作成される診療報酬明細書（レセプト）に、入力ミスや算定漏れ、内容の不備（病名と診療内容の不一致など）がないかを医療事務がチェックする業務のこと。

¹⁸ ジェネリック医薬品：新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造・販売される、同じ有効成分・同等の効き目・同等の安全性を持つ安価な医薬品のこと。

02 後期高齢者医療制度の円滑な運用

- 広域連携により後期高齢者医療制度の安定的な運営に取り組みます。
- 健康診査により後期高齢者の健康の維持・増進を図ります。
- 後期高齢者医療保険加入者の特性に合わせた保健事業や介護予防事業を一体的に行い、生活習慣病¹⁹やフレイル対策を進めます。

03 介護保険事業の健全な運営

- ケアプラン²⁰の個別点検を行います。
- 介護予防サービス（通いの場、ふれあいサロン）を充実します。
- 介護サービス計画や介護サービスの質の向上を図ります。

04 生活困窮者の支援

- 岡山県と連携し、生活保護受給者の自立を支援します。
- 生活保護に至る前の生活困窮者の自立を支援します。
- 地域の中での孤立の防止に取り組みます。

05 国民年金制度の普及・啓発

- 適正に年金を受給できるように、住民への周知、啓発、相談体制の強化に取り組みます。
- 制度の周知や納付環境整備などにより無年金者の発生防止に努めます。

06 障害年金制度の普及・啓発

- 適正に障害年金²¹を受給できるように住民への周知、啓発、相談体制の強化に取り組みます。
- がんや糖尿病など内部疾患でも対象となることの周知、啓発を強化します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6(2024)年）	目標値（令和12(2030)年）
国民健康保険収納率	95.3%	99.0%
後期高齢者医療保険料収納率	99.7%	100%
介護保険料収納率	99.2%	100%
後期高齢者健康診査受診率	28.7%	50.0%
国民健康保険後発医薬品シェア率	82.5%	90.0%

¹⁹ 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの日々の生活習慣が発症や進行に関わる病気の総称で、がん、心疾患（心筋梗塞など）、脳血管疾患（脳梗塞など）、糖尿病、高血圧、脂質異常症などのこと。

²⁰ ケアプラン：要支援・要介護の認定を受けた方が、どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画書のこと。

²¹ 障害年金：病気やケガによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、現役世代も含めて、国から受け取ることができる公的な年金のこと。



地域医療体制の充実

5年後のまちの姿

○いつでも住民が安心して医療サービスを受けることができます。

現状と課題

- 岡山県北部は、医師や看護職員の地域偏在が顕著です。
- 地域住民の「かかりつけ医²²」である民間の一次医療機関の閉院が続いています。
- 救急車の不適正利用が続いています。
- 救急搬送件数が年々増加しており、重症者も救急搬送困難²³になるなど、救急医療がひっ迫しています。
- 国民健康保険診療所「西川診療所」は、慢性的な赤字経営となっています。

主な取組

01 地域医療を支える協力体制の充実

- 津山・英田圏域保健医療対策協議会、津山圏域消防組合、岡山県と一層の連携を図ります。
- かかりつけ医を持つことの重要性を周知します。
- 頻回受診²⁴・重複受診²⁵・重複服薬²⁶の患者に対して適切な受診を指導します。

02 適切な救急利用の周知

- 救急車の適正利用について周知します。
- 救急安心センターおかやま(#7119)²⁷の利用を促します。

03 国民健康保険診療所の維持

- 西川診療所の健全で安定した診療所経営を支援します。
- 医師の確保が困難な状況を踏まえ、今後の診療所の在り方を検討します。

²² かかりつけ医：日常的な健康管理から軽い病気の診察まで、何でも相談できる身近な医師のこと。

²³ 救急搬送困難：医療機関への照会が4回以上かつ現場の滞在時間が30分以上かかっている状態のこと。

²⁴ 頻回受診：同じ病気や症状で同じ医療機関に月に何度も（過度に）受診すること。

²⁵ 重複受診：同じ病気や症状で複数の医療機関を同時に受診すること。

²⁶ 重複服薬：複数の医療機関を受診した際に、同じような効き目（薬効）の薬が重複して処方され、それを服用してしまうこと。

²⁷ 救急安心センターおかやま(#7119)：急な病気やケガをした時に、救急車の要請や医療機関の受診の可否などに迷った際、看護師などの専門家が電話でアドバイスをくれる相談窓口のこと。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6(2024)年）	目標値（令和12(2030年）
西川診療所患者数	2,955人	3,000人
救急車が到着するまでの平均所要時間	10分27秒	基準値から減少
救急出場件数	808件	750件
圏域の医療体制に満足している住民の割合	—	80%
かかりつけ医を持っている住民の割合	—	80%

近年の激甚化する災害から住民の生命と財産を守るため防災・減災対策を強化するとともに、インフラを適正管理します。

合わせて防犯・交通安全対策の推進や、地域生活交通の充実に図り、誰もが安心して暮らすことができるまちを創ります。

関連する個別計画

- 美咲町地域防災計画(令和7年5月改訂):くらし安全課
- 美咲町国土強靱化地域計画(令和3年3月策定):くらし安全課
- 美咲町業務継続計画(BCP)(平成29年3月策定):くらし安全課
- 避難所運営マニュアル(令和元年11月策定):くらし安全課
- 第4次美咲町地球温暖化対策実行計画(令和4年度～令和8年度):住民生活課
- 美咲町再生可能エネルギー最大限導入計画(令和5年2月策定):住民生活課
- 美咲町一般廃棄物処理基本計画(令和2年度改訂):住民生活課
- 美咲町廃棄物処理計画(毎年度策定):住民生活課
- 美咲町災害廃棄物処理基本計画(令和2年度改訂):住民生活課



災害に強い環境の整備

5年後のまちの姿

- 災害時に適切な避難行動がとれる住民が増えています。
- 災害時に支援を必要する人を支えあう地域が増えています。
- 地域の実情にあった防災活動、避難行動ができる自主防災組織が増えています。
- 自然災害に強いまちづくりが進んでいます。

現状と課題

- 公共施設の処分により、指定避難場所・避難所が減少しています。
- 被災経験のない住民が多く、防災意識は高くありません。
- 自主防災組織の活動に温度差があります。
- 防災グッズの備蓄ができていない家庭が多いです。
- 消防団員数は減少しています。
- 河川内に土砂が堆積しています。
- ため池の老朽化が進んでいます。
- 旭川ダムの新設により旭川沿線の地域に冠水の恐れがあります。

主な取組

01 危機管理体制の整備

- 美咲町地域防災計画を、必要に応じて見直します。
- ハザードマップ¹を必要に応じて見直し、全戸配布します。
- 各種災害に対応できるよう指定避難場所・避難所を見直します。
- 避難所運営マニュアルを女性の視点を取り入れます。
- BCP²（業務継続計画）を、必要に応じて見直します。

02 災害時の応急活動体制の充実

- 消防団、自主防災組織、福祉法人、民生委員児童委員と支援体制を整備します。
- 町内外の企業、NPOと災害時応援協定の締結を進めます。
- 多様な情報伝達手段により、効果的かつ確実な情報を伝達します。

¹ ハザードマップ：自然災害が起きた際に、どこでどのような被害が想定されるか（被災想定区域）や、避難場所・避難経路などを地図上にわかりやすく示したもので、住民が安全に避難し、防災対策を立てるための重要なツールのこと。

² BCP：自然災害や感染症、サイバー攻撃などの緊急事態が発生しても、町が業務を止めずに継続・早期復旧させるための計画のこと。

- 避難行動要支援者名簿に基づき、個別避難計画を作成します。
- 地域と情報共有し、避難行動要支援者の支援体制を進めます。

03 消防団の充実強化

- 消防団の処遇の改善を進めます。
- 消防団活動の魅力を発信します。
- 計画的に消防車両の更新や資機材の配備を進めます。

04 地域防災力の向上

- 総合防災訓練を実施します。
- 自主防災組織の活動を支援します。
- 災害ボランティアを養成します。
- 防災士の活動・育成を支援します。
- こどもたちへ防火防災教育を進めます。
- 家庭での災害グッズのローリングストック³による備蓄を促します。

05 防災・減災インフラの整備

- 河川浚渫を進めるため、残土処分場を整備します。
- 農業ため池の豪雨・耐震・老朽・廃止工事を計画的に施工します。
- 排水ポンプ場などを整備し、浸水被害の防止・軽減を図ります。
- 旭川ダムの新設に伴い、旭地域のマスタープラン⁴を策定します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6(2024)年）	目標値（令和12(2030)年）
避難行動要支援者登録者数（累計）	945人	1,000人
消防団員数	693人	710人
自主防災組織率	100%	100%
防災士ネットワーク登録者数	39人	50人
災害ボランティア登録者数	131人	155人
防災重点ため池廃止	1カ所	2カ所

³ ローリングストック：普段の食品や日用品を少し多めに買い置きし、賞味期限の古いものから日常で消費し、消費した分を買い足していくことで、常に一定量を備蓄・循環させる方法のこと。

⁴ マスタープラン：都市開発や建築、事業などにおいて、他の計画の上位に位置づけられる「総合的・基本的な構想計画のこと。



インフラの適正管理と整備

5年後のまちの姿

- 道路や橋梁の適切な維持管理により、安全性の高い道路環境が整っています。
- 広域・地域幹線道路網の整備が進み、人やモノの流れの効率化が進んでいます。
- 住民の力で、道路や河川の草刈り、清掃などが続いています。
- 水質基準を満たした安全な水道水が供給されています。
- 水洗化や浄化槽の設置により、河川などの良好な水質が維持されています。

<土木>

現状と課題

- 草や立木・竹で覆われた生活道路の区間が広がっています。
- 落ち葉や泥土が溜まった道路側溝の区間が広がっています。
- 住民による道づくり（草刈り、支障木伐採、側溝清掃）ができなくなっています。
- 区画線の劣化（消える）が進んでいます。
- 生活道路改良の要望にすべて対応することはできません。
- ガードレール、カーブミラー、白線（車線外側線・境界線）など交通安全施設の劣化が進んでいます。
- 土木事業で発生する建設残土の搬入先が不足しています。
- 橋梁（473橋）の高齢化が進んでいます。
- 美作岡山道路、国道429号バイパス、空港津山道路の整備に遅れが生じています。

主な取組

01 生活道路の保全と整備

- 住民主体の草刈り、支障木の伐採の仕組づくりを支援します。
- 道路維持管理作業班により、道路側溝の清掃を行います。
- 緊急性の高い区間から計画的に生活道路を改良します。
- 通行上危険な箇所から交通安全施設の修繕や設置を進めます。
- 劣化の状況に応じて計画的に橋梁を修繕します。
- 建設残土処分場を整備します。

02 広域道路の整備

- 美作岡山道路、国道429号バイパス、空港津山道路の早期整備完了に向け、岡山県と連携し推し進めます。

○国道や主要地方道の未改良区間について、岡山県と連携し推し進めます。

<上水道>

現状と課題

- 安全な水の安定供給が求められています。
- 給水人口及び給水戸数は減少し続けています。
- 水道施設の老朽化や漏水が進んでいます。
- 有収率⁵は、改善していますが80%に届きません。
- 一般会計から交付税措置を超える繰入金が必要です。

主な取組

01 安全な水の安定供給

- 安全な水源・水質・水量の適正な維持管理を進めます。
- 施設の計画的な改修や設備の更新を進めます。
- ICTを活用し漏水調査を行います。
- 漏水調査と修繕データを基に老朽管の改修を進めます。
- 浄水施設のダウンサイジング⁶を検討します。

02 経営効率化の推進

- 水道アセットマネジメント⁷・経営戦略を基に健全な公営企業経営を進めます。
- 水道料金の料金体系の見直しを検討します。
- 水道広域化について、岡山県水道事業広域連携推進検討会での協議を続けます。

<下水道>

現状と課題

- 水洗化人口は減少しています。
- 接続率は、80%程度で横ばいの状況です。
- 一般会計から交付税措置を超える繰入金が必要です。

⁵ 有収率：供給した水（配水量）のうち、料金として収入につながった水（有収水量）が占める割合のこと。

⁶ ダウンサイジング：コストの削減や効率化を目的として、施設のサイズを縮小化すること。

⁷ 水道アセットマネジメント：水道事業の持続可能性を確保するために、水道施設（管路、浄水場など）のライフサイクル全体（建設から更新・廃止まで）を中長期的な視点で捉え、費用と効果を最適化しながら、計画的かつ効率的に管理運営する体系的な手法のこと。

主な取組

- 下水道ストックマネジメント⁸を基に、施設の計画的な改修や設備の更新を進めます。
- 下水町施設のダウンサイジングを検討します。

＜合併処理浄化槽＞

現状と課題

- 公共下水道区域外に、汲み取り式便所、単独処理浄化槽が相当数あります。

主な取組

- 合併浄化槽の設置費用の助成を継続します。
- 単独処理浄化槽撤去費用の助成を継続します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6(2024)年）	目標値（令和12(2030)年）
町道改良率	30.2%	32.0%
町道舗装率	68.0%	70.0%
要措置橋梁数	0本	0本
年間有収率	77.9%	80.0%
下水道接続率	79.3%	83.0%
浄化槽普及率	32.5%	40.0%

⁸ 下水道ストックマネジメント：下水道施設（管きょ、処理場など）の老朽化状況を客観的に把握・予測し、ライフサイクル全体を見据えて、計画的かつ効率的に点検・調査・修繕・改築を行い、持続可能な下水道機能（サービス）を確保・最適化する施設管理手法のこと。



生活環境の保全

5年後のまちの姿

- 住民や事業者による廃棄物の適正な処理と減量・リサイクル、分別収集の細分化の取組が進んでいます。
- 環境美化に関心を持ち、自主的に環境美化の活動を行う住民が増えています。
- 日常生活のなかで、**省エネルギー**⁹化や**再生可能エネルギー**¹⁰を利用する住民や事業者が増えています。
- 危険な空き家が減っています。

現状と課題

- 住民のごみの減量化・再資源化、分別の意識は、十分ではありません。
- 津山圏域クリーンセンターのごみ処理量は減少してきています。
- 住民の**ゼロカーボン**¹¹対策は、十分ではありません。
- 省エネルギー・再生可能エネルギーの導入できていない公共施設が多数あります。
- 不法投棄認知件数は減少傾向にありますが、道路や河川沿いのポイ捨ては多い状況です。
- 休耕田の転用や森林伐採を伴う太陽光発電施設の設置は減少しています。
- F I T¹²期間終了後、太陽光発電施設（パネルなど）の不法放棄が懸念されます。
- 管理不全の空き家が増えています。
- 老朽化し倒壊など危険な状態になった空き家が増えています。
- 空き家の多くが未登記で、相続登記されていません。
- 今後、空き家はさらに増える見込みです。

主な取組

01 環境保全意識の醸成

- 生涯学習活動や学校教育の中で、環境学習を進めます。
- 毎年11月第1日曜日の「町内一斉清掃の日」に、清掃活動を行います。

⁹ 省エネルギー：電気・ガス・ガソリンなどのエネルギーを、無駄なく効率的に使うことで、消費量を減らす取組のこと。

¹⁰ 再生可能エネルギー：太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスなど、自然界に存在し枯渇せず繰り返し利用できるエネルギーで、利用時に地球温暖化カーボンの排出が少ない環境に優しいエネルギー源のこと。

¹¹ ゼロカーボン：企業や家庭から排出される二酸化炭素（CO2）などの温室効果ガスの「排出量」から、森林による「吸収量」を差し引いて、全体として実質的に排出量をゼロにすること。

¹² F I T：太陽光や風力、水力、地熱、バイオマス等といった再生可能エネルギー源を変換して得られた電気を、国の定める価格で一定期間、電気事業者が買い取ることを義務付けた制度のこと。

○道路・河川清掃、マイバック持参など、海ごみをなくす取組を進めます。

02 ごみの減量化・再資源化の推進

- 3R¹³の取組を高めるための啓発を行います。
- ごみの分別を積極的に進めます。
- フリーマーケットやリユースショップ、リサイクルプラザの活用を促します。
- 団体による資源ごみの回収に取り組みます。
- 官民連携による資源ごみ回収ステーションを設置します。

03 不法投棄の防止

- 定期的な監視パトロールや監視カメラの設置など監視体制を強化します。
- 太陽光発電施設を定期的に監視します。

04 ゼロカーボンの推進

- 日常生活の中でできる**ゼロカーボン**¹⁴なくらしの情報を発信します。
- 公共施設の改修に合わせて、省エネルギー・再生可能エネルギーを導入します。
- 森林の適正管理や環境にやさしい農業への取組を進めます。

05 空き家対策の推進

- 空き家の所有者（相続人）に対し適正管理を促します。
- 空き家の所有者（相続人）に対し相続登記を促します。
- 管理不全の空き家を**特定空き家**¹⁵に認定します。
- 老朽危険空き家の除却（解体）費用を助成します。
- 特定空き家の解体に応じない所有者に代わって行政代執行します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6(2024)年）	目標値（令和12(2030)年）
資源ごみ集団回収推進団体数	26団体	30団体
ごみの削減量	117t	180t
老朽危険家屋除却数（累計）	17件	22件

¹³ 3R：ごみを減らし資源を有効活用するためのReduce（リデュース）（減らす）、Reuse（リユース）（繰り返し使う）、Recycle（リサイクル）（再資源化）の3つの行動のこと。

¹⁴ ゼロカーボン：企業や家庭から排出される二酸化炭素（CO2）などの温室効果ガスの「排出量」から、森林による「吸収量」を差し引いて、全体として実質的に排出量をゼロにすること。

¹⁵ 特定空き家：放置すると倒壊の危険性がある、衛生的に有害、著しく景観を損ねる、または周辺環境に悪影響を及ぼすなど、周囲の生活環境保全のために放置が不適切と認められる空き家のこと。



地域生活交通の確保

5年後のまちの姿

- 運転免許証を持っていない、運転免許証を返納した、障がいなどにより移動に制約を抱えていても、日常生活において移動手段が確保されています。
- 近隣市内高校への通学手段が確保されています。

現状と課題

- 美咲町は、自家用車による移動が一般的です。
- バス路線は、高校生の通学が主な利用です。
- 旭川ダム沿線バスの利用者は減少し続けています。
- 広域路線バス5路線は、岡山県及び構成市町で赤字を負担し維持しています。
- 民間路線バス2路線は、岡山県及び沿線市町で赤字を負担し維持しています。
- バス路線は、少子化に伴い、利用者数の減少が見込まれます。
- 高齢者の減少に伴い、**黄福タクシー**¹⁶の利用者は減少傾向です。
- バス・タクシーの運転手の高齢化と運転手不足が続いています。
- JR津山線の住民の利用者は、少子化に伴い減少しています。

主な取組

01 公共交通ネットワークの見直し

- 利用状況を見ながら段階的に、既存路線の改廃、新設、縮小などの見直しを図ります。
- 黄福タクシーの利便性の向上を図ります。
- 黄福タクシーの利用対象者の拡充を検討します。
- デマンド交通**¹⁷、**コミュニティ交通**¹⁸など多様な交通サービスを調査研究します。
- 地域公共交通計画**¹⁹を策定します。

¹⁶ 黄福タクシー：美咲町が実施している、高齢者・障がい者・妊婦などの移動困難者を対象としたタクシー料金助成事業のこと。

¹⁷ デマンド交通：路線バスとタクシーの中間的な位置づけで、利用者の需要（デマンド）に合わせ運行ルートや時刻を柔軟に変更する、公共交通サービスのこと。

¹⁸ コミュニティ交通：交通空白地帯の解消や高齢者・障害者などの移動支援、地域活性化などを目的に、自治体や地域が主体となって運行する、地域密着型の交通サービスのこと。

¹⁹ 地域公共交通計画：地方自治体を中心となり、交通事業者、住民など関係者と協議して策定する、地域にとって望ましい公共交通の姿（マスタープラン）を定めた計画のこと。

02 利便性の向上と利用促進

- 各種団体等と連携し、おでかけの機会を提供します。
- 公共交通を体験する機会を提供します。
- JR津山線で交通系ICカード式乗車券²⁰の使用ができるよう要望を続けます。
- 黄福タクシーの利用にマイナンバーカード²¹を活用します。
- 旅客輸送に加えて貨物輸送を検討します。

03 運行支援

- 民間バス路線の運行に経済的支援します。
- バス・タクシーの運転手の確保に努めます。
- 二種免許²²取得費用を支援します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6(2024)年）	目標値（令和12(2030)年）
黄福タクシー利用者数	45,123人	50,000人
JR津山線利用者数（一日当たり）	222人	200人
旭川さくらバス利用者数	3,738人	2,500人
あさひチェリーバス利用者数	13,358人	12,000人
柵原星のふる里バス利用者数	19,284人	17,000人
CHUOかめっち。バス利用者数	5,996人	5,000人
支所間バス（旭・柵原）利用者数	4,556人	廃止（代替）
高等学校生徒等通学定期乗車券補助登録者数	34人	40人
若者アンケート：美咲町に足りないも「買い物・交通の利便性」	54ポイント	40ポイント

²⁰ ICカード式乗車券：ICチップを内蔵し、チャージ（入金）してタッチするだけで鉄道やバスに乗車・精算できる便利なカードのこと。

²¹ マイナンバーカード：個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるICカードのこと。

²² 二種免許：タクシーやバス、ハイヤー、運転代行など、お客さんを乗せてお金をもらう（旅客運送）目的で車を運転する際に必要な免許のこと。



防犯・交通安全の充実

5年後のまちの姿

- 「自分たちの地域は自らが守る」という防犯意識が高い住民が増えています。
- 消費者教育が浸透し、消費者トラブルが防止されています。
- 住民一人ひとりが交通ルールを遵守しています。
- 交通事故の減少、交通事故による死亡者がゼロとなっています。

現状と課題

- 高齢者世帯の増加に伴い、特殊詐欺による被害のリスクは高まっています。
- 高齢者の交通事故が増えています。
- 運転免許証の更新できない高齢者が増えています。

主な取組

01 防犯意識の向上

- 多様な媒体による防犯情報を発信します。
- 防犯連合会を中心に、地域、美咲警察署など連携し、地域全体で防犯活動を進めます。

02 防犯活動の促進

- 保育園、学校、警察と連携し、「うさぎメール」により不審者情報などを発信します。
- 児童・生徒の登下校時の見守り活動を充実します。
- 青色防犯パトロール活動に取り組みます。
- 防犯カメラの設置を進めます。

03 消費者の保護

- 特殊詐欺の手口や商品の安全性など、消費者トラブルの情報を提供します。
- 特殊詐欺による被害を未然に防止するため、通話録音装置の購入を支援します。

04 交通安全意識の向上

- 年間を通して街頭啓発や交通安全教室を開催します。

- 運転寿命²³**や**補償運転²⁴**の理解を促します。
- 高齢者の免許証自主返納を支援します。
- 自転車乗車用ヘルメットの着用を促します。
- 自転車損害賠償責任保険への加入を促します。
- オートマチック車の誤発進防止装置の装着を支援します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6(2024)年）	目標値（令和12(2030)年）
青色防犯パトロール隊登録者数	211人	250人
防犯灯設置数（自治会）	51基	50基
子ども見守り防犯カメラ設置数（自治会）	2基	3基
犯罪発生件数	33件	10件
交通人身事故発生件数	11件	0件
死亡事故発生件数（上記のうち）	1件	0件
若者アンケート：美咲町の魅力「安全・安心な生活環境」	19ポイント	25ポイント

²³ 運転寿命：加齢による身体能力や認知機能の低下（フレイルなど）があっても、安全に車の運転を続けられる期間や年齢のこと

²⁴ 補償運転：加齢や心身の変化による運転能力の低下を補うため、自分の体調や運転能力、天候・道路状況などを考慮して危険な場面を避け、余裕を持って安全に運転する工夫のこと。

美咲町が持つ豊かな自然や文化・歴史、農業・林業・商工業・観光などの資源や魅力を活かした経済基盤を確立し、町内外の活力を取り込みます。

そして、各産業における従事者一人一人が目標とやりがいを持って、望む多様な働き方が実現できるまちを創ります。

関連する個別計画

- 美咲町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）：地域みらい課
- 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（各年度策定）：地域みらい課
- 美咲町橋梁長寿命化計画（令和4～8年度）：建設課
- 美咲町水道事業アセットマネジメント及び経営戦略（概要版）：上下水道課
- 美咲町水道事業経営戦略（令和6年改訂）：上下水道課
- 美咲町公共下水道事業経営戦略（平成29年策定）：上下水道課
- 美咲町農業集落排水事業経営戦略（平成29年策定）：上下水道課
- 美咲町の未来へ繋ぐ下水道施設管理（令和6～8年度）：上下水道課
- 美咲町地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）：産業観光課
- 美咲町鳥獣被害防止計画（令和6～8年度）：産業観光課
- 美咲町内の公共建築物における県産材等の利用促進に関する方針（平成23年策定）
：産業観光課
- 美咲町空家等対策計画（令和5～9年度）：地域みらい課



まちの魅力の創造

5年後のまちの姿

- 住民が自主的に、町内外の人に町の魅力伝えています。
- 住民が、**地域資源**¹を発掘・活用しています。
- 住民・地域・企業などが協力して、住む人にも訪れる人にも「ここにしかない価値」や「心地よさ」を提供しています。
- 多くの住民に、シビックプライドが醸成しています。
- まちの認知度・魅力度が向上し、**交流人口**²や**関係人口**³が増加しています。

現状と課題

- 住民の多くが、町の魅力に気づいていません。
- 地域資源が埋もれ、活かされていません。
- まちの魅力を町内外に十分に情報発信できていません。
- 地元産の食品や木材などの恵まれた**地域資源**を活かすことができていません。
- ふるさと納税額は、頭打ちとなっています。

主な取組

01 地域らしさの再発見

- 住民や児童生徒と**フィールドワーク**⁴やヒアリングを行います
- 外部の専門家の視点を交えて、一緒に見つける機会を提供します。
- 地域の生活文化を新しい**地域資源**として活用します。

02 地域資源の活用

- 住民と協働して、**地域資源**を活用した**エコツーリズム**⁵や**グリーンツーリズム**⁶を開発します。

¹ 地域資源：特定の地域にしか存在しない、またはその地域で特に豊かに育まれた自然（山、川、温泉など）、文化（伝統工芸、郷土料理、祭りなど）、歴史（史跡、街並み）、人（技術、知恵）、産業（特産品、農業基盤）、さらにはそれらを支える環境や社会関係など、あらゆる有形・無形の要素のこと。

² 交流人口：ある地域に一時的に訪れる人々（観光客、出張者、通勤・通学者など）のこと。

³ 関係人口：移住（定住人口）でも観光（交流人口）でもなく、特定の地域と継続的かつ多様な形で関わる人々のこと。

⁴ フィールドワーク：研究対象の「現場（フィールド）」に直接出向き、観察や聞き取り調査を通じて、文献や机上だけでは得られない一次情報や生きた情報を収集・分析する調査手法のこと。

⁵ エコツーリズム：地域の自然環境や歴史文化の価値を理解し、保全しながら、観光を通じて地域振興と環境教育も目指す、持続可能な観光の仕組のこと。

⁶ グリーンツーリズム：都市住民が豊かな自然や文化が残る農山漁村地域に滞在し、農林漁業体験、郷土料理作り、地域住民との交流などを通して「ゆとり」や「やすらぎ」を得る滞在型の余暇活動のこと。

- 地域ならではの「多品種少量生産」ものづくりやサービスを開発します。
- デジタルコンテンツ⁷を活用し、魅力を視覚的に伝えます。

03 関係人口の創出・拡大

- みさきファンクラブを開設し、会員を募集します。
- 企業や大学、高校と、多分野での包括連携⁸を進めます。
- ワーケーション⁹や二拠点居住¹⁰、週末・季節移住¹¹に対応できる住居を準備します。
- ふるさと納税制度¹²を活用して地域と継続的なつながりを持つ機会を提供します。
- 企業版ふるさと納税制度¹³を活用してまちと継続的なつながりを持つ機会を提供します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6（2024）年）	目標値（令和12（2030）年）
みさきファンクラブ会員数	—	2,000人
連携協定数（うち包括連携協定）	39（5）件	50（6）件
民間企業と連携事業	8件	20件
ふるさと納税件数	3,763件	7,000件
企業版ふるさと納税件数	18件	30件
若者アンケート美咲町の魅力「豊かな自然環境」	50ポイント	50ポイント

⁷ デジタルコンテンツ：文章、画像、音楽、動画、ソフトウェア、ゲームなど、デジタルデータで提供される「報の中身や内容物のこと。」

⁸ 包括連携：自治体と民間企業・大学などが、特定の分野に限定せず、福祉・防災・環境・まちづくり・観光など幅広い分野で継続的に協力し、それぞれの強みを活かして地域の課題解決や市民サービスの向上、地域活性化を目指す取組のこと。

⁹ ワーケーション：仕事と休暇を組み合わせた造語で、テレワークなどを活用し、リゾート地や帰省先など普段とは異なる場所で仕事をしながら休暇も楽しむ新しい働き方のこと。

¹⁰ 二拠点居住：都市と地方など2つの生活拠点をもち、両方を定期的に行き来しながら暮らす新しいライフスタイルのこと。

¹¹ 週末・季節移住：平日は都市部で働き、週末や休日、または特定の季節だけ地方などの別の場所で生活する二地域居住（デュアルライフ）のこと。

¹² ふるさと納税制度：自分の故郷や応援したい自治体に寄附をすることで、寄附金のうち2,000円を超える部分が所得税と住民税から控除される制度のこと。

¹³ 企業版ふるさと納税制度：企業が地方自治体の行う「地方創生に係る事業」に寄附を行った際に、税制上の優遇措置が受けられる制度のこと。



地域経済・地域産業の活性化

5年後のまちの姿

- 意欲ある農業者や組織・法人による持続的な農業経営が進んでいます。
- 農地の集約化により効率的な活用が進み、多様な農作物が盛んに生産されています。
- 森林所有者の森林管理への意識が高まり、適切に整備・管理されている森林が増えています。
- 町内で働く若い世代の増加によって、活力ある事業者が増えています。
- 事業承継¹⁴や第二創業¹⁵に加えて、多様な人材や形態の起業が増えています。
- 新たな産業団地が整備され、優良企業が誘致されています。

< 農業 >

現状と課題

- 農業従事者の高齢化、担い手や後継者不足が進んでいます。
- 遊休農地¹⁶やや不在地主による荒廃農地¹⁷が増えています。
- 生産コストが高騰しています。
- 家族農業（個人経営）は限界にきています。
- 零細分散錯圃¹⁸の農地が多く、集積・集約化は不十分です。
- 6次産業化¹⁹商品や高付加価値な農産物は少ないです。
- 有害鳥獣（イノシシ・シカ・サルなど）被害が大きくなっています。
- 農地や農道の草刈りが大きな負担となっています。
- 畜産についても、担い手の高齢化、後継者不足、輸入依存飼料価格の高騰、畜産物輸入枠拡大、排せつ物による環境負荷（臭気・汚濁）、防疫リスク（感染症）など複合的な課題に直面しています。

¹⁴ 事業承継：経営者が自ら創業・育成してきた会社や事業の経営権・資産（有形無形問わず）を後継者へ引き継ぎ、事業を永続的に発展させていくためのプロセスのこと。

¹⁵ 第二創業：既存の事業基盤を持ちながら、経営刷新や新たな成長を目指し、これまでとは異なる新事業・新分野に進出すること

¹⁶ 遊休農地：現在耕作されておらず、今後も耕作が見込まれない土地や周辺農地に比べ利用状況が著しく劣る土地のこと。

¹⁷ 荒廃農地：現に耕作されておらず、耕作放棄により荒廃が進み、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能になっている農地のこと

¹⁸ 零細分散錯圃：一人の農家が所有する農地が非常に小さく、しかもあちこちにバラバラに点在している日本の伝統的な農地の状態のこと。

¹⁹ 6次産業化：農業・漁業などの1次産業（生産）の生産者が、2次産業（加工）や3次産業（流通・販売・サービス）に自ら関与し、生産物だけでなく地域の資源（景観、文化、知恵など）も活用して新たな価値を生み出し、農山漁村の所得向上と活性化を目指す取り組みのこと。

主な取組

01 基盤の整備

- 農地と農業基盤²⁰の多面的機能²¹の保全を図ります。
- 農地の集積・集約化を進めます。
- 地域計画を継続的に見直します。
- 新しい草刈りの仕組みを創ります。
- 畜産糞尿の堆肥化・流通促進、農業と連携した「環境保全型農業²²」への転換について調査研究します。
- 遊休地を利用した良質な粗飼料の確保を進めます。

02 生産体制の整備

- IoT²³やAI²⁴ロボット技術を活用したスマート農業²⁵化の研究・支援を行い、農作業の省力化、生産性の向上を進めます。
- IoTやAI、ロボット技術を活用したスマート畜産²⁶の研究・支援を行い、個体管理の省力化や疾病の早期発見を進めます。
- 岡山県農林水産総合センター畜産研究所と連携し、優良牛の確保に努めます。
- 高能力牛²⁷の受精卵移植を支援します。
- 農畜産物の「美咲産」ブランド化²⁸を進めます。
- 6次産業化を進め、新たな農産物加工品の創出を支援します。
- 販路の拡大に取り組み、町内外での消費を拡大します。
- ブドウなどの園芸作物の生産拡大を支援します。

03 担い手の確保・育成

- 認定農業者、集落営農組織、新規就農者、農業参入法人、高齢農業者、女性農業者や福祉事業者など、多様な担い手の確保・育成を進めます。

²⁰ 農業基盤：田畑・水路・農道・ため池などの農業生産の基礎となる土地や施設のこと。

²¹ 多面的機能：食料生産だけでなく、農業・農村や森林などが持つ国土保全、水源涵養、環境保全、文化伝承、保健休養、景観形成など、国民生活に恩恵をもたらす様々な役割や機能の総称のこと。

²² 環境保全型農業：土づくりを基本とし、有機質肥料や天敵利用などを通じて、化学肥料・農薬の削減、温室効果ガスの低減、生物多様性保全など「環境への負荷軽減」と「農業の持続性」を両立させる農法のこと。

²³ IoT：家電、自動車、工場設備など、身の回りのあらゆる「モノ」にセンサーや通信機能を搭載し、それらをインターネットに接続してデータを収集・分析・活用する技術や仕組みのこと。

²⁴ AI：人間の知的な能力（学習、推論、判断、言語理解など）をコンピュータ上で再現する技術（人工的に作られた知能）のこと

²⁵ スマート農業：AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）、ロボット技術などの先端技術を農業に活用し、省力化、高効率化、高品質生産、データに基づく精密な栽培管理を実現する新しい農業のこと。

²⁶ スマート畜産：AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）、ロボット技術などの先端技術を活用し、家畜の健康管理や飼育環境の自動制御、作業の省力化を実現する新しい畜産手法のこと。

²⁷ 高能力牛：乳用・肉用問わず、遺伝的に優れた能力（高泌乳や高品質な肉質）を持ち、適切な管理下で高い生産性を示す牛のこと

²⁸ ブランド化：商品やサービス、企業、地域などに特別な意味や価値を付与し、ロゴや名称などで他社と差別化して、顧客に「他にはない特別なもの」として認識させ、選ばれる仕組みを作ること。

- セカンドキャリア就農²⁹を支援します。
- 農福連携³⁰を進めます。
- 農業体験の機会を提供します。
- 地域の農産物を活用した農家レストラン、農家民宿など、農業を基点とした地域ビジネスの展開を支援します。
- 非農家住民に「農業」を楽しむライフスタイルを提案します。
- 外国人技能実習生³¹などへの貸与を検討します。

04 防疫体制の強化

- 岡山県と連携し、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫などの家畜伝染病に対して、迅速な初動防疫を実施できるように、危機管理体制の強化に努めます。

< 林業 >

現状と課題

- 林業労働者不足が進んでいます。
- 木材価格は低迷しています。
- 木材生産量やその他の林産物の生産量は低い状況が続いています。
- 森林管理が不十分で、保水能力や土砂の流出抑制能力が低下しています。
- 里山林の荒廃により、鳥獣生息域との緩衝帯機能が低下しています。
- 間伐、主伐、皆伐、枝打ちされない人工林が多くあります。
- ナラ枯れ被害が拡大してきています。
- 伐採木の放置が増えてきています。
- 県産材を使用した住宅建築は減少しています

主な取組

01 計画的で効率的な森林整備

- 森林ゾーニング³²による計画的な森林整備を進めます。
- 森林環境譲与税³³を活用した間伐等の森林整備を進めます。

²⁹ セカンドキャリア就農：定年退職や早期退職、転職などを機に、人生の第二ステージとして農業を始めること。

³⁰ 農福連携：障がいのある方などが農業分野で活躍する機会を創出し、農業の担い手不足解消と福祉の向上を同時に目指す取組のこと。

³¹ 外国人技能実習生：開発途上国の人材育成を目的として、日本の企業で技能・技術・知識を習得し、帰国後に母国の経済発展に役立てるために来日する外国人のこと。

³² 森林ゾーニング：森林が持つ多様な機能（木材生産、水源涵養、災害防止、保健休養、生物多様性保全など）を最大限に発揮させるために、森林を機能ごとに区分すること。

³³ 森林環境譲与税：パリ協定に基づく温室効果ガス削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保することを目的として創設された税制に基づく譲与金のこと。

- 森林GIS³⁴や林地台帳³⁵の更新を進めます。
- 森林所有者・経営者の連携・共同による森林経営計画³⁶の策定を促します。
- 民有林において森林経営計画に基づいた適正な造林・育林事業を進めます。
- 町産材を使用した商品開発を支援します。
- 森林認証材³⁷のPRと普及を進め、地域木材の利用促進に努めます。
- 森林病虫害³⁸対策を岡山県と連携して進めます。
- 里山³⁹の保全を進めます。

02 担い手の確保・育成

- 林業体験、実務研修、木工体験を充実させます。
- 林業現場に必要な資格取得を支援します。
- 森林レクリエーションなど健康やいやしの場として、森林を活用します。

03 鳥獣害対策

- 鳥獣被害防止に対する取組を強化します。
- 猟友会等の担い手育成を支援します。
- IoTを活用した鳥獣害対策を調査研究します。

< 商工業 >

現状と課題

- 若者や女性の働く場は限定されています。
- 中小事業者の高齢化、人材確保、事業承継は、深刻です。
- 廃業する商店が増えています。
- 町内の商店で買い物をしようとする住民の意識は、弱いです。
- 高齢者など買物弱者が増えています。

³⁴ 森林GIS：森林に関する様々な情報（地図、樹種、資源量、所有者情報など）をデジタルデータとしてコンピュータ上で一元的に管理・分析・可視化するシステムのこと。

³⁵ 林地台帳：市町村が森林の土地の所有者情報や地番、境界に関する情報などを一元的にまとめたもので、森林整備の担い手が所有者情報をまとめて把握できるように整備された制度・帳簿のこと。

³⁶ 森林経営計画：森林所有者などが自身の森林を対象に、5年間で「伐採・造林・保育」「路網整備」「鳥獣害防止」など、森林の施業（手入れ）と保護に関する具体的な方針と実施内容をまとめた計画のこと。

³⁷ 森林認証材：環境・経済・社会面で持続可能に管理された森林から伐採され、第三者機関によって適切に管理・流通していると認証された木材のこと。

³⁸ 森林病虫害：マツ枯れやナラ枯れなどを引き起こす昆虫、線虫、菌類が原因で、森林の樹木に枯死、食害、変色などの被害をもたらす害虫や病気のこと。

³⁹ 里山：人里に隣接した、集落周辺の山林、田畑、ため池などがモザイク状に混在する自然環境のこと。

主な取組

01 商工業の振興

- 商工会と情報交換を行い、効果的な施策の創出を図ります。
- 町内企業の紹介やPRを行い産業の活性化を図ります。
- 高齢社会のニーズに対応した生活関連サービスを創ります。
- 買い物弱者**⁴⁰のための買い物支援の仕組みを創ります。
- 特定地域づくり事業協同組合制度**⁴¹の活用を研究します。
- インキュベーション機能**⁴²や融資制度を調査研究します。
- 町内での買い物やサービスの利用を促します。

02 新たな活力への支援

- 新たな商業・サービス業の**起業**⁴³を支援します。
- コミュニティビジネス**⁴⁴や**ソーシャルビジネス**⁴⁵の起業を支援します。
- コワーキングスペース**⁴⁶を整備します。
- サテライトオフィス**⁴⁷の誘致を進めます。
- ICT**⁴⁸を活用した**テレワーク**⁴⁹を進めます。
- インターンシップ**⁵⁰や交流イベントを充実します。
- 林業・農業分野で、**農商工連携**⁵¹や6次産業化などにより、経営基盤・販路開拓を支援します。

03 企業誘致の取組

- 遊休町有地を活用し、企業誘致を進めます。
- 産業団地の計画的な整備を進めます。

⁴⁰ 買い物弱者：高齢化や過疎化、交通手段の不足などにより、食料品や日用品などの日常的な買い物が困難な状況にある人のこと。

⁴¹ 特定地域づくり事業協同組合制度：人口急減地域で地域産業の担い手不足を解消するため、複数の事業者の仕事を組み合わせて若者などを雇用し、安定した仕事と暮らしを提供する仕組みのこと。

⁴² インキュベーション機能：起業家やスタートアップが事業を軌道に乗せ、成長・自立できるように支援する包括的な活動のこと。

⁴³ 起業：自分自身で新しい事業やビジネスを立ち上げることで、多くの場合、法人を設立するか個人事業主として独立すること。

⁴⁴ コミュニティビジネス：地域住民が主体となり、地域の課題解決や活性化を目的として、ビジネスの手法を用いて事業を行う活動のこと。

⁴⁵ ソーシャルビジネス：貧困、環境問題、高齢者・障がい者支援など、社会が抱える課題の解決を目的とし、事業活動を通して収益を生み出し、その収益で持続的に課題解決に取り組むこと。

⁴⁶ コワーキングスペース：「共同(co)」で「働く(working)」ための共有ワークスペースのこと。

⁴⁷ サテライトオフィス：企業の本社から離れた場所に設置される小規模な業務拠点のこと。

⁴⁸ ICT：情報通信技術の総称で、情報と通信を組み合わせた技術全般のこと。

⁴⁹ テレワーク：情報通信技術（ICT）を活用し、オフィスから離れた場所（自宅、カフェ、サテライトオフィスなど）で働く、時間や場所に縛られない柔軟な働き方のこと。

⁵⁰ インターンシップ：学生が在学中に企業などで実際の仕事や業務を体験する制度のこと。

⁵¹ 農商工連携：農林漁業者と商工業者が互いの技術、ノウハウ、農水産物などの資源を持ち寄り、連携して新商品・新サービスの開発や販路開拓に取り組むこと。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6(2024)年）	目標値（令和12(2030)年）
地域計画	策定済	更新（2回/年）
経営農用地面積	927km ²	900km ²
農業従事者数	1,095人	900人
認定農業者数（累計）	60人	60人
認定新規就農者	2人	4人
集落営農経営体数	11経営体	12経営体
農業法人経営体数	11経営体	12経営体
森林経営計画件数	10件	15件
林業体験・研修会参加者数	24人	30人
新築木造住宅補助件数	6件	10件
狩猟免許取得件数	8人	10人
移動販売実施回数	167回	200回
先端設備導入認定件数	3件	6件
起業（創業）件数	5件	10件
企業誘致件数	3件	5件
産業団地整備数	－	1団地
若者アンケート：美咲町に足りないもの「魅力ある就労環境」	15ポイント	5ポイント



魅力あふれる観光の振興

5年後のまちの姿

- 「美咲ブランド」としての観光周遊ルートが構築されています。
- 魅力ある観光資源が認知され、美咲町ファンが増えています。
- 多くの人が訪れ、にぎわいであふれています。

現状と課題

- 既存の主な観光資源(三休公園・大井和西棚田・やなはらふれあい鉱山公園など)は、収益性が低いです。
- 既存の主な観光資源の保全は十分ではありません。
- インバウンド⁵²(需要・消費・対策)に対応できていません。
- 景観、伝統文化、歴史を観光資源として、十分に活用できていません。
- 観光PRや情報発信は、町内外ともに十分に発信できていません。
- 時流に合わせた既存イベントの改革や新しいイベントの創出が必要です。

主な取組

01 観光の振興

- 美咲DMO⁵³により、観光マネジメント、観光マーケティングを進めます。
- まちのインナープロモーション⁵⁴を充実させ、アウトタープロモーション⁵⁵を強化します。
- デジタルコンテンツを活用した観光情報発信を強化します。
- 住民が積極的に町の情報を発信できるよう協力を求めます。

02 観光基盤の充実

- 広く知られていない、適切な情報発信がされていない観光資源(景観、文化、歴史、食など)を発掘します。
- 自然環境や史跡、イベントなど地域資源を活用した美咲ブランドの観光周遊ルートを開発し

⁵² インバウンド:「外から中に入ってくる」「内向きの」という意味があります。旅行業界では「外国人が日本に観光をしに来る」という意味で使われている。

⁵³ 美咲DMO:咲町の地域資源(たまご、鉄道遺産、豊かな自然など)を活用し、観光振興と地域づくりを推進する「観光地域づくり法人」のこと。

⁵⁴ インナープロモーション:地域住民や観光従事者(事業者・職員など)を対象に、自地域の魅力や観光への取り組みを理解・共感してもらい、シビックプライド(地域への誇り・愛着)を醸成することで、魅力的な観光地づくりを内側から支える活動のこと。

⁵⁵ アウタープロモーション:その地域外に住む人々(ターゲット層)に向けて、地域の魅力や観光情報を発信し、訪問意欲を高めるための活動のこと。

ます。

- **着地型観光**⁵⁶イベントや少人数対応の体験型観光イベントなど、新しいタイプのイベントにも取り組みます。
- 地域資源を活用した**体験型アクティビティ**⁵⁷を開発します。
- 既存の施設・設備などを総合的に見直し、効率的かつ効果的な維持管理に努めます。
- 主な観光資源の景観の回復に努めます。
- 亀甲駅及び旧庁舎跡地の活用を検討します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6（2024）年）	目標値（令和12（2030）年）
観光入込客数（町内全域）	336千人	400千人
宿泊施設数（農家宿泊を含む）	4施設	6施設
着地型観光イベント数	—	3件
体験型イベント数	—	3件
観光周遊ルート数	—	3コース

⁵⁶ 着地型観光：旅行者が訪れる「着地側」の地域が主体となって、その土地ならではの魅力的な体験プログラムやツアーを企画・運営する観光のこと。

⁵⁷ 体験型アクティビティ：単に見たり聞いたりするだけでなく、実際に参加・行動することで、その土地の文化、自然、生活様式などを五感で深く味わい、学びや感動を得ることを目的とした活動全般のこと。



定住と移住の促進

5年後のまちの姿

- まちの暮らしに魅力を感じ、定住・移住する人が増えています。
- まちに帰ってきて暮らす人が増えています。
- まちとつながりを持ち、継続的に関わりを持つ関係人口が増えています。

現状と課題

- 若者(男女とも)の転出が続いています。
- 転出先は、県内の市町村が7割、関西圏が1割です。
- 若者(男女とも)の転入は少ないです。
- 転入先は、県内の市町村から7割、関西圏から1割、首都圏からは1割を切っています。
- 生活スタイルに極端な変化が少ない「**地方都市暮らし**⁵⁸」のニーズが高まっています。
- 移住者と地域住民とのミスマッチが起きています。
- 外国人技能実習生が増えています。
- 「外国人」や「ハーフ」などに対する差別や嫌がらせが懸念されます。
- 賃貸住宅・賃貸集合住宅への入居希望が高まっています。
- 住宅の建築価格が高騰し、新築件数が減少しています。

主な取組

01 定住・移住の促進

- まちの魅力を高め、**U・Iターン**⁵⁹を促します。
- 美咲町での暮らしのイメージを、SNS・PR動画・ホームページで、ターゲットを絞り情報発信します。
- 若者・子育て世帯が美咲町で暮らすことのメリットを、SNS・PR動画・ホームページで情報発信します。
- 定住支援住宅(お試し暮らし)を整備します。
- 地域おこし協力隊、新規就農者などを積極的に迎え入れます。
- 先輩移住者ネットワークを創り、移住者の相談・支援を充実します。
- 暮らしの重点エリアを指定し、移住者を誘導します。

⁵⁸ 地方都市暮らし：大都市(東京・大阪など)を離れ、県庁所在地や人口10万~30万人規模の都市で、都市の利便性と豊かな自然環境の「いいとこ取り」をするライフスタイルのこと。

⁵⁹ U・Iターン：Uターンは、生まれ故郷に戻ることに、Iターン別の地方へ移住すること。

- 移住コーディネーター⁶⁰を配置します。
- 空き家バンク⁶¹への登録を促し、利活用を進めます。

02 定住・移住者への支援

- 小規模多機能自治組織と連携し、移住者へのサポート体制を創ります。
- 地域住民と協働して、移住者や外国人技能実習生との交流の機会を提供します。
- 地域住民と協働して、町内在住の若者・子育て世帯の定住を支援します。
- 若者や子育て世帯の既存定住者・移住者の経済的支援を検討します。
- 空き家の利活用に経済的支援します。

03 居住環境の整備

- 住宅建設・取得に関する情報提供や経済的支援を行います。
- 官民連携⁶²による賃貸集合住宅の整備を研究します。
- 若者・子育て世帯向けの賃貸集合住宅を整備します。
- 若者・子育て世帯向けの住宅に空き家を改修します。
- 若者・子育て世帯向けの分譲地を整備します。
- 空き家バンク制度などにより、空き家の利活用を促します。
- 官民連携による空き家の活用を研究します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6(2024)年）	目標値（令和12(2030)年）
社会増減数	△111人	△50人
地域おこし協力隊隊員定着数（累計）	10人	20人
分譲団地整備数	—	5団地
空き家バンク登録数（累計）	142件	300件
空き家売買・賃貸成立件数（累計）	136件	200件
空き家活用補助件数	23件	30件
若者アンケート：「美咲町に住みたい」	66ポイント	80ポイント

⁶⁰ 移住コーディネーター：移住を希望する人に対し、地域情報提供、住まい・仕事探し、各種支援制度の案内、移住後の定住サポートまで、移住に関するプロセス全般をトータルで支援する専門家のこと。

⁶¹ 空き家バンク：市区町村などの自治体が運営し、空き家を「売りたい・貸したい人」と「買いたい・借りたい人（特に移住希望者）」を結びつける情報提供システムのこと。

⁶² 官民連携：行政と民間事業者が協力し、公共サービスの設計・建設・運営などを共同で行う仕組みのこと。

今後の人口減少、歳入縮小を見据えたうえで、行政経営の視点に立ち、公共サービスの機能や質の維持・向上を図ります。

ヒト(職員)、モノ(施設・資産)、カネ(予算)、情報などの限られた経営資源を効率的・効果的に活用していくため、ビルド&スクラップ(何をするために何をやめるのか)を行財政運営の基軸とします。

そしてDX¹やAX²を取り入れ、行政サービス(機能)の集約化を進めます。

財政面では、負担の軽減・平準化を進め、将来のこどもたちに過度の負担を先送りしない財政運営を行い、町民の利便性と行政の効率性が高く、持続可能な“賢く収縮する”まちを創ります。

関連する個別計画

- 美咲町行財政改革大綱「美咲町経営マネジメント指針」(令和7～12年度)
- 美咲町職員の分限処分の指針(令和2年度策定)
- 美咲町職員採用計画(令和3年度策定)
- 美咲町債権管理適正化に関する基本方針(平成29年度策定)
- 美咲町債権管理マニュアル(平成30年度策定)
- 美咲町資産活用方針(令和3年度策定予定)
- 美咲町地域再生計画「美咲町元気なまちづくり計画」(令和3年度～令和7年度)
- 美咲町公共施設等総合管理計画(令和4年度改訂):理財課
- 美咲町公共施設マネジメント実施計画(令和3～28年度):理財課
- 美咲町DX推進計画(令和5年度策定):くらし安全課
- 第2期津山圏域定住自立圏共生ビジョン(令和4～8年度):みさき共創室
- 第2期岡山連携中枢都市圏ビジョン(令和4～8年度):みさき共創室

¹ DX: デジタル技術で、ビジネスや社会、働き方などを根本から変革すること。

² AX: DXを成功させるため、対話やつながりを再構築し、アナログな価値を活かす変革のこと。



行財政マネジメントの推進

5年後のまちの姿

- 将来を見据えた健全な行財政運営により、住民サービスが向上しています。
- 柔軟で持続可能な財政運営が実現しています。
- 住み慣れた地域で暮らし続けていくための行政機能が確保されています。
- 行政課題や住民ニーズに対応できる組織体制を構築しています。
- 能力を十分に発揮し、公正・公平に職務を遂行する職員が増えています。

現状と課題

- 大規模事業により、**公債費**³及び公債残高が増加しています。
- 公債費残高（借金）は、148億円余りです。
- 財政力指数**⁴（3年平均）は0.273しかありません。
- 経常収支比率**⁵が80%、**公債費比率**⁶は9%を超えており、厳しい財政状況が続きます。
- 将来負担比率**⁷は、22%で、今後、実質公債費比率が増えることなどにより、財政運営上の問題が生じる可能性があります。
- 基金**⁸（貯金）は、75億円余りです。
- 地域課題や住民ニーズに迅速的確に対応できる簡素で効率的な組織づくりが必要です。
- 職員の住民とのつながりが薄れています。
- 人手不足の慢性化、業務の多様化・複雑化、業務量の増大、負担増が進んでいます。
- 住民ニーズの多様化・高度化に対し、限られた職員で対応せざるを得ない状況です。

³ 公債費：地方公共団体（自治体）が、道路や学校などの建設費をまかなうために発行した国債・地方債（借金）の返済（元金と利子）にかかる経費のこと。

⁴ 財政力指数：地方自治体がどれだけ自力で財政を賄えるかを示す指標で、「基準財政収入額」を「基準財政需要額」で割った値の過去3年平均のこと。

⁵ 経常収支比率：毎年必ず発生する経常的な収入（税金など）に対する経常的な支出（人件費、扶助費、公債費など）の割合のこと。

⁶ 公債費比率：地方自治体の借金（地方債）の返済額（公債費）が、自治体の一般的な収入源である一般財源総額や標準財政規模に占める割合を示す指標のこと。（約18%以上で許可制、25%以上で一般単独事業制限、35%以上で一般事業債制限）

⁷ 将来負担比率：地方公共団体が将来的に返済すべき借金（地方債）や、地方公社・組合などへの負担見込み額など、将来にわたって負担する実質的な負債の総額が、その団体の財政規模（標準財政規模）に対してどれくらいの割合になるかを示す指標のこと。

⁸ 基金：特定の目的（事業）のために積み立てたり、管理・運用したりする資金や財産のこと。

- 中堅職員の育成が追いつかず、**組織マネジメント**⁹が機能しにくくなっています。
- 庁内で、信頼関係の揺らぎから**ハラスメント**¹⁰が起きています。
- 休職する職員や早期退職する職員が増えています。
- 少子化と若者の公務員離れにより、若手職員・**専門職員**¹¹の採用が困難となっています。
- 住民サービスの質の低下が懸念されます。

主な取組

01 財政運営の健全化

- 行財政改革大綱に基づき、経営マネジメントを進めます。
- 事業の見直し、業務の改善や効率化による歳出の抑制を進めます。
- 有利な財源の確保に努めます。
 - ・国交付金、県補助金、有利な地方債の選択
 - ・ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税制度の推進
 - ・未収金・滞納金の収納率の向上
- 安全かつ確実な方法で資金を効率的に管理、運用します。
- 分担金、負担金、使用料について受益と負担の適正化を図ります。
- 補助金の見直しを進めます。

02 効率的かつ効果的な行政運営の推進

- 事務事業評価を実施し、公表します。
- 新規事業は、優先順位付け、既存事業の廃止・縮減、**ビルド&スクラップ**¹²を原則とします。
- 業務の見直しや効率化を進め、職員配置の最適化を図ります。
- 外部の専門人材を活用します。
- 町内郵便局（日本郵便株式会社）と行政事務の包括業務委託を進めます。
- 民間提案型や包括協定、協働事業など**官民連携**の取組を進めます。
- 「待つ行政」から「**出向く行政**¹³」へ転換します
- 地域住民との対面、**対話**¹⁴の機会を増やします。

⁹ 組織マネジメント：「ヒト・モノ・カネ・情報」といった経営資源を最適に管理・活用し、組織全体のパフォーマンスを最大化する戦略的な手法・活動のこと。

¹⁰ ハラスメント：人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」など、属性や人格に関する言動などによって相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つけること。

¹¹ 専門職員：保健師、薬剤師、保育士、栄養士、技術職（土木・建築など）、心理職、司書、獣医師など、特定の専門知識や国家資格・免許を必要とする分野で活躍する地方公務員のこと。

¹² ビルド&スクラップ「必要なもの（ビルド）を先に決めて、それを実現するために不要なもの（スクラップ）を廃止・削減する」という、優先順位付けと資源配分を効率化するための戦略的な手法のこと。

¹³ 出向く行政：受動的な姿勢から脱却し、行政側から積極的に住民に働きかけ、必要な支援を届ける能動的なサービス提供すること。

¹⁴ 対話：互いの意見や価値観の違いを理解し、尊重し合いながら、新たな気づきや解決策、深い関係性を生み出すことを目的とした双方向のコミュニケーションのこと。

03 職員の資質の向上

- 人事評価制度¹⁵により、公平な人事管理と人材育成を進めます。
- 地域住民との対面、対話の機会を増やします。
- 住民目線での政策形成能力、マネジメント能力¹⁶を高めます。
- 多様な研修機会を提供します。
- 研修への参加を促し、研修内容の共有を図ります。
- 人物重視の採用試験に取り組みます。

04 職員のメンタルヘルス対策

- メンタルヘルス研修、セルフケア¹⁷研修、健康づくりセミナー等への参加を促します。
- ハラスメント研修を充実し、ハラスメントのない職場環境づくりに取り組みます。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6(2024)年）	目標値（令和12(2030)年）
経常収支比率	82.8%	85.0%以下
実質公債費比率	9.8%	12.0%以下
基金残高	7,528百万円	6,500百万円以上
ふるさと納税額	87,149千円	120,000千円
企業版ふるさと納税額	32,400千円	50,000千円
滞納繰越額（令和7年度当初）	81,640千円	75,000千円
職員研修参加者数	436人	500人
職員高ストレス者割合	15.5%	10.0%以下
退職者数（うちメンタル不調者）	6人（5人）	0人

¹⁵ 人事評価制度：公務員一人ひとりの業務成果や能力、勤務態度などを客観的な基準で評価し、その結果を給与・昇進・人材育成・配置転換などに公正に反映させる仕組みのこと。

¹⁶ マネジメント能力：組織の目標達成のために「ヒト・モノ・カネ・情報」といった経営資源を総合的に管理・最適化し、最大限の成果を引き出す力のこと。

¹⁷ セルフケア：自分自身で健康を維持・増進し、病気やストレス、身体の不調に対処する「自己管理」のこと。



公共施設マネジメントの推進

5年後のまちの姿

- 施設の適切な管理により、安全・安心に利用できます。
- 施設の集約化・複合化が進んでいます。
- 不要な**公共施設の処分**¹⁸が進んでいます。

現状と課題

- 利用頻度が低下している公共施設が、多くあります。
- 施設の老朽化とニーズの変化に伴い、住民の利用に支障をきたしています。
- 少子高齢化と人口減少が進むことで、不要となる公共施設が増える見込みです。
- 公共施設の老朽化に伴い、維持管理費が増えています。

主な取組

01 総量の適正化

- 施設（床面積）を25%以上縮減させていくことを目指します。
- 施設のマネジメント（機能集約・複合化・廃止・処分）を進めます。
- 施設の解体後の跡地や町有の遊休地の売却を進めます。
- 近隣市町の公共施設（文化センターなど）の利用を進めます。
- 売却困難な土地は、適正管理します。

02 整備の方針

- 既存施設は、大規模改修しないで修繕することとし、耐用年数、利用頻度により解体後、新築します。
- 既存施設の**バリアフリー化**¹⁹と**ユニバーサルデザイン**²⁰に取り組みます。
- 施設の新築は、機能（サービス）集約と複合化した建物とします。
- 施設の新築は、**シンプル・コンパクト・フレキシブル・ロウ-ライフサイクルコスト**²¹を考慮した建物とします。

¹⁸ 公共施設の処分：用途廃止を経て「売却」、「解体」、「貸与」、「他の公共目的への転用」すること。

¹⁹ バリアフリー：高齢者や障害者など、誰もが社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものを取り除き、安全に移動し、施設を利用しやすくする取組のこと。

²⁰ ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、身体能力などの違いに関わらず、すべての人が最初から快適に利用・生活できるように、製品、建物、環境、サービスなどをデザインしていくこと。

²¹ シンプル・コンパクト・フレキシブル・ロウ-ライフサイクルコスト：簡素で単純なこと・小さくまとめること・柔軟性があること・生涯費用を抑えること。

03 維持管理の方針

- 旧施設（建物）は、町（直営・委託・指定管理）で運営しません。
- 旧施設（建物）は、処分します。
- 公共施設の管理運営は、官民連携の取組を進めます。
- 公共施設適正配置計画を改訂します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6(2024)年）	目標値（令和12(2030)年）
複合・集約化施設整備数	4施設	4施設
公共施設延床面積削減率	36.2%	26.0%
町有地・建物売却数	7件	5件
指定管理施設数	41施設	34施設



情報化の推進

5年後のまちの姿

- ICTを活用して、快適で便利な住民サービスが増えています。
- ICTを活用し、地域課題の解決が進んでいます。
- 行政手続が電子化され、自宅やコンビニエンスストアなどで多くの手続ができます。
- ICTの活用により、自治体業務の効率化が進んでいます。

現状と課題

- 情報機器を使用しない・使用できない障がい者や高齢者、低所得者等が取り残され、**デジタルデバインド**²²を生み出しています。
- 若者のテレビ放送離れが進んでいます。
- インターネット配信の視聴が急速に伸びています。
- 衛星通信を活用したインターネットサービスが急速に普及してきています。
- 行政サービスの**オンライン化**²³が求められています。
- マイナンバーカードを活用するサービスが増える見込みです。
- テレワークが急激に普及し、どこにいても仕事や関係先とつながることのできる社会への移行がはじまっています。
- みさきネット**²⁴への加入者は、テレビ、インターネットともに頭打ちの状況です。
- みさきネットの運営に一般会計から2億7,000万円余りの繰入金が必要です。
- 今後も、みさきネットの設備の更新、維持管理に多額の予算が必要です。

主な取組

01 デジタルデバインド対策

- スマートフォン教室などデジタルデバインドの解消の取組を充実します。
- ユニバーサルデザインに配慮したウェブサイトやアプリを作成します。

²² デジタルデバインド：インターネットやパソコンなどの情報通信技術を「使える人」と「使えない人」との間に生じる情報格差のこと。

²³ オンライン化：パソコンやスマホなどの機器をインターネットに接続し、これまで対面や紙で行っていた業務やサービスを、ネットワーク経由で実施・提供できるようにすること。

²⁴ みさきネット：美咲町が運営するケーブルテレビ・インターネット接続サービスのこと。

02 地域課題の解決

- 地域課題の解決を図るため、シビックテック²⁵を進めます。
- 住民の暮らしに身近な分野からICTの活用を進めます。

03 業務の効率化

- ICTを行政の各分野で活用することで、さまざまな行政サービスの質の向上を図ります。
- 行政事務の自治体DX²⁶を進めます。
- ICTを用いて、行政窓口サービスを充実します。
- ICTを活用して、EBPM²⁷を進めます。
- 外部デジタル人材を活用し、職員自らがDXを推進する能力を育成します。
- 公共データを誰でも閲覧できるように公表します。

04 セキュリティ対策の強化

- デジタル化に伴うセキュリティリスク²⁸に対応するため、最新のセキュリティ対策を導入します。
- 研修会を通じて職員の情報セキュリティ対策の浸透に努めます。
- 情報セキュリティポリシー²⁹を必要に応じて見直します。

05 マイナンバーカード利活用の拡大

- マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の一層の周知を図ります。
- マイナンバーカードの普及を積極的に進めます。
- マイナンバーカードを使用できる行政サービスを充実します。

06 基幹系システムの標準化・共通化対応

- ガバメントクラウド³⁰上の公共サービスメッシュ³¹への連携、データ利活用を見据え、基幹系システム標準化・共通化³²対応について、早期の移行完了を目指します。

²⁵ シビックテック：住民がICTなどを活用して、地域課題を解決する取り組みのこと。

²⁶ 自治体DX：デジタル技術を活用して行政サービスの質を高め、業務を効率化し、住民の利便性を向上させることで、持続可能な地域社会を実現する取組のこと。

²⁷ EBPM：「証拠に基づく政策立案」のことで、経験や勘に頼らず、データや客観的な根拠（エビデンス）に基づいて政策を立案・実行・評価する手法のこと。

²⁸ セキュリティリスク：情報システムやデータが「機密性」「完全性」「可用性」（情報を許可された人だけが利用でき、正確で完全な状態に保たれ、必要ときにいつでも使えること）を損なう可能性のこと。

²⁹ セキュリティポリシー：企業や組織が「情報資産（顧客情報、技術ノウハウなど）をあらゆる脅威から守る」ために定める、方針や行動指針、具体的なルールのこと。

³⁰ ガバメントクラウド：や地方自治体などが行政システムを共通で利用する政府共通のクラウド基盤サービスのこと。

³¹ 公共サービスメッシュ：国が整備する行政が持つ様々なデータを安全かつ円滑に連携・活用するための情報基盤のこと。

³² 基幹系システム標準化・共通化：地方公共団体（自治体）が利用する住民基本台帳や税、福祉などの基幹業務システムを、国が定めた共通の仕様（標準仕様）に統一・統合する取組のこと。

07 情報基盤の維持管理

- みさきネットの施設・設備のマネジメントを進めます。
- みさきネットの使用料の適正な料金の見直しを検討します。
- みさきテレビ³³の自主放送の継続について検討します。
- みさきネットの衛星通信への転換を調査研究します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値 (令和6(2024)年)	目標値 (令和12(2030)年)
セキュリティインシデント発生回数	0件	0件
マイナンバーカード交付率	94.0%	100%
書かない窓口利用件数	—	2,500件
いつでも窓口(電子申請)件数	—	100件
コンビニ交付件数	2,093件	3,000件
DX活用事業数	—	20件
みさきネット加入者数	3,164人	3,000人
みさきテレビ加入数	3,817人	3,600人
告知(行政)放送加入数	6,162人	6,000人

³³ みさきテレビ：美咲町が運営するケーブルテレビ局「みさきタウンテレビジョン」のこと。

広聴広報の強化

5年後のまちの姿

- まちの情報発信が充実していると感じている住民が増えています。
- 町政に参画していると感じている住民が増えています。
- 行政とのコミュニケーションが円滑に行われています。
- 誰でも簡単に、まちの情報を入手できるようになっています。
- 町内外にまちの魅力が伝わっています。

現状と課題

- 多くの住民が町政に関心がありません。
- 多くの住民が地域の魅力に関心がありません。
- 発信した伝えたい情報が、住民に受け取られていません。
- 紙（広報紙・チラシ）とデジタル（SNS・HPなど）のバランスを考えることが必要です。
- 若者や女性の意見・ニーズを政策に反映できていません。

主な取組

01 ニーズに応じた情報発信

- 多様な媒体（広報みさき、SNS、ホームページ、みさきテレビなど）を組み合わせ、住民の世代・ライフスタイルに合わせた「伝わる」情報発信を進めます。
- 地域イメージの向上に向け、多様な地域資源のプロモーションを行います。
- 子育てや医療、教育、暮らしに関するプロモーション映像を制作し配信します。
- まちと特産品の魅力を、ふるさと納税制度を通じて発信します。

02 住民ニーズの把握

- フラットトーク³⁴や住民座談会、みらい会議、こども議会、出前講座など、多世代の住民の意見を幅広く対面で聴取する機会を増やします。
- 対面だけでなく、個別事例の収集、アンケート・ヒアリング調査、ICTの活用を組み合わせます。
- 美咲町タウンプロモーション戦略³⁵を策定します。

³⁴ フラットトーク：町長と少人数でざっくばらんに話し合う場のこと。

³⁵ タウンプロモーション戦略：地域（街・都市・村）の魅力や価値を戦略的に発信し、観光客、移住者、企業、投資などを呼び込み、地域経済を活性化させ、住民の地域愛（シビックプライド）を高めるための総合的な広報・マーケティング活動のこと。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6(2024)年）	目標値（令和12(2030)年）
ホームページアクセス数	808,865件	900,000件
公式LINE登録者数	1,650人	2,000人
フラットトーク他（対面）件数	30件	60件
美咲町タウンプロモーション戦略	—	策定済



広域連携の推進

5年後のまちの姿

- 住民に本町単独ではできない多様で安定した行政サービスを提供できています。
- 住民が、他の市町の公共施設を相互に利用できています。

現状と課題

- 住民の日常生活や経済活動は、町を越えて拡大しています。
- 住民ニーズは多様化しており、美咲町だけでは対応困難な行政サービスが増えています。
- 津山圏域全体の活力が失われてきています。
- 岡山県北地域では、地域産業への若者の就労が減少しています。

主な取組

01 行政サービスの充実

- 経済規模によるコスト削減と効率化を図ります。
- 専門性の高いサービスを提供します。
- 日常生活圏に合わせた行政サービスの利便性の向上を図ります。
- 魅力的な生活圏全体の地域づくりを進めます。

02 地域課題の共同解決

- 人口減少対策や地域経済の活性化など地域課題の共同解決に取り組みます。

03 財政基盤の強化

- 国からの支援を活用し、歳出削減に努めます。

04 広域連携の推進

- 消防やごみ処理、地域振興・雇用労働対策、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、し尿処理、火葬施設の運営等の一部事務組合や介護認定審査会などの効率的な運営を進めます。
- 津山圏域がより一層発展し、住み続けたい、また、住んでみたいと感じてもらえる地域づくりを、津山圏域地域創生協議会³⁶で進めます。

³⁶ 津山圏域地域創生協議会：津山市と周辺の鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町の1市5町が連携して、地方創生と圏域の活性化を目指すための協議会のこと。

- 活力ある社会経済を維持する一定の人口を有する拠点都市圏づくりを、**岡山都市圏連携協議会**³⁷で進めます。
- 津山圏域の雇用労働を、**津山圏域広域事務組合**³⁸で進めます。
- 図書館や文化センターなどの生涯学習施設やスポーツ施設の相互利用を進めます。
- 美作大学公立化**³⁹に向けた運営支援について調査研究します。
- 専門職員の派遣・応援など**共同活用**⁴⁰の仕組づくりを調査研究します。
- 専門職員の**共同採用**⁴¹について調査研究します。

まちづくりの目標

数値目標	基準値（令和6（2024）年）	目標値（令和11（2029）年）
津山圏域定住自立圏共生ビジョン連携事業	45事業	60事業
岡山連携中枢都市圏ビジョン連携事業	16事業	25事業

³⁷ 岡山都市圏連携協議会：岡山市を中心とした周辺の赤磐市、和気町、備前市、瀬戸内市、総社市、玉野市、早島町、津山市、真庭市、久米南町、美咲町、吉備中央町の8市5町が連携して、地方創生と連携中枢都市圏の形成を目指すための協議会のこと。

³⁸ 津山圏域広域事務組合：津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町の1市5町で構成し、圏域全体の雇用労働に関する業務（就職支援、無料職業紹介、企業・就活情報提供など）を担っている。

³⁹ 美作大学公立化：美作学園が2024年1月に津山市に要望書を提出し、津山市は地域唯一の大学の存続のため、有識者による検討会議を進めている。公立化により、学費負担の軽減や地域貢献の強化、教育・研究の質の向上が期待されている。

⁴⁰ 共同活用：複数の自治体が財政難や職員不足、広域的な課題に対応するため、事務や施設、システムなどを共同で処理・設置・利用する仕組のこと。

⁴¹ 共同採用：数の自治体（県と市町村、または市町村同士など）が人材確保のために採用試験（特に1次試験）をまとめて実施し、その成績に基づいて各自治体が個別に合格者を決定する仕組のこと。

資料編

■美咲町民憲章手話

美しい 川の流れを抱く

イラスト 山本 政巳

川の流
れ
の
よ
う
に...

左手のひらを右手のひらでなでなが
ら右へ動かす

指先を左へ向け、手のひらを上に向け
た右手をななめ右下へ引く

ふるさとの 自然の 恵みを

平仮名の
「し」を書く
ように

あごのところ
で「もぐも
ぐ」

指先をつけた両手をお腹から前方ななめ下へ指
先を前に向けて出し、右手5指を折り曲げ、指
を下に向けて軽く下ろす

右手人差指をすくい上げ、指先を
上に向ける

右手であごのところをなで
るように

皆で 守ろう

左手のひらを下に向けて水
平に半円をえがく

親指を立てた左手の周りを右手のひら
で囲むように回す

美しく 連なる 棚田の ように

左手のひらを右手のひらでなで
ながら右へ動かす

右手で左から右へ山の形を連
続してえがく

棚田を表
す
よ
う
に、
段々と...

↑田をつくる

両手3本指で田の字型を作る動作
をくり返す

両手の親指と人差指を上に向
けて前後に並べ同時に開閉を
くり返す

温かく あいさつ交わし 支え合おう

両手のひらを上に向けてお腹からあお
るよ
うに
あ
げ
る
動
作
を
くり
返
す

前後に向い合わせて立てた両手人差指を同
時に曲げる(くり返ししながら右から左へ)

左手の親指を立てて右手の手のひらで後ろから少
しおすような感じで2回ほどたたいてから、反対
側を手前に向けて2回ほどたたく

美しい



左手のひらを右手のひらで
なでながら右へ動かす

星の



両手の5指のつまみを頭より高
く上げて指の開閉をくり返す

導く



右山人差指の指先を額に向け
て指さす

ように



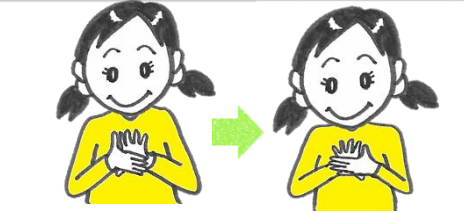
両手の親指と人差指を上に向けて
前後に並べ同時に開閉をくり返す

受け継いだ



両手親指と小指を立て、向かい合わせ左か
たの上から、回しながら前に出す

文化の



両手の親指のつけ根で組み合わせ、左右の手
の前後を変えて組みかえる

灯りを



両手を開いて親指側を付けて胸の前
から両手を左右へ開く

明日の



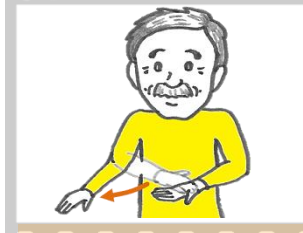
顔わきに立てた右山人差指
を前に出す

夢に



5指を上に向けて折り曲げた右手をこめか
みからゆらせて上げる

美しく



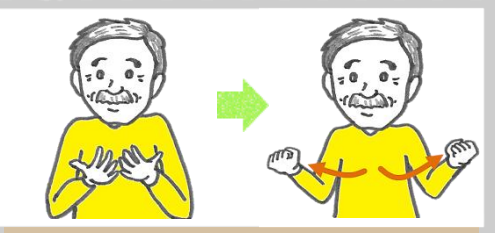
左手のひらを右手のひらで
なでながら右へ動かす

笑顔の



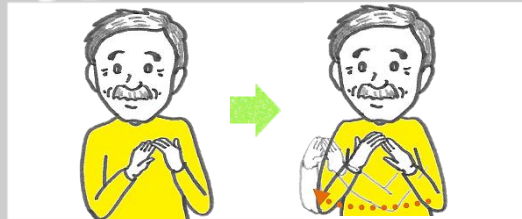
親指と4指を開いた両手を顔の横に持っていき、
両手同時に親指と4指を近づけたりはなししたり
を2回ほどくり返す

咲く



両手の親指から順に折りながら左右へ引きはな
してにぎる

町を



両手の指先をななめにつける（屋根を表す）動作を
左から右へ3回くり返す

めざして



右山人差指で遠くの場所を指さす

■美咲町振興計画審議会条例

平成17年3月22日

条例第33号

改正 平成17年7月1日条例第243号

平成24年12月18日条例第33号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、美咲町振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、美咲町振興計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

(1) 一般住民(町民)

(2) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、振興計画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成17年7月1日条例第243号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成24年12月18日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

■美咲町振興計画審議会（令和7年度）

所属団体	氏名	審議会役職
美咲町自治会長協議会	赤木 克己	会長
美咲町自治会長協議会	森岡 洋省	委員
美咲町自治会長協議会	中村 陽一	委員
中央わんわんクラブ	高橋 智美	委員
柵原ひよこクラブ	村上早紀子	委員
旭学園PTA会長	森岡 佳絵	副会長
美咲町心身障害児者親の会“亀さんの会”	高橋 康永	委員
久米郡商工会	杉山 洋樹	委員
久米郡森林組合	小嶋 康彦	委員
美咲町社会福祉協議会	河原 典香	委員
美咲町消防団	平田 佳久	委員
美作大学	福島 愛	委員

第4次美咲町振興計画

発行年月 令和8年3月

発行 美咲町
〒709-3717 岡山県久米郡美咲町原田2144-1
